

宮田村地域防災計画

風水害対策編

平成26年度修正版

宮田村防災会議

〔目 次〕

風水害対策編

第1章 総 則

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 第1節 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 | 防災の基本方針 | 1 |
| 第3節 | 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 2 |
| 第4節 | 防災面からみた宮田村の概要 | 7 |
| 第5節 | 過去に発生した災害 | 12 |

第2章 災害予防計画

| | | |
|------|---------------|----|
| 第1節 | 風水害に強いまちづくり | 14 |
| 第2節 | 災害発生直前対策 | 16 |
| 第3節 | 情報の収集・連絡体制計画 | 16 |
| 第4節 | 活動体制計画 | 18 |
| 第5節 | 広域相互応援計画 | 19 |
| 第6節 | 救助・救急・医療計画 | 20 |
| 第7節 | 消防・水防活動計画 | 21 |
| 第8節 | 要配慮者支援計画 | 24 |
| 第9節 | 緊急輸送計画 | 30 |
| 第10節 | 障害物の処理計画 | 31 |
| 第11節 | 避難収容活動計画 | 31 |
| 第12節 | 孤立防止対策計画 | 38 |
| 第13節 | 食料品等の備蓄・調達計画 | 39 |
| 第14節 | 給水計画 | 40 |
| 第15節 | 生活必需品の備蓄・調達計画 | 41 |
| 第16節 | 危険物施設等災害予防計画 | 42 |
| 第17節 | 電気施設災害予防計画 | 44 |
| 第18節 | 上水道施設災害予防計画 | 44 |
| 第19節 | 下水道施設災害予防計画 | 45 |
| 第20節 | 通信・放送施設災害予防計画 | 46 |
| 第21節 | 災害広報計画 | 48 |
| 第22節 | 土砂災害等の災害予防計画 | 49 |
| 第23節 | 防災都市計画 | 52 |
| 第24節 | 建築物災害予防計画 | 52 |
| 第25節 | 道路及び橋梁災害予防計画 | 54 |
| 第26節 | 河川施設等災害予防計画 | 54 |
| 第27節 | 農林水産物災害予防計画 | 56 |
| 第28節 | 二次災害の予防計画 | 57 |
| 第29節 | 防災知識普及計画 | 59 |
| 第30節 | 防災訓練計画 | 62 |

| | | |
|------|------------------|----|
| 第31節 | 災害復旧・復興への備え | 63 |
| 第32節 | 自主防災組織等の育成に関する計画 | 64 |
| 第33節 | ボランティア活動の環境整備計画 | 66 |
| 第34節 | 災害対策基金等積立及び運用計画 | 67 |
| 第35節 | 風水害対策に関する調査研究 | 67 |

第3章 災害応急対策計画

| | | |
|------|---------------------|-----|
| 第1節 | 災害直前活動 | 68 |
| 第2節 | 災害情報の収集・連絡活動 | 84 |
| 第3節 | 非常参集職員の活動 | 93 |
| 第4節 | 広域相互応援活動 | 104 |
| 第5節 | ヘリコプターの活用計画 | 109 |
| 第6節 | 自衛隊災害派遣要請活動 | 114 |
| 第7節 | 救助・救急・医療活動 | 119 |
| 第8節 | 消防・水防活動 | 123 |
| 第9節 | 要配慮者に対する応急活動 | 130 |
| 第10節 | 緊急輸送活動 | 133 |
| 第11節 | 障害物の処理活動 | 137 |
| 第12節 | 避難収容及び情報提供活動 | 139 |
| 第13節 | 孤立地域対策活動 | 154 |
| 第14節 | 食料品等の調達供給活動 | 156 |
| 第15節 | 飲料水調達供給活動 | 159 |
| 第16節 | 生活必需品の調達供給活動 | 162 |
| 第17節 | 保健衛生、感染症予防活動 | 163 |
| 第18節 | 遺体の捜索及び処置等の活動 | 166 |
| 第19節 | 廃棄物の処理活動 | 169 |
| 第20節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 | 172 |
| 第21節 | 危険物施設等応急活動 | 173 |
| 第22節 | 電気施設応急活動 | 177 |
| 第23節 | 上水道施設応急復旧活動 | 178 |
| 第24節 | 下水道施設応急復旧活動 | 180 |
| 第25節 | 通信・放送施設応急活動 | 182 |
| 第26節 | 災害広報活動 | 184 |
| 第27節 | 土砂災害等応急活動 | 187 |
| 第28節 | 建築物災害応急活動 | 188 |
| 第29節 | 道路及び橋梁応急活動 | 190 |
| 第30節 | 河川施設等応急活動 | 191 |
| 第31節 | 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 | 192 |
| 第32節 | 農林水産物災害応急活動 | 196 |
| 第33節 | 文教活動 | 198 |
| 第34節 | 飼養動物の保護対策 | 202 |
| 第35節 | ボランティアの受入れ体制 | 203 |
| 第36節 | 義援物資、義援金の受入れ体制 | 204 |

| | |
|---------------------|-----|
| 第37節 災害救助法の適用 | 205 |
|---------------------|-----|

第4章 災害復旧計画

| | |
|-------------------------|-----|
| 第1節 復旧・復興の基本方針の決定 | 209 |
| 第2節 迅速な原状復旧の進め方 | 209 |
| 第3節 計画的な復興 | 210 |
| 第4節 資金計画 | 211 |
| 第5節 被災者等の生活再建等の支援 | 211 |
| 第6節 被災中小企業等の復興 | 218 |

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、防災基本計画（中央防災会議）に基づくとともに、長野県地域防災計画（長野県防災会議）を踏まえた上で、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び宮田村防災会議条例（昭和39年宮田村条例第23号）第2条の規定に基づき、宮田村防災会議が策定する「宮田村地域防災計画」の「風水害対策編」であり、村、防災関係機関等がとるべき風水害に係る災害対策の基本的事項を定める。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各課等はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

第2節 防災の基本方針

本村は、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と一部の地域への人口の密集、要配慮者の増加等という社会的条件をあわせもち、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

1 防災対策

防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、村、県、防災関係機関及び住民が一体となって最善の対策をとる。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2 村

県、防災関係機関等と緊密な連携を図り、人命の安全を第一に、防災施設・設備の整備を促進する。また、防災体制の充実と、住民の防災意識の高揚・防災組織の育成強化を図るとともに、防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講じる。

3 住民

「自らの身の安全は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭にいた防災対策を常日ごろから講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施する。また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施する。また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 村

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 宮 田 村 | 1 宮田村防災会議に関する事。 2 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 3 水防その他の応急措置に関する事。 4 村の地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 5 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 6 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。 7 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。 8 その他村の所掌事務についての防災対策に関する事。 |

2 県

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------|---|
| 長 野 県 | 1 長野県防災会議に関する事。 2 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 3 水防その他の応急措置に関する事。 4 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 5 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。 7 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。 8 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 9 その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。 |
| 上伊那地方事務所 | 1 上伊那地域内における総合的な災害の概況等の把握及び報告に関する事。 2 災害対策本部地方部の設置に関する事。 3 上伊那地域内における災害応急対策の連絡調整に関する事。 4 応急対策に関する事。 |
| 伊那保健福祉事務所 | 医療、助産及び防疫その他保健衛生に関する事。 |
| 伊那建設事務所 | 1 県の所管する河川、道路、橋梁等の保全並びに応急復旧に関する事。 2 緊急輸送路の確保に関する事。 |
| 南信教育事務所 | 災害時における学校教育・社会教育等文教に関する事。 |
| 駒ヶ根警察署 | 治安、交通、通信等の警察行政に関する事。 |
| 宮田村警察官駐在所 | 治安、交通、通信等の警察行政に関する事。 |

3 指定地方行政機関

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------|---|
| 天竜川上流河川事務所 | 天竜川、太田切川等国の管理する河川に係る災害の予防、応急対策、復旧工事に関する事。 |
| 長野農政事務所 | 災害時における主要食料の需給対策に関する事。 |
| 南信森林管理署 | 1 災害応急対策用材の供給に関する事。 2 山林災害の対策に関する事。 |
| 長野地方气象台 | 1 天気予報及び気象警報・注意報等の発表及び伝達に関する事。 2 防災気象知識の普及に関する事。 3 気象災害防止のための統計調査に関する事。 |

4 自衛隊

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------|---|
| 陸上自衛隊第13普通科連隊 (松本駐屯地) | 1 被害状況の把握に関する事。 2 避難活動の援助に関する事。 3 遭難者等の捜索、救助に関する事。 4 水防活動に関する事。 5 消防活動に関する事。 6 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関する事。 7 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援に関する事。 8 通信の途絶等緊急時の支援に関する事。 9 人員及び物資の緊急輸送に関する事。 10 給食、給水の支援に関する事。 11 救援物資の無償貸付又は譲与に関する事。 12 交通規制の支援に関する事。 13 危険物の保安及び除去に関する事。 |

5 消防

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------|--|
| 上伊那広域消防本部 伊南北消防署 | 災害発生の防除と被害の拡大防止並びに被災者の救助と人命、財産の保護に関する事。 災害等により、負傷した傷病者の搬送に関する事。 |

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---|--|
| 日本郵便(株) 宮田郵便局 | 郵政事業運営の確保、郵政事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 |
| 東海旅客鉄道(株) (飯田支店・伊那市駅) | 鉄道施設の防災及び災害救助物資等の緊急輸送に関すること。 |
| 伊那バス(株) | 旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。 |
| 中日本高速道路(株)名古屋支社 飯田保全・サービスセンター | 中央自動車道の防災対策に関すること。 |
| 日本赤十字社 (長野県支部) | 医療、助産その他救助に関すること。 |
| 日本放送協会 (NHK長野放送局) | 気象予警報の周知徹底及び防災知識の普及並びに災害対策に関する報道に関すること。 |
| 東日本電信電話(株) (長野支店) (株)NTTドコモ (長野支店) KDDI(株) ソフトバンクモバイル(株) | 電信、電話施設の保全と災害非常通信の調整等に関すること。 |
| 中部電力(株) (伊那営業所) | 電力供給の確保及び電力施設の整備と防災管理並びに被災電力施設の応急対策及び復旧工事に関すること。 |
| (公社)長野県トラック協会 | 災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。 |
| (一社)長野県医師会 | 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 |
| (一社)長野県歯科医師会 | 災害時における医療等救護活動の実施に関すること。 |
| (社)長野県薬剤師会 | 災害時における救護活動に必要な医療品等の提供に関すること。 |
| (一社)長野県LPガス協 会 | 液化石油ガスの安全に関すること。 |
| (株)エコーシティー・ 駒ヶ岳 | 気象情報、災害時情報等の広報に関すること。 |
| 民間放送事業者 | 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野FM放送) |

7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------------------|--|
| 上伊那医師会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷者の医療と助産救助に関すること。 2 収容患者に対する医療確保に関すること。 |
| 上伊那農業協同組合 (宮田支所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 農産物の被害応急対策の指導に関すること。 3 被害農家に対する融資のあっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保あっせんに関すること。 |
| 上伊那森林組合 (伊南支所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 3 木材の供給と物資のあっせんに関すること。 |
| 宮田村商工会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における物価安定についての協力に関すること。 2 救助物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。 |
| 自治会、日赤奉仕団等 の団体 | <ol style="list-style-type: none"> 1 村が行う災害応急対策についての協力に関すること。 2 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。 |
| 自主防災組織 | 村が実施する応急対策についての協力に関すること。 |
| 危険物施設の管理者その他 防災上重要な施設の管理者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底に関すること。 2 防護施設の整備に関すること。 |

第4節 防災面からみた宮田村の概要

第1 自然的条件

1 位置

本村は、長野県南信地区に当たり、海拔635メートル、東経137度56分、北緯35度45分に位置している。

2 地勢

本村は、上伊那郡の中央部に位置し、東西11キロメートル南北3.8キロメートルにて東は天竜川を隔てて駒ヶ根市東伊那、伊那市東春近に相對し、西は中央アルプス分水嶺を境界として、木曾郡上松町と背を合わせている。また南は太田切川を隔てて駒ヶ根市赤穂に接し、北は伊那市西春近に隣接している。

本村の面積は54.52平方キロメートルであり、地勢は一般に東南に向って緩傾斜をなしている。

3 地質

本村の地形は、高山域、低山域及び平地に分類でき、平地のほぼ全域が太田切川扇状地とその沖積低地にあたる。このように一つの扇状地の上に全集落が成立している所はまれである。

(1) 山地の地質

本村の山地部は中央アルプスに属し、基盤岩が全域に露出している。中央アルプスの基盤岩は、領家帯の変成岩と花崗岩類である。

変成岩は、岩相の変成度から片状ホルンフェルス帯と縞状片麻岩帯とに分けられ、変成温度のやや低い片状ホルンフェルス帯は、伊勢滝からオッ越西方の黒川中流部が主要な分布域であり、その南西への延長として、北御所谷流域や中御所谷中流部が片状ホルンフェルス帯である。変成度の高い縞状片麻岩帯は、宮田高原より下方の黒川流域、中御所谷の下流部、宮田高原一帯からその山麓部に分布する。

縞状片麻岩帯には太田切花崗岩が貫入しており、花崗岩と片麻岩とが複雑に入り組んでいる。特に、黒川下流部や太田切川の中御所谷出合付近より下流部では数多くのペグマタイトやアプライト脈に貫かれており、片麻岩の一部が花崗岩化を受けている。

花崗岩は、黒川下流域から低山域にかけての太田切花崗岩、駒ヶ岳山頂部を中心とした木曾駒花崗岩を代表とする数種類の花崗岩帯が分布しており、太田切川では、伊奈川花崗岩や市田花崗岩の礫も混じっている。これらの花崗岩類は、領家花崗岩としては若い花崗岩とされ、新期花崗岩類に属している。

(2) 平地の地質

本村の平地をつくる太田切川扇状地は、縦長6.4キロメートル、最大幅4.2キロメートル、扇面面積13.1平方キロメートルで、伊那谷を代表する扇状地である。扇状地は、一般に完新世を通じて掘り下げが進行し、いわゆる“田切地形”をつくっている。太田切川扇状地の場合、下流部では掘り下げが進み、段丘化がみられるが、上流部では洗掘が進まず、扇頂部の菅の台では、木曾山脈側から搬出された砂礫層の堆積が現在でも進行しており、これによって扇頂部から分流する形で小田切川が分岐し、小田切川による扇状地形成が強く反映されている。また、太田切扇状地の扇端は伊那山脈側に達しているため、天竜川は伊那山脈側の山裾を掘

り込んで流れている。

太田切扇状地は、ひとつながりの扇状地面ではなく、扇状地がだんだん開析されることにより数段の扇状地に分かれており、一つひとつの扇状地面は扇頂部の菅の台から天竜川に向かって細長く伸びている。

(3) 活断層

震災対策編第1章第6節「被害想定」第2「想定地震」に掲げる「想定震源の位置と大きさ」の図でも明らかなように、本村の中央部直下に「伊那谷断層帯」が確認されている。また、北部に「糸魚川―静岡構造線（中部）」、南西部に「阿寺断層系」が確認されている。

なお、「伊那谷断層帯」を構成する断層のひとつである田切断層群は、西上がり東落ちの逆断層で、変位速度は16～21センチメートル／千年と推定される。

4 気候

本村の気象は、海から遠く隔れた内陸にある関係上、多分に内陸的な性質を表わしている。また、日本海よりも太平洋に距離的に近く、太平洋斜面に属しているために、一般的には太平洋側気候の性質を多くもっている。

(1) 気温

1年間の気温変化をみると、1月を最低、8月を最高とする内陸性気候である。

(2) 降水量

降水量は季節的にはっきりしており、夏と冬に少なく春の梅雨期と秋の霖期の年2回の雨期に多く、その量は冬期の3倍ほどになっている。

(3) 風

本村の特徴として、年間を通じ北風よりも南風の吹く時間帯がはるかに多い。そして、地形的（山岳）な影響により、一般的には風は穏やかである。しかし、近年の台風による風害で、果樹等に被害が発生している。

(4) 降雪

一般的に雪空も降雪も少ないが、近年の気象の変化により積雪の深さが30センチメートルを超えることもある。

5 自然的条件にみる災害の要因

本村のおかれた自然環境は概して厳しく、災害へ発展する素因が常に内在しているが、そのうち特に災害に関連して考えられる要因には次のものがある。

(1) 前線の影響による大雨

梅雨期や霖期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発となり、大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。特に梅雨時期は集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(2) 台風

本村の地方は、直接台風の進路となることは少なく、台風が来襲しても地形的（山岳）な影響を受けて、勢力が衰えたり中心が分裂したりするため、台風による被害は比較的少ない。しかし、近年規模の大きな台風が接近する例も増え、被害も出ているため、警戒が必要である。

第2 社会的条件

1 人口

村の総人口は、平成26年4月1日現在9,288人であり、昭和30年代から漸増傾向にある。

人口密度は1平方キロメートルあたり170.4人であり全国比の約50パーセントに過ぎないが、本村の面積の約70パーセントが山林である地形的特殊性から、部分的には人口集中地区を形成している。

2 産業

(1) 農業

本村は、農家数の9割が兼業農家であり、農業粗生産額はここ数年大きな変化はしていない。生産額を作物別にみると、米が全体の約4割を占め、農業の主体となっているが、近年減反対策等の関係もありわずかに減少傾向にある。一方果実類、花卉類の生産額に占める割合は約3割と米の生産額に次いで大きい。

(2) 工業

村内3箇所に工業団地を造成し、工場誘致を進めてきたことなどにより、村内の工場数は平成24年現在46となっており、工業が村の中心産業として位置づけられるまでに発展した。中心となる業種は、金属産業であり、精密、輸送、電気と続いている。

3 交通

(1) 道路

国道153号線が村のほぼ中央部を南北に通じ、南は飯田市を経て名古屋市に通じ、北は辰野町を経て塩尻市及び諏訪市へ通じている。

伊那谷の大動脈として中央自動車道西宮線が走り、駒ヶ根ICからは、東京都心部へ約3時間、名古屋中心部へ約2時間という圏域にある。

中央自動車道西宮線の東に並行して村道21号線（広域農道）が南北に走り、北は辰野町・南は飯田市へ通じている。

(2) 鉄道

JR飯田線は、国道153号線に沿って南北に村の中央を走り、南は豊橋から東海道本線へ、北は辰野を経て岡谷から中央本線にそれぞれ結ばれている。

村内には、無人駅ではあるが「宮田駅」がある。

4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の高齢化、国際化、情報化等の社会構造の変化などにより、災害脆弱性の高まりがみられるため、これらの変化に十分配慮した防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次のような変化については、十分な対応を図るよう努める。

(1) 宅地造成の増加

宅地造成の増加により、一部地域への人口の密集、危険地域への居住等がみられる。これらの対応として、災害に強いまちづくりに努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、建築物の安全確保対策等を講ずるよう努める。

(2) 要配慮者の増加

高齢者（とりわけ一人暮らし高齢者）、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、外国籍住民等いわゆる要配慮者の増加がみられる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面において、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための各施策の展開にあたっては、防災対策の一層の充実を図る必要がある。

(3) コンピューター等の依存度の増大

ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める必要がある。

(4) 住民意識及び生活環境の変化

住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助意識の低下がみられるので、コミュニティー、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的な防災訓練、防災思想の徹底等に努める必要がある。

◆人口と世帯数

(単位：人・世帯)

| 年次 | 世帯数 | 人 | | | 一世帯 当たり人口 | 人口密度 人 / km ² |
|------|-------|--------|-------|-------|--------------|-----------------------------|
| | | 総 数 | 男 | 女 | | |
| 大正9年 | 950 | 5,293 | 2,487 | 2,806 | 5.6 | 101.5 |
| 昭和5年 | 1,078 | 5,917 | 2,783 | 3,134 | 5.5 | 113.5 |
| 10 | 1,098 | 5,493 | 2,704 | 2,789 | 5.0 | 105.4 |
| 15 | 1,045 | 5,255 | 2,618 | 2,637 | 5.0 | 100.8 |
| 22 | 1,314 | 6,840 | 3,294 | 3,546 | 5.2 | 131.2 |
| 25 | 1,313 | 6,565 | 3,188 | 3,377 | 5.0 | 125.9 |
| 30 | 1,296 | 6,236 | 3,051 | 3,185 | 4.8 | 119.7 |
| 35 | 1,320 | 6,142 | 2,952 | 3,190 | 4.7 | 117.8 |
| 40 | 1,421 | 6,307 | 3,017 | 3,290 | 4.4 | 121.0 |
| 45 | 1,629 | 6,767 | 3,263 | 3,504 | 4.2 | 129.8 |
| 50 | 1,741 | 7,169 | 3,473 | 3,696 | 4.1 | 137.5 |
| 55 | 1,918 | 7,582 | 3,683 | 3,899 | 4.0 | 145.4 |
| 60 | 2,066 | 7,898 | 3,862 | 4,036 | 3.8 | 151.5 |
| 平成2年 | 2,153 | 7,894 | 3,817 | 4,077 | 3.7 | 144.8 |
| 7 | 2,383 | 8,103 | 3,932 | 4,171 | 3.4 | 148.6 |
| 12 | 2,641 | 8,692 | 4,242 | 4,450 | 3.3 | 159.4 |
| 17 | 2,939 | 8,968 | 4,325 | 4,643 | 3.0 | 164.4 |
| 22 | 3,092 | 8,974 | 4,357 | 4,617 | 2.9 | 164.6 |

(資料一 国勢調査)

◆地区別の世帯数と人口

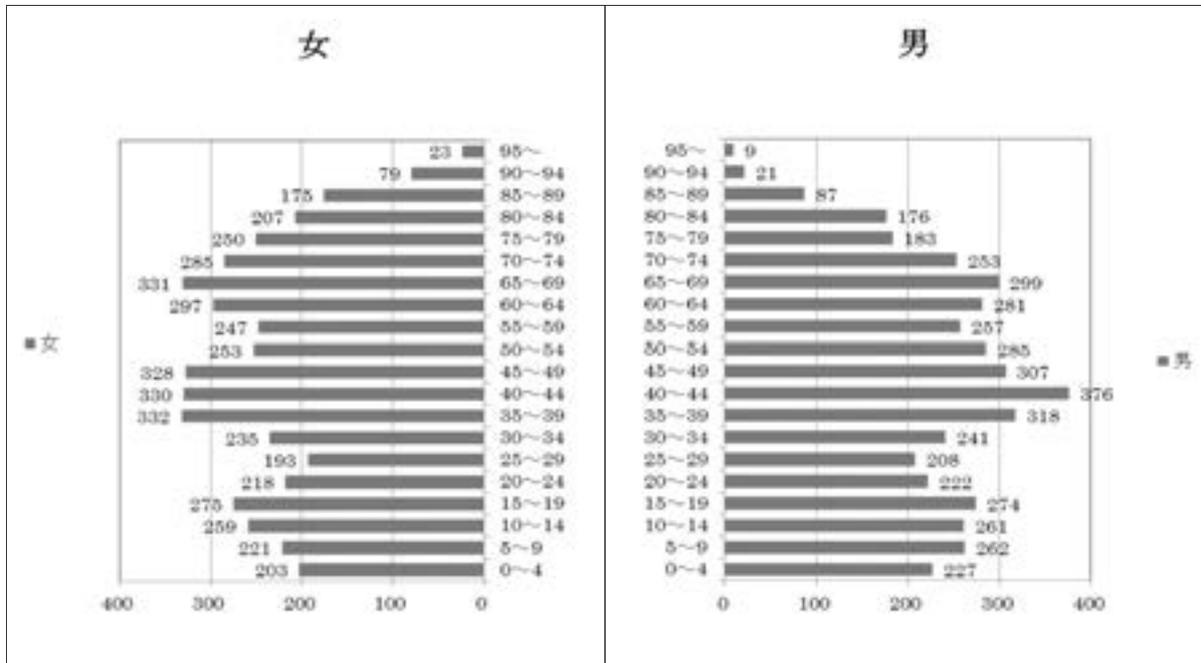
平成26年4月1日現在（単位：人）

| | 男 | 女 | 計 | 世帯数 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 町 1 区 | 455 | 490 | 945 | 388 |
| 町 2 区 | 278 | 298 | 576 | 232 |
| 町 3 区 | 1,074 | 1,183 | 2,257 | 804 |
| 北 割 区 | 384 | 379 | 763 | 263 |
| 南 割 区 | 613 | 602 | 1,215 | 381 |
| 新 田 区 | 368 | 370 | 738 | 271 |
| 大 田 切 区 | 459 | 451 | 910 | 334 |
| 大 久 保 区 | 232 | 210 | 442 | 139 |
| 中 越 区 | 259 | 275 | 534 | 174 |
| つつじが丘区 | 137 | 172 | 309 | 114 |
| 大 原 区 | 282 | 305 | 587 | 233 |
| 西 駒 郷 | 6 | 6 | 12 | 12 |
| 合 計 | 4,547 | 4,741 | 9,288 | 3,345 |
| 日 本 人 | 4,475 | 4,619 | 9,094 | 3,231 |
| 外 国 籍 住 民 | 72 | 122 | 194 | 166 |

（資料—住民課）

◆年齢別・男女別人口

平成26年4月1日現在（単位：歳・人）



（資料—住民課）

第5節 過去に発生した災害

1 風水害の記録

| 災害年月日 | 被災地域 | 災害状況と規模 |
|-------------|-----------------------|---|
| 昭和13. 7. 5 | 大久保（太田切川流域） 大久保前河原 | 豪雨、太田切川大久保地籍より切込み、大久保赤穂線約300m流失、大久保前河原水田流失 |
| 〳 32. 6. 28 | 大田切（太田切川流域） | 太田切川堤防約50m決壊 |
| 〳 36. 6. 27 | 全域 | 梅雨前線豪雨、天竜川、太田切川、大沢川、小田切川、寺沢川大洪水。床上下浸水13戸、大久保地籍県道土砂崩れ |
| 〳 39. 9. 25 | 全域 | 台風20号、太田切川、寺沢川、大沢川、小田切川流域で大洪水。河川決壊、太田切川3箇所、寺沢川3箇所、大沢川1箇所、小田切川1箇所、田畑流失15a、土砂流入、埋没4ha、家屋浸水多数、死者1名 |
| 〳 42. 6. 28 | 大久保 | 豪雨、田に土砂流入30a、山林なぎ抜け40m |
| 〳 43. 2. 15 | 北割 | 大雪が河川を塞ぎ床上浸水2戸、床下浸水12戸、田畑浸水50a |
| 〳 47. 7. 11 | 小田切川、寺沢川流域 | 梅雨前線豪雨、寺沢川が決壊し土砂、流木が中島橋一帯に流出した。田畑への土砂流入3.5ha、床下浸水多数 |
| 〳 57. 9. 11 | 太田切川、大沢川流域 | 台風18号、道路崩壊1箇所、太田切川決壊1箇所、大沢川決壊1箇所 |
| 〳 58. 5. 16 | 全域 | 梅雨前線豪雨、大沢川決壊3箇所、越水2箇所、太田切川決壊1箇所、村道崩壊5箇所、床下浸水8戸 |
| 〳 58. 9. 28 | 全域 | 台風10号、床下浸水9戸、田埋没21a、冠水5ha、崖崩1箇所、山崩4箇所、林道6箇所、漁業施設4槽 |
| 〳 60. 7. 4 | 北割 | 梅雨前線豪雨、源ヶ洞沢より土石流水田5a埋没、山崩2箇所 |
| 平成11. 6. 30 | 全域 | 梅雨前線豪雨、長坂沢・源ヶ洞・唐松沢の洪水による土砂流入66a、水田冠水8ha、床下浸水7戸、土砂崩落1箇所 |
| 〳 18. 7. 15 | 新田、北割、南割 | 豪雨災害 黒川平山腹崩壊、寺沢3か所小三沢1か所のり面崩壊、唐松沢土石流土砂流入 |
| 〳 23. 5. 10 | 北割 | 豪雨災害 小三沢林道1か所 |
| 〳 23. 5. 28 | 新田 | 梅雨前線豪雨 寺沢林道2か所 |

2 火災記録

| 年月日 | 被害区域 | 被害状況 |
|------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|
| 大正10. 3. 5 | 寺沢北平山林 | 3 ha焼失 |
| 〃 11. 3. 15 | 小学校 | 校舎 4 棟焼失 体育館 1 棟焼失 その他 1 棟焼失 |
| 〃 12. 4. 3 | 大平千石平山林 (新田区有林) | 4 ha焼失 |
| 〃 13. 4. 12 | 大平千石平山林 (南割区有林) | 2 ha焼失 |
| 〃 13. 8. 12 ~ 14 | 黒川山国有林 婦命山西春近財産区山林 婦命山東春近財産区山林 | 11ha焼失 4 ha焼失 8 ha焼失 |
| 昭和2. 12. 3 | 桐ノ木沢水無山林 | 3 ha焼失 |
| 〃 8. 2. 6 | 大平千石平山林 | 3 ha焼失 |
| 〃 29. 3. 27 | 桐ノ木沢 (官行造林) | 4 ha焼失 |
| 〃 34. 11. 16 | 婦命山 (官行造林) | 15ha焼失 |
| 〃 35. 4. 19 | 婦命山山林 | 4 ha焼失 |
| 〃 48. 3. 28 | 桐ノ木沢水無村有林 | 25ha焼失 |

3 その他の災害記録

| 災害年月日 | 災害の記録 | 災害の状況 |
|------------------------|-------|---|
| 昭和57. 7. 10 | ひょう害 | 野菜1.4ha16 t、果樹1.7ha30 t、損害額6,009千円 |
| 〃 61. 2. 18 | 豪雪災害 | パイプハウス48棟5,200㎡ |
| 〃 61. 7. 21 | ひょう害 | 15mm～小豆大の降ひょう、果樹168t、蔬菜4.5ha、損害額46,710千円 |
| 〃 62. 4. 14 | 凍霜害 | 果樹432t 損害額28,803千円 |
| 平成元. 4. 29 | 〃 | 果樹23t 損害額4,800千円 |
| 〃 2. 4. 25 | 〃 | 果樹63t 損害額14,364千円 |
| 〃 2. 4. 30 | 〃 | 果樹99.9t 損害額23,370千円 |
| 〃 6. | 干ばつ災害 | 果樹50t 損害額8,866千円 |
| 〃 10. 1. 9 ~ 18 | 豪雪災害 | パイプ・ガラスハウス62棟16,321㎡ 損害額36,361千円 生産物 損害額18,155千円 住宅・附属屋・車庫 206件 |
| 〃 13. 1. 26 ~ 27 | 〃 | パイプハウス39棟5,400㎡ 損害額4,505千円 ガラスハウス (ガラス) 13棟110枚 損害額605千円 |
| 〃 26. 2. 8 ~ 15 | 〃 | パイプハウス13棟2,417㎡ 損害額556千円 |

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

村は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の災害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進災害等に強い村土の形成
- 2 総合的災害対策の推進等による災害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等の推進

第3 計画の内容

1 風水害に強い村土づくり

(1) 現状及び課題

村内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な村土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。

ウ 風水害に強い村土の形成を図るため、次の(ア)～(ウ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

(ア) 村所管の河川

時間雨量50ミリメートルの降雨に対する整備を当面の目標とする。

(イ) 土砂災害

ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。

(ウ) 山地災害

台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の整備を図る。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

一部地域への人口の集中、危険地域への居住及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強いまちの形成

(ア) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域

災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じる。

(イ) 公共施設の整備

防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

(ウ) 道路網の整備

道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

(エ) 風水害対策

次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

- a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進
- b 河川について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
- c 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- d 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- e 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー、監視カメラ等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
- f 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
- g 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
- h 農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全性

(ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(イ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ウ) 強風による落下物の防止対策を図る。

(エ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) 上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

エ 災害応急対策等への備え

次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」第5「気象予警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

具体的な計画については、本章第11節「避難収容活動計画」に定めるところによる。

3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるように、次のような体制の整備を行う。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者）
- (5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- (6) 災害に関する情報についての村との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には、できる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村は、県、他市町村、関係機関等とを結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。このため、村は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、他市町村、防災関係機関と相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

ウ 公共施設を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。

エ 総合的な情報収集を行うため、地域からの情報収集の仕組みを研究する。

オ 情報収集手段としてインターネット等の活用を推進する。

カ 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

キ 土砂災害警戒区域に監視カメラを設置し避難勧告等に係る発令の判断基準とする。

ク 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

村は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積に努めるとともに、インターネット等の活用により災害情報等の周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅した防災マップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースもある。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 既に設置されている防災行政無線については、機器の定期点検等、維持管理を行い、円滑な通信の確保を図るとともに、老朽化した設備、非常用電源設備の更新を図るものとする。

イ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

ウ 風水害時を想定した非常通信訓練を行うものとする。

エ 衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の整備と活用について検討を図る。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織との連携等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

イ 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

災害対策基本法第16条に基づき、宮田村防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

宮田村防災会議は、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した宮田村地域防災計画の策定及び修正を行い、防災関係機関と連携を図りながら、その計画の実施を推進する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

役場庁舎や避難施設など、災害時に応急対策の中心的役割を果たす施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

役場庁舎や避難施設など、災害時に防災中枢機能を果たす施設については、定期的に施設の点検整備を実施し、必要な補強や設備の充実を図り、安全性の確保等に努める。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

第2 計画の内容

1 相互応援協定の締結

(1) 現状及び課題

村が災害応急対策の実施のために必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、次のとおりである。

<応援協定一覧>

| 協定名及び協定先の市町村機関の名称 | 業務の種類 | 締結年月日 | 締結方法 | 応援要請手続 |
|--|--|-----------------|------|--------------|
| 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書 〔長野県、長野県市長会、長野県町村会〕 | 被災県等への職員派遣、物資の提供、被災者の受入れ及び施設の提供、その他の支援 | 平成24年 12月12日 | 文書 | 電話又は電信による |
| 長野県市町村災害時相互応援協定 〔長野県内全市町村〕 | 物資の提供及びあっせん、人員の派遣、その他 | 平成8年 4月1日 | 文書 | 無線又は電話等による |
| 長野県消防相互応援協定 〔長野県内18市町村等〕 | 消防、救助、救急、その他の応援 | 平成8年 2月14日 | 〃 | 〃 |
| 上伊那広域消防相互応援協定 伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、伊那消防組合、伊南行政組合 | 救急、火災、その他の災害 | 昭和54年 3月16日 | 〃 | 口頭、電話又は電信による |
| 長野県中央高速道路消防相互応援協定 駒ヶ根市、宮田村、伊那市、南箕輪村、箕輪町、辰野町、伊南行政組合、伊那消防組合 | 〃 | 昭和51年 9月18日 | 〃 | 〃 |

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- イ 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる昭和伊南総合病院・伊那中央総合病院・町営辰野病院との連携や、村内医療機関等における災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか他医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、速やかに把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助用資機材の整備については、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に基づき、装備の整備を行う。
- (2) 消防ポンプ車庫、各地区高齢者支え合い拠点施設、社会福祉施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄等

村内における医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達については、基本的に流通備蓄としているため、資料編に掲げる医療機関、薬局等に協力を求め、村は常にその在庫状況を把握する。

これら医療機関、薬局等と災害時における協力体制を確立するとともに、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

県は、災害時において基幹的役割を果たす病院として長野赤十字病院を、上伊那地域の中心的な役割を果たす病院として伊那中央病院を指定し、段階的な施設・設備整備や災害医療体制の整備を図っている。

大規模災害発生時に、村内医療機関では対応できない重症患者等に対して、迅速に当該地域災害医療センターに搬送ができるよう、平素から搬送体制の確立を図る。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 風水害等集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、上伊那広域消防本部は、構成市町村と連携・協議し、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

- ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
- イ 最先到着隊による措置
- ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
- エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- オ 各活動隊の編成と任務
- カ 消防団の活動要領
- キ 通信体制
- ク 関係機関との連絡
- ケ 報告及び広報
- コ 訓練計画
- サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

5 防災訓練の実施

関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 計画の内容

1 消防計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防団が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の基準」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による団員の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、消防本部、関係団体等と連携、協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部は、消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及

び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業、薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に、関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防ぎょ計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の市町村から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(8) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いの習熟に努める等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 村の実施事項

村は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア 水防組織、消防団の確立・整備

イ 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項

(ア) 重要水防箇所周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

(イ) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備

エ 平常時における河川等の水防対象箇所の巡視

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 居住者への立退の指示体制の整備

- キ 洪水時等における水防活動体制の整備
 - ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
 - ケ 水防訓練の実施（年1回以上）
 - (ア) 水防技能の習熟
 - (イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- (2) 水防活動上必要な資機材の調整
- ア 水防倉庫にはおおむね資料編に掲げる資機材を備蓄する。ただし、地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。
 - イ 資材の確保のため重要水防区域近在の竹立木、木材を調査するとともに、資材業者を登録し、緊急時に調達しうる数量を確認してその補給に備えること。また、備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、ただちに補充しておく。
 - ウ 備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に際して県有水防倉庫の備蓄資機材を伊那建設事務所長の承認を受けて使用することができる。

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が、被害を受ける可能性が高まっている。このため村は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努め、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 社会福祉施設及び医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民、観光客等のために指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の標識等の簡明化、多言語化など災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制及び避難誘導等の強化を図る。

第3 計画の内容

1 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

村の関係部署（総務課、福祉課など）で連携をし、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものであるよう、名簿の更新は年1回行うよう努める。

（1）避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- ア 65歳以上の一人暮らしの者
- イ 介護保険制度による要介護認定者
- ウ 障害者手帳所持者
- エ ア～ウに掲げる者以外の地域において避難支援が必要と認める者

（2）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する、次の情報を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他、避難行動等の実施に関し、村長が特に必要と認める事項

（3）避難支援等関係者となる者

避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるため、村において災害対策基本法第49条の11第2項に定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する避難支援者等関係者は、次に掲げる者とする。

- ア 区（自主防災組織）
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 宮田村社会福祉協議会
- エ 駒ヶ根警察署・宮田村警察官駐在所
- オ 上伊那広域消防本部伊南北消防署
- カ 宮田村消防団
- キ その他、村長が特に必要と認めた者

（4）名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うため、村の各担当部署は平常時より要支援者の居住地や生活状況等を把握するよう努める。情報については、紙ベースや電子媒体での保管を行う。

なお、避難行動要支援者名簿を作成するため、宮田村個人情報保護条例第8条の規定に基づき、次に掲げる台帳等から要支援者の要件に該当する者の情報を収集する。

- ア 住民基本台帳
- イ 高齢者台帳
- ウ 要介護認定台帳
- エ 身体障害者更生指導台帳

オ 療育手帳管理台帳

カ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳・自律支援医療管理台帳

また、上記アからカのほか、関係機関の協力で行う調査等でも要支援者の情報を収集する。

キ 民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯への訪問調査

ク 居宅介護支援事業者や地域包括支援センターからの情報の提供

ケ 基幹相談支援センターや相談支援事業者からの情報の提供

コ その他必要に応じた情報の提供

(5) 名簿情報の提供に際しての情報漏えい防止に関する事項

名簿情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講ずることとする。

ア 避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

イ 避難行動要支援者名簿は必要以上に複製せず、施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。

ウ 避難行動要支援者名簿を提供する際には、原則として、担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿は提供しない。また、避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿の取り扱い者を限定するよう指導する。

2 在宅者で介護の必要な者への対策

(1) 指定避難所の整備

村は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉士、社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握等

村関係部署においては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの可否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。また必要に応じ、災害発生に備えた避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用できるように努める。

(6) 防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとする、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日ごろから対策を講じておく。
- (イ) 災害発生時に近隣の協力が得られるよう、日常的に努力する。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加する。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 各区の自主防災組織は、区内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備するとともに、要配慮者とその支援者の関係等を地図上に示した支え合いマップ等を作成、整備する。
- (イ) 災害発生時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で行われる防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(7) 支援協力体制の整備

県福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域が一体となった支援協力体制の確立に努めるとともに、村民に対し避難場所、避難所、避難経路等の周知徹底を図る。

また、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障害壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するように努める。

特に要援護高齢者等の緊急受入れについては、介護保険施設等との受け入れ協定等により、物資、人員体制の確保、費用負担等について連携を図っていく。

3 要配慮者利用施設に対する対策

(1) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(2) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(3) 防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

村は要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び村内や県内外における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう施設に働きかける。

(5) 医療機関の体制整備

ア 村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

イ 村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

4 要配慮者利用施設等が実施する対策

(1) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うよう努める。

(2) 組織体制の整備

要配慮者施設等においては、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災訓練の充実強化を図るものとする。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要

請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区との間で避難支援計画等に関する協定及び村内や県内外における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

（５）医療機関の体制整備

医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

また、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

さらに、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

5 外国籍住民及び観光客に対する対策

（１）外国籍住民被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体等と連携し、外国語によるインフォメーション等の情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

（２）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民に対する指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（３）防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて防災知識の普及を図る。

（４）応援体制及び受援体制の整備

他の市町村で災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（５）観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協議して、緊急時における連絡体制を整備するとともに、観光客の安全対策を推進する。

また、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

本村の道路は、狭あいだで屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。

このため、駒ヶ根警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

<緊急交通路>

| 道路種別 | 路線名 | 区 間 |
|------|-------|-------------------|
| 国道 | 153号線 | 塩尻市R19・20号交点～愛知県境 |

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

大規模な風水害が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。このため、本村では、資料編に掲げるとおり災害対策用ヘリポートを確保し、指定している。

また、自らが被災した場合は勿論、近接市町村が被災した場合の輸送拠点となる「物資輸送拠点」についても、空輸と陸上輸送の両面の利便性を考慮し、同資料のとおり指定している。

なお、災害対策用ヘリポート及び「物資輸送拠点」については、住民に周知するものとする。

3 輸送体制の整備計画

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

4 緊急通行車両の事前確認事務

県公安委員会は、災害時における応急措置を行うため、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限できる。

このため、村は、緊急輸送を行う場合には、「緊急通行車両確認申出書」を県又は駒ヶ根警察署に提出し、緊急車両であることの確認（証明書及び標章の交付）を受ける。

なお、県公安委員会の行う緊急通行車両に係る確認手続について、応急対策車両をあらかじめ指定し、事前届け出を行う。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

大規模災害時には、河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 計画の内容

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき村道の管理は、村が行っているが、障害物除去体制についてあらかじめ県と事前に対応を検討しておく。

また、上伊那森林組合等林業関係団体及び建設業者と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

第11節 避難収容活動計画

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者、帰宅困難者及び滞留旅客に配慮した避難計画の策定、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第2 計画の内容

1 避難計画の策定等

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。このため、次の計画を策定する。

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内又は近接する要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要があるが、現在本村には、この区域内に該当施設はない。しかし、要配慮者利用施設については、区域外であっても、警戒避難体制の確立な

ど防災体制の整備について指導していく。

(1) 避難計画の策定

次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する以下の事項
 - (ア) 給食措置
 - (イ) 給水措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用品の支給
 - (オ) 負傷者に対する救急救護
- オ 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理に関する以下の事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
- カ 広域避難地等の整備に関する以下の事項
 - (ア) 収容施設
 - (イ) 給水施設
 - (ウ) 情報伝達施設
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

| 平常時における広報 | 災害時における広報 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等 | <ul style="list-style-type: none"> ○広報車による周知 ○村防災行政用無線（同報系）による広報 ○避難誘導員による現地広報 ○自主防災組織を通じた広報 ○ホームページ等を通じた広報 |

なお村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

(2) 避難行動要支援者対策

村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(3) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(4) 住民の実施計画

ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- (ア) 家の中の一番安全な場所
- (イ) 救急医薬品や火気などの点検
- (ウ) 幼児や高齢者の避難にあたる責任者
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、避難経路の確認
- (オ) 非常持ち出し袋の常置場所及び持ち出し責任者
- (カ) 家族間の連絡方法及び最終落ち合い場所の確認
- (キ) 昼、夜別家族の分担業務

イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

ウ 避難所での生活に最低限必要な食料、飲料水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

エ 阪神・淡路大震災では、自力で、家族や近隣の住民等によって救出された人の割合が94.9%であり、救助隊による救出数はわずか1.7%であったと報告されている。(日本火災学会－兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書－) このため、初期救出活動における重要な役割を占める地域住民間のコミュニケーションを、日ごろから深めておく。

2 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民の助け合い等による要配慮者一人ひとりの状況に即した避難支援計画を策定し、一般の避難所では生活が困難な要配慮者が生活する福祉避難所を、災害が発生した時に速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努めるとともに、在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を進める。

また、県福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア団体等と連携し、災害発生時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

特に、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設については、村は、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって、風水害及び地震災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

3 避難場所の確保

災害の危険が切迫した場合に住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 村は、都市公園、高齢者支え合い拠点施設、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場

所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、村地域防災計画に掲載するものとする。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。
なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (5) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

ア 管理施設について、村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 避難所の確保

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

- (1) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- (2) 村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (3) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (4) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (5) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (6) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (7) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
- (8) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (9) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (10) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (11) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (12) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通

信設備の整備等に努めるものとする。

- (13) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (14) 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

- ア 管理施設について、村の指定避難所の指定に協力するものとする。
- イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

5 応急仮設住宅の供給体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 住居を失った被災者に対し、災害救助法が適用された場合は県が、それ以外は村が仮設住宅を提供することになるが、迅速な供給を行うため、事前に供給体制の整備を図る。
- (2) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (3) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (5) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (6) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (7) 村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、周辺の市町村の被災に対し、情報提供する体制を整備するものとする。

6 学校等における避難計画

災害が発生した場合、学校においては、児童生徒の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

- (1) 防災計画の策定（教育委員会）
 - ア 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒の安全

を確保するため防災計画を策定しておく。なお、この計画策定にあたっては、村、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長は、防災計画を策定又は変更したときは、速やかに、村教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- (ウ) 村教育委員会、村、駒ヶ根警察署、上伊那広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他学校長が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

ア 日常的に児童生徒がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理（教育委員会）

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導（教育委員会）

ア 避難経路、避難先及び避難所は、第一、第二の避難経路、避難先及び避難所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ 本計画の「児童生徒の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 児童生徒の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第12節 孤立防止対策計画

第1 基本方針

本村は村域の約70パーセントが山林・原野であり、急勾配の河川や広範囲にわたる土石流等危険地域を有していることから、一たび災害が発生すれば、孤立地域が発生することも予想される。こうした地勢をかんがみ、地域の高齢化と相まって、その対策の推進を図る。

第2 計画の内容

1 通信手段の確保・充実

- (1) 災害時に村防災行政無線が有効に活用できるよう、維持管理に努める。また、停電でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

2 災害に強い道路網の整備

村道の災害予防対策を推進する。また、住民に対し、道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えないよう啓発に努める。

3 孤立予想地域の実態把握

本村の山間部観光地においては、大規模な災害が発生した場合、孤立する可能性がある。したがって、村は、山間部観光地における孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

- (1) 全地区における組織結成を推進する。
- (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (3) 活動用資機材の整備充実を行う。

5 避難所の確保

実態に応じて、近接する公共施設や旅館等を避難所として確保する。

6 備蓄

- (1) 村は、必要に応じて備蓄を行うとともに、食料品等の分散配置に配慮するものとする。また、孤立し帰宅困難となった観光客等を想定し、観光施設や旅館経営者等に対しても備蓄を働きかけるものとする。
- (2) 村は、住民に対し、万一孤立してしまった場合、その地域内での生活が維持できるように住民自らが食料品等の備蓄に努めるよう啓発するものとする。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要である。

このため、食料の備蓄体制等の整備を推進するとともに、災害の発生後、円滑な食料供給が行えるよう、県、関係機関、応援協定締結市町村等と供給体制の整備を図る。

第2 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、関係業界団体等における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあっては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

- (1) 平成12、13年度に県が実施した県地震対策基本調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実状等とその後の社会情勢等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するよう努め、必要に応じて更新するものとする。なお、調達については、人口の5パーセントの2食分程度を目安とし、地形、気象条件等地域の特性を考慮して乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の調達体制を整備する。
- (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を推進するものとする。
- (3) 非常用食料を備蓄した際には、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- (4) 県と村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。

- (5) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。
- (6) 関係業界団体等との食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄への対応も検討されている。

これらの、協定により調達した食料や、校内調達及び備蓄食料等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

校内調達及び備蓄食料等については、地域の特性、人口等に応じ、村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

- (1) 校内調達食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- (2) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

第14節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない他市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (3) 県が実施する事項に対する協力を行う。
- (4) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (5) プールや河川等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

2 住民が実施する飲料水の備蓄計画

- (1) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

3 飲料水等の供給計画

- (1) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット・毛布等）
- (2) 衣類（下着・靴下・作業着等）
- (3) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- (5) 食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- (6) 日用品（石鹼・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

人口の5パーセント程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。本村における備蓄品目及び数量は資料編に掲げるとおりである。
- (2) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

2 住民が行う生活必需品等の備蓄計画

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品のほか、食料、飲料水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋等の準備を行う。

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (2) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、危険物施設等管理者は、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

なお、火薬類施設、高圧ガス施設、液化石油ガス施設、放射性物質使用施設等については、村としての直接の管理権限は持たないが、これらの施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。このため、村としては、あらかじめ当該施設の所在等を把握し、県及び関係機関と協力して災害予防対策に努める。

第2 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 規制及び指導の強化

上伊那広域消防本部（以下本節において「消防本部」という。）は、危険物施設等管理者に対して、次の措置を行う。

ア 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、修理、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(2) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

消防本部は、近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立について指導する。

(5) 県警察との連携

消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 火薬類施設災害予防計画

県は、火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

(1) 自主保安体制の整備

風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

(3) 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日ごろから周知するよう努める。

3 高圧ガス施設災害予防計画

高圧ガス貯蔵等事業者は、高圧ガス保安法に定められている災害発生時の緊急措置等について周知徹底を図るとともに、保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

液化石油ガス販売事業者等は、災害時に、容器の転倒によるガスの漏えい及び容器の流出が生じることのないよう、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を図る。

5 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

(2) 村及び消防本部は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等

を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

第17節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

村は、これら中部電力株式会社の行う予防対策に積極的に協力する。

第2 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

中部電力株式会社は、水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準、指針等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

中部電力株式会社は、非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

中部電力株式会社は、電力会社間において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。

第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害や地震に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が災害を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

- (1) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- (2) 配水系統の多重化、拠点の分散化と相互連絡のブロック化を図るものとする。
- (3) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- (4) 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- (5) 水道管路図等の整備・拡充を行うものとする。
- (6) 台帳等の適切な調整・保管を行うものとする。

台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えるため、台帳等の適切な調整と保管を行うものとする。

2 水道施設異常時対応マニュアルの作成

災害時の施設応急復旧活動等を迅速に行うため、次の項目について記載したマニュアルを整備する。

- (1) 職員の非常招集、情報伝達の確保及び対策本部の設置など
- (2) 水道施設の整備、被害状況調査及び把握方法
- (3) 復旧用資機材の備蓄及び確保、調達方法
- (4) 応急復旧の具体的作業の手順及び復旧活動内容の周知方法
- (5) 住民への周知方法や応急給水対応、訓練等の実施、応援要請や受入れ態勢など
- (6) 施設管理図面等の管理及び活用方法

第19節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

災害による処理場施設及び管路施設の破壊に対して、予防対策を講じ、各家庭からの流入汚水の適正処理を図る。また、各施設、設備の維持管理と通常のメンテナンス体制の充実を図り、適切な防災対策を講ずるとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立などを図る。

第2 計画の内容

- 1 各施設及び設備の整備、機器のメンテナンスの充実
 - (1) 施設・設備等のメンテナンスと更新に十分な考慮と必要に応じて強化を図る。
 - (2) 耐震基準に適合した地震対策を講じる。
- 2 緊急連絡体制の整備
 - (1) 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
 - (2) 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
 - (3) 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保
緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・保管
下水道台帳等の適切な整備・保管に努める。
また必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備える。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化
必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう必要な予防措置を講ずる。

第2 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立を図る。

2 県防災行政無線通信施設災害予防

県、県内各市町村、消防、防災関係機関、県主要出先機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、県により県防災行政無線が整備されている。

村は、災害時に県、他市町村、上伊那広域消防本部等から必要な情報を収集し、また、県等に対して迅速に被害報告できるよう、県防災行政無線機器の操作、訓練及び災害時の運用方法等について、平常時から職員に対して習熟を図る。

3 村防災行政無線通信施設等災害予防

災害時に被害の発生防止又は軽減を図るには、防災関係機関や災害現場から正確な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報を適切に関係団体や住民等に伝達することが重要である。このため、村は、村が所有する次の通信施設を平素から点検、整備し、災害に備える。

(1) 村防災行政無線

現在の村における同報系及び移動系の配備状況については、資料編に掲げるとおりである。

(2) 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るが、災害時には一般加入電話がふくそうし、使用が困難となる状況が予想される。このような状況下にあっても、災害時優先電話はN T Tが行う発信規制の対象とされないため、比較的通話が可能となる。そのため、村は、資料編に掲げる公共施設に登録してある災害時優先電話を活用する。

なお、村は、平素から次の措置を行い、職員にその周知を徹底する。

周知事項

- ①登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ②災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(3) 非常通信

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難の場合は、電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

4 通信事業者への協力

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)が実施する以下の計画について、村は協力する。

(1) 被災状況の早期把握

災害に関する情報の提供及び収集のための行政防災機関等との情報連絡の強化を図る。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- イ 主要な交換機を分散設置する。
- ウ 通信ケーブルの地中化の推進。
- エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

5 放送事業者への協力

(株)エコーシティー・駒ヶ岳が災害非常対策規程（資料編）に基づき行う放送施設の災害予防計画について、村は協力する。

6 道路埋設通信施設災害予防

村は、通信事業者等と調整のついた箇所により、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進に努める。

第21節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行えるよう、また、災害発生時に数多く寄せられる住民等からの問い合わせ、要望、意見等に対して適切な対応が行えるよう、情報提供体制の整備を図る。

第2 計画の内容

1 被災者への情報の提供体制

- (1) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファクシミリ・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう次の点についてあらかじめ体制の整備を図る。
 - ア 窓口設置用の電話回線、電話機・ファクシミリの確保
 - イ 窓口設置場所の確保
 - ウ 外国籍住民からの問い合わせにも対応できる体制
- (2) ケーブルテレビ等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) 村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。
- (4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。
- (5) 上記（4）のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。
- (6) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

【報道機関等が実施する計画】

報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び村と体制の整備・確認を行うものとする。

【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに要請が行えるよう方法について確認しておく。

第22節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本村は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、県、国その他関係機関と連携を図りながら危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

また、近年要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に近接している場合は、特に万全の対策を講ずる。

第2 計画の内容

1 地すべり防止対策

地すべり防止工事を実施し、被害を未然に防止することを期して、計画により事業の推進を図る。

2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定（平成24年3月29日長野県知事指定）

土砂災害警戒区域と土災害特別警戒区域は、土砂災害防止法に基づき指定する区域である。

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りを対象とした土砂災害危険区域について、土砂災害により被害をうけるおそれのある区域を調査し、長野県知事が指定する。

(1) 急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象）

警戒区域の指定基準（通称：イエローゾーン）

ア 傾斜度が30度以上で高さが5 m以上の区域

イ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍

（50mを超える場合は50m）以内の区域

特別警戒区域の指定基準（通称：レッドゾーン）

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(2) 土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）

警戒区域の指定基準（通称：イエローゾーン）

土石流の発生の恐れのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
特別計画区域の指定基準（通称：レッドゾーン）

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

(3) 地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象）

警戒区域の指定基準（通称：イエローゾーン）

ア 地滑り区域 地滑りしている区域または地滑りする恐れのある区域

イ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離
（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

特別警戒区域の指定基準（通称：レッドゾーン）

土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、力が作用した時から30分間が経過したときにおいて、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域（地滑り区域の下端から最大で60mの範囲内の区域）

3 土石流防止対策

近年における災害の一つの特徴として、土石流の発生による大きな被害が出ているが、一見安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、人家、集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

本村における土石流危険溪流は、資料編に掲げるとおりである。

これらの土石流の危険溪流の防止対策については、昭和57年8月10日付建設事務次官通達「総合的な土石流対策の推進について」に沿い、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地に指定して砂防工事を強力に推進するとともに、人命保護の立場から土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立を図り、当面の防災対策として、土石流発生危険溪流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

4 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 本村における「急傾斜地崩壊危険箇所」と「危険区域」及び「土砂崩壊危険箇所」は資料編に掲げるとおりである。「民有林林道における災害発生危険箇所」は6箇所を数える。これら崩壊するおそれのある急傾斜地については、住民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに、警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについてはそれぞれ砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施して、災害の未然防止を図る。

ア 急傾斜地の崖崩れに備えるため、崩壊危険箇所の把握に努め、避難勧告等の基礎資料とする。

イ 危険な箇所に居住する住民に対し、崩壊の危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言が発令された場合は速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努める。

ウ 急傾斜地崩壊危険箇所（災害危険区域）における、土地所有者等による防災工事、家

屋の移転等を行う場合には、崖地近接危険住宅移転事業や集団移転促進事業などの公的融資制度が活用できる旨、周知する。

- エ 崖崩れ危険箇所の点検を定期的の実施するとともに、必要に応じ危険箇所の補修を行うよう土地所有者、管理者、占有者への指導を行う。

(2) 区域の指定及び指定基準

ア 指定

傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域を村長の意見を聞いて県知事が指定する。

イ 指定基準

(ア) 急傾斜地の傾斜度が30度以上であること。

(イ) 急傾斜地の高さが5メートル以上であること。

(ウ) 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館、駅等の公共的建物に危害が生ずるおそれのあるもの

(注) 人家5戸以上とは、一連の急傾斜地でおおむね宅地が連たんしている区域で5戸以上あるものをいう。またアパート等は世帯数を戸数とする。物置、小屋等は含まれない。

ウ 被害想定区域

(ア) 崖上 崖高と同距離の範囲

(イ) 崖下 崖高の2倍(50メートルを限度とする。)の距離で崖左右端の垂線から外側に各々30度に広げた範囲

5 所有者等に対する防災措置

村は、危険箇所調査の結果、必要に応じ危険予想箇所の所有者、占有者に対し擁壁、排水施設その他必要な防災工事を施す等改善措置をとるよう指示する。

また、土砂災害特別警戒区域に指定された所有者、占有者に対し次の措置を講ずる。

ア 特定の開発行為に対する許可制

イ 建築物の構造規制

ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

6 危険区域の実態把握

崖崩れの危険が予想される箇所については、毎年梅雨時期前及び降雨が続くような時期前に崖の勾配、立木の状態、排水施設の状態、擁壁の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の家屋に及ぼす影響その他必要事項を調査し、異状を認めた場合は、対策を講じる。

7 警戒体制

(1) 第1警戒体制においては、危険区域の警戒巡視、住民等に対する広報等をする。

(2) 第2警戒体制においては住民等に対して避難準備を行うよう広報するほか、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置、第60条に規定する避難の指示等の処置を実施する。

＜警戒体制をとる場合の基準雨量＞

| 前日までの 雨量 区 分 | 前日までの連続雨量が 100mm以上あった場合 | 前日までの連続雨量が 40～100mmあった場合 | 前日までの降雨がない 場合 |
|--------------------|--|--|---|
| 第1警戒体制 | 当日の日雨量が50mm を 超えた時 | 当日の日雨量が80mm を 超えた時 | 当日の日雨量が100mm を 超えた時 |
| 第2警戒体制 | 当日の日雨量が50mm を 超え、時雨量が30mm程度 の強雨が降り始めた時 | 当日の日雨量が80mm を 超え、時雨量が30mm程度 の強雨が降り始めた時 | 当日の日雨量が100mm を 超え、時雨量が30mm程度 の強雨が降り始めた時 |

土砂災害に関する昭和44年消防庁通知による警戒態勢をとる場合の基準雨量

第23節 防災都市計画

第1 基本方針

住宅地や商業地における災害の危険性は増大しており、災害時における地域住民の生命、財産の保護を図り、安心して住めるまちづくりを推進する。

現在の建物の構造上の安全性は、建築基準法等の関係法令により最低限の基準が定められている。都市計画による計画的な土地区画整理事業の実施により、建物の不燃化や環境の整備に努めてきたが、今後も一層の建物の不燃化、耐震化の推進を図る。

第2 計画の内容

1 建物の不燃化、耐震化の推進

(1) 建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

(2) 耐震化の推進

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る。

特定建築物以外の一般の建物についても、これに準じた耐震化に向けた取り組みを行う。

2 防災空間の整備

(1) 防災対策に資する効果的な公園・緑地の積極的な活用を努める。

(2) 村道について、国・県道との連携を図りながら、避難路として必要な整備に努める。

3 防災性の高いまちづくりの推進

木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを推進する。

第24節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 計画の内容

1 建築物の風害対策

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行うものとする。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行うものとする。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図るものとする。

【建築物の所有者等が実施する計画】

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

2 建築物の水害対策

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。

【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとるものとする。

3 文化財の風水害予防

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成制度の活用を図る。

【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備を行い、自衛消防隊の確立を図るものとする。

第25節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、村は、伊那建設事務所と連携して、災害時における緊急輸送ネットワークの形成に努め、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援協定の締結を推進するなど平常時より連携を強化しておく。

第2 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

風水害により、道路は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損等によって、交通が不能又は困難な状態になると予想される。このため村は、風水害に対する安全性に配慮し、道路管理者、駒ヶ根警察署等関係機関の協力を求め、整備を図る。

2 関係団体との協力体制の整備

風水害により、道路、道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。村は、協定に基づき、宮田村建設業組合に協力を要請し、道路啓開等において、道路管理者、駒ヶ根警察署等の整備計画に協力し、交通の確保を図る。また、災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関と情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

【道路管理者・警察が実施する計画】

- ア 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- イ 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関が情報共有できる体制の整備に努める。

第26節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、風水害の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 計画の内容

1 河川施設災害予防

村は、次に掲げる河川について、村の管理するものについては、積極的に整備、改修を推進するものとし、県、国管理のものについては、日ごろからの監視、定期的な巡視又は住民等からの通報により危険箇所を発見した場合は、県又は国に対し、整備を要請する。

(1) 一級河川天竜川

村内の天竜川には堤防高不足や、堤防断面不足、水衝洗掘等の重要水防箇所が多く残されている。こうした箇所は、洪水時に堤防決壊等が危惧されることから、河川管理者に対し、水防重点地区に指定し、堤防の嵩上げ、床固め工等の建設を促進するよう要請する。

(2) 一級河川太田切川

J R 飯田線西の一部に無堤防箇所が残されており、護岸整備の必要がある。中央道以西については、国土交通省直轄の砂防事業による床固工群整備が行われているが、丸山井の頭首工の改修と、重要水防箇所の床固工群の建設促進を要請する。

(3) 一級河川小田切川

二面張りによる河川のため、増水時等により河床が上昇するおそれがある。そのため、日ごろから監視をするとともに、河川管理者に対し、必要に応じ河床整理等を要請する。

(4) 一級河川大沢川

広域農道上流寺沢川までの未改修部の改良工事の早期完成を図る。

押手沢の合流点から下流の張ブロック護岸の一部が破損してきており、早期改修を図る。また、河川内堆積土砂の除去を河川管理者に要請する。

(5) 一級河川堂沢川

中越下河原下流部においては、自然河川の維持管理に努め、流下の妨げとなる天竜川合流地点の河床整理を河川管理者に要請する。

(6) 村内の用排水路

県営圃場整備事業で整備された水路も破損が目立ってきており、新たな補助事業を取り入れ、水路改修を図る。また、用水路の維持管理を徹底することにより、水路の長期、有効使用に努める。

2 ダム、水門、こう門等災害予防

ダム、水門、こう門等（以下「ダム等」という。）の管理者は、ダム等の漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常のないことを確認する。また、定期点検を行いダム等の維持管理に努める。

3 浸水想定区域の災害予防

(1) 浸水想定区域内又は近接する要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導するものとする。

(2) 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定

した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

【浸水想定区域内又は近接する要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

- ア 浸水想定区域内又は近接する要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。
- イ 浸水想定区域内又は近接する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。
- ウ 浸水想定区域内又は近接する大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第27節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜のへい死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 災害予測

県等を通じて、農業気象に対する連絡があったときは、上伊那農業協同組合と協議し関係機関・団体を通じて各農家に周知し、気象災害の防止を図る。また、農林産物を凍霜害から守るため、霜の有無、程度、異常低温の予想及び技術指導を各農家に周知伝達する。

(2) 予防技術

上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

2 林産物災害予防計画

人工林における緊急の課題である間伐を促進するため、森林所有者に対する啓発活動を行う。

3 水産物災害予防計画

村内に、事業者の養魚施設があり、過去の災害時においても被害が出ている。そのため、雨量等の状況により事業者に対し災害の未然防止に対する周知徹底を図る。

第3 生産者のとるべき措置

1 水稻

- (1) 強風が予想される場合は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

- (2) 水路の流れを良くし、冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

2 果樹

- (1) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- (2) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- (3) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

3 野菜及び花卉

- (1) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。
- (2) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。
- (3) 風速30メートル以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムを取り外す。
- (4) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

4 水産物

増水、濁水による養殖魚のへい死等が予想される場合は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

第28節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

第2 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

村は、次に掲げるとおり、二次災害発生予防のため、村の管理する構造物については積極的に整備、改修を推進するものとし、県、国管理の構造物については、日ごろからの監視、定期的な巡視又は住民等からの通報により危険箇所を発見した場合は、県又は国に対し、整備を要請する。

- (1) 平常時から定期的にパトロールを実施し、道路、橋梁の危険箇所を把握し、必要に応じて管理者に補修強化を促す。
- (2) 道路、橋梁等の施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- (3) 林道については、土砂崩壊危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 危険物関係

ア 消防本部及び村の実施計画

上伊那広域消防本部及び村は、危険物取扱事業者に対して、次の予防対策を実施する。

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ 危険物取扱事業所の実施計画

危険物取扱事業所は、次の予防対策を実施する。

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬関係

火薬類取扱施設の管理者は、日ごろから次の予防対策を実施する。

- ア 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。
- イ 近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

(3) 高圧ガス関係

高圧ガス製造事業者等は、次の予防対策を実施する。

- ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- カ 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) 液化石油ガス関係

ア (一社)長野県LPガス協会の対応

災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備する。

イ 液化石油ガス販売事業者等の対応

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

(イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じる。

(5) 毒物劇物関係

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、次の予防対策を実施する。

- ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- イ 防災応急対策用資機材等の整備

3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう情報収集体制及び警戒避難体制の整備を図る。

第29節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であり、村及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るような行動をとることができることが重要である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、住民が災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、村は、県及び防災関係機関と連携して、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 村の実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ、出前講座及び各種広報資料等により、次の事項について防災知識の普及・啓発活動を行うものとする。

- (ア) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (イ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (ウ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (エ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- (オ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (カ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- (キ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (ク) 災害時にとるべき行動に関する知識

- (ケ) 正確な情報入手の方法
- (コ) 要配慮者に対する配慮
- (サ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (シ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ス) 平常時から住民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
- (セ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (ソ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。

(ア) 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

- (a) 避難の確保を図るため必要な事項
- (b) 浸水想定区域内の大規模工場等
- (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

(イ) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。

- (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
- (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
- (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

(ウ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。

ウ 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

エ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

オ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

カ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(2) 自主防災組織等の実施計画

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

(3) 報道機関等の実施計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

(4) 住民等の実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- イ 発災時の連絡方法
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- オ 備蓄食料の試食及び更新
- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- キ 地域の防災マップの作成
- ク 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(5) 企業等の実施計画

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

(6) 関係機関の実実施計画

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 村の実実施計画

役場庁舎や避難施設など村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

(2) 防災上重要な施設の管理者等の実施計画

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 学校においては、大規模災害にも対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮

- (3) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 村職員に対する防災知識の普及

- (1) 防災に従事する村職員及び消防団員に対し、防災知識を正しく認識させるとともに人格の向上、学術技能の修得、体力の練成を図り、公正、明朗かつ能率的に職務を遂行し得るよう教育する。
- (2) 村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。
 - ア 自然災害に関する一般的な知識
 - イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - ウ 職員等が果たすべき役割
 - エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
 - オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

第30節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

村は、県、防災関係機関と連携を図り、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 計画の内容

1 訓練の実施

村は、住民、自主防災組織、企業等の参加を得て、次に掲げる各種の訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関及び住民が参加して避難、救出救護、整備その他各種災害予防並びに災害応急対策について総合的な防災訓練を毎年防災週間を中心に実施する。

(2) 防災図上訓練

災害時における人員、資材等の整備体制を事前に確認し、整備調整する目的をもって、次により実施する。

ア 災害発生が予想される時期前の最も訓練効果があるとき実施する。

イ 災害の多い地域又は訓練効果が期待できる地域を選んで実施する。

ウ あらかじめ想定された進行を図上に再現し、各防災機関がそれぞれ災害の態様に応じた対策の措置を検討する。

(3) 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の特性に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は他の防災関係機関が参加する等合同して次により実施する。

ア 災害発生が予想される時期前の最も訓練効果があるとき実施する。

イ 実施地域及び方法は、河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において、図上訓練及び実地訓練を実施する。

(4) 避難訓練

災害時における避難勧告、避難のための立ち退き等の迅速及び円滑化を図るため、地域住民の協力を得て実施する。

(5) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、単独で、又は関係機関と合同し、相互の緊密な連絡のもと必要に応じて、他の関係機関とあわせて実施する。

(6) 非常通信訓練

災害時における関係機関の通信の円滑化を図るため、長野地区非常通信協議会の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの送受信訓練を実施する。

2 事後評価

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練内容となるよう工夫するとともに、次回以降の訓練の参考とするため、訓練の実施後には事後評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第31節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。

(2) 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画

を策定するものとする。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(1) 村においては、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(2) 村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等の成果が期待される。

今後、村においては、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。

第2 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成・強化

(1) 村は、自主防災組織に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織強化の働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林事業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

(本村における自主防災組織)

本村における自主防災組織は、次の11の組織で編成されている。

＜自主防災組織の編成＞

| 番号 | 自主防災組織名 | 番号 | 自主防災組織名 |
|----|-----------|----|--------------|
| 1 | 町1区自主防災組織 | 7 | 大田切区自主防災組織 |
| 2 | 町2区自主防災組織 | 8 | 大久保区自主防災組織 |
| 3 | 町3区自主防災組織 | 9 | 中越区自主防災組織 |
| 4 | 北割区自主防災組織 | 10 | つつじが丘区自主防災組織 |
| 5 | 南割区自主防災組織 | 11 | 大原区自主防災組織 |
| 6 | 新田区自主防災組織 | | |

(2) 自主防災組織の活動内容

ア 平常時の活動

- (ア) 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- (イ) 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- (ウ) 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- (エ) 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーへの配慮が必要）
- (オ) 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

イ 発災時の活動

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 出火防止、初期消火
- (ウ) 避難誘導活動
- (エ) 救助等の実施及び協力
- (オ) 炊き出し等の給食給水活動

2 活動環境の整備（資機材の整備）

- (1) 村は、自主防災組織がより有効な活動をするために、自主防災組織の活動環境の整備に関して、各種補助事業など有効な助成措置等を活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくものとする。
- (2) 村は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

3 組織の活性化

- (1) 村は、自主防災組織の活性化を図るため、きめ細かな指導、助言を行うとともに、リーダーを養成するための教育、研修等を計画的に実施するものとする。
- (2) 青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るものとする。

4 各防災組織相互の協調

- (1) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

- (2) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第33節 ボランティア活動の環境整備計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要なときに、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

このため、村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓蒙普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

3 ボランティアコーディネーターの養成

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

村は、県、県社会福祉協議会、村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等と連携して本村におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第34節 災害対策基金等積立及び運用計画

第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 計画の内容

村は、宮田村財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第9号）を定め、財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

今後とも、災害時の財源の不足に対処するため、基金の維持、管理に努める。

第35節 風水害対策に関する調査研究

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

本村においても毎年のように、梅雨前線や台風による大雨の被害を受けている。このため、国、県と連携を図りながら、風水害に関する情報収集整理等を行うなど、村の総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 計画の内容

- (1) 防災研究の基礎となる過去の災害記録、その他各種災害に関する資料・データを収集し、整理、分析のうえ、本村の防災に関する基礎資料を作成する。
- (2) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、必要により防災アセスメントの実施を検討する。
- (3) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。
- (4) 水防法の規定に基づき、天竜川上流河川事務所では、洪水ハザードマップを作成している。本村は、村東部駒ヶ根市との境界付近を天竜川が流れ、その流域から西方向へ本村の市街地が形成されていることを鑑み、当該ハザードマップを活用し、浸水想定区域の住民を中心に、平素から指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路等の周知を十分に図っておく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 活動方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要であるので積極的に推進する。

第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の住民に対する伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切に行動し、人的、物的被害を回避するためにも重要であるため本節第5「気象予警報等伝達系統図」により速やかに気象警報・注意報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 村は、県、消防庁、N T Tから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

(イ) 住民等への周知に当たっては、村防災行政無線、広報車、村のメール配信システム、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。またテレビ、ラジオ等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。

(イ) 村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

(ウ) 村に通報される気象予警報等は、ただちに総務課長に伝達し、週休日、休日等又は退庁後において、宿日直者は速やかに総務課長に連絡する。

(エ) 総務課長は、気象予報等を受信したときは、速やかに村長に報告するとともに、それに基づく指示があった場合は関係課長に伝達する。

- (オ) 総務課長から関係課長への伝達は、口頭又は電話、文書をもって行う。
- (カ) 関係課長は、伝達を受信したときはこれに応じた適切な措置を講ずる。
- (キ) 総務課長は、村長の指示があった場合には、気象予警報等及び指示事項を速やかに防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、消防団広報等を通じて、住民への周知徹底を図る。
- (ク) 総務課長は、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

【防災関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、ただちに村又は警察に連絡するものとする。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川の水位等の異常な変動

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

村長は、河川が危険水位に達したとき、河川の氾濫等により危険が切迫しているとき等、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、当該地域の居住者、滞在者等に対し、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域・土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内又は近接する要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するも

のとする。

- イ 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- ウ 住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、村防災行政無線、広報車、村のメール配信システム、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。
- エ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。
- オ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。
- カ 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- キ 特に避難行動要支援者については、避難準備情報の伝達を行うなどの避難支援計画に沿った避難支援を行う。また、当日及び前日までの降水量等を総合的に判断し、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び危険箇所等内又は近接する要配慮者関連施設に対して連絡・通報を行う。

【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- イ 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

【水防管理者（村長）が実施する対策】

- ア 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、村域の状況を情報収集する。
- イ 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。
- ウ 状況に応じ村災害対策本部（水防本部）を設置する。
- エ 必要に応じ、災害対策現地本部を設置する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 水防管理者（村長）が実施する対策

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思わ

れる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ 河川管理者、水利管理者、下水道管理者等が実施する対策

河川管理者、水利管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を村及び警察に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ 道路管理者が実施する対策

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ 住民が実施する対策

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を村又は警察に通報しなければならない。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域に分け発表している。

長野県地方気象台では、県内を気象特性に基づいて北部、中部及び南部に分割した区域（一次細分区域）に対して天気予報を発表している。また、災害をもたらす大雨等の現象は、多くの場合一次細分区域より狭い範囲に限定されることから、警報・注意報については一次細分区域をさらに分割した区域（二次細分区域）に対して発表している。このうち、本村は、一次細分区域は「南部」、二次細分区域は「上伊那地域」に属する。

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

| 種類 | 概要 |
|------|--|
| 特別警報 | 大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報 |
| 警報 | 暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報 |
| 注意報 | 風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起るおそれがある場合に、そのを注意して行う予報 |

(2) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|--------|---|
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 |

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|---------|--|
| 特別警報 | 大雪特別警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 |
| | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。 |
| | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。 |
| | 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 |
| 注意報 | 大雨注報 | 大雨による災害が発生するおそがあると予想されたときに発表される。 |
| | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそがあると予想したときに発表される。 |
| | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそがあると予想したときに発表される。 |
| | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそがあると予想したときに発表される。 |
| | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそがあると予想したときに発表される。 |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそがあると予想したときに発表される。 |
| | 雷注意報 | 落雷により災害が発生するおそがあると予想したときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。 |

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|--------|--|
| 注意報 | 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 |
| | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 |
| | 着氷注意報 | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 着雪注意報 | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。 |
| | 霜注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表します。 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 |

(3) 特別警報基準

| 種類 | 概要 |
|-----|--|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

(ア) 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

(イ) 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

イ 雨に関する50年に一度の値一覧

| 地 域 | | | | 50年に一度の値 | | |
|-----|--------|-------------|--------|----------|-----|-----|
| 予報区 | 一次細分区域 | 市町村等をまとめた区域 | 二次細分区域 | R48 | R03 | SWI |
| 長野県 | 南部 | 上伊那地域 | 宮田村 | 342 | 92 | 218 |

注1) 略語の意味は右のとおり。R48:48時間降水量 (mm)、R03:3時間降水量 (mm)、SWI:土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注2) 「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5 km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3) 降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。
各市町村の警報基準については、気象庁HPに掲載されている。
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>)

注4) R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注5) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

ウ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa 以下又は最大風速50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa 以下又は最大風速60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

エ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

オ 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

| 予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深 (cm) | 既往最深積雪(cm) |
|-----|-----|--------------------|------------|
| 長野県 | 松本 | 55 | 78 |
| 長野県 | 諏訪 | - | 69 |
| 長野県 | 飯田 | 41 | 56 |

注1) 値が“-”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。

注2) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注3) 特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

(4) 警報発表基準 (長野県-南部-上伊那地域-宮田村)

| 種 類 | | 発 表 基 準 | |
|-----|------|----------|--------------------------------------|
| 大 雨 | 浸水害 | 雨量基準 | 平坦地：1時間雨量50mm以上 平坦地以外：1時間雨量60mm以上 |
| | 土砂災害 | 土壌雨量指数基準 | 154 |
| 洪 水 | | 雨量基準 | 平坦地：1時間雨量50mm以上 平坦地以外：1時間雨量60mm以上 |
| | | 流域雨量指数基準 | 黒川流域 = 10 |
| 暴 風 | 風 | 平均風速 | 17m/s以上 |
| 暴 風 | 雪 | 平均風速 | 17m/s以上 雪を伴う |
| 大 | 雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ20cm |

(5) 注意報発表基準 (長野県-南部-上伊那地域-宮田村)

| 種 類 | | 発 表 基 準 | |
|-----|---|----------|--------------------------------------|
| 大 雨 | | 雨量基準 | 平坦地：1時間雨量30mm以上 平坦地以外：1時間雨量40mm以上 |
| | | 土壌雨量指数基準 | 107 |
| 洪 水 | | 雨量基準 | 平坦地：1時間雨量30mm以上 平坦地以外：1時間雨量40mm以上 |
| | | 流域雨量指数基準 | 黒川流域 = 8 |
| 強 風 | 風 | 平均風速 | 13m/s以上 |
| 風 | 雪 | 平均風速 | 13m/s以上 雪を伴う |
| 大 | 雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ10cm |

| 種 類 | 発 表 基 準 | |
|-----|---|------|
| 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| 融 雪 | 1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上 | |
| 濃 霧 | 視程 | 100m |
| 乾 燥 | 最小湿度20%以下で実効湿度55%以下 | |
| 雪 崩 | 1. 表層雪崩：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または、積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層雪崩：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い。または、日降水量が15mm以上 | |
| 霜 | 早霜・晩霜期に最低気温2℃以下 | |
| 着 氷 | 著しい着氷が予想される場合 | |
| 着 雪 | 著しい着雪が予想される場合 | |
| 低 温 | 夏季：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が、2日以上続く場合 冬季：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下） | |

(注) 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

(注) 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

(注) 情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

(注) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1 = 70」であれば、「1 時間雨量70mm 以上」を意味する。

(注) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

(注) 土壌雨量指数基準値は1 km 四方毎に設定しているが、土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1 km 四方毎の基準値については、資料(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

| 種類 | 洪水予報の標題 (洪水危険度レベル) | 発 表 基 準 |
|-------|-----------------------|---|
| 洪水警報 | はん濫発生情報 | 洪水予区間内ではん濫が発生したとき。 |
| | はん濫危険情報 | 基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。 |
| | はん濫警戒情報 | 基準地点の位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 |
| 洪水注意報 | はん濫注意情報 | 基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 |

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|----------------|--|
| 避難判断 水位到達情報 | はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。 |

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|---------|--|
| 水 防 警 報 | 水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。 |

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|--------|--|
| 火災気象通報 | 気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7 mを超える見込みのとき。 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。 (降雨、降雪のときには通報しないことがある) |

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|---------|-----------------------|
| 火 災 警 報 | 前項(1)火災気象通報の発表基準に準じる。 |

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|--------------------|---|
| 土 砂 災 害 警 戒 情 報 | 2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。 |

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|------------|-------------|
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 100mm |

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|--------|---|
| 竜巻注意情報 | 雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。 |

(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|--|---|
| 全般気象情報、 関東甲信地方気 象情報、長野県 気 象 情 報 | 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 |

5 警報等の発表及び解除

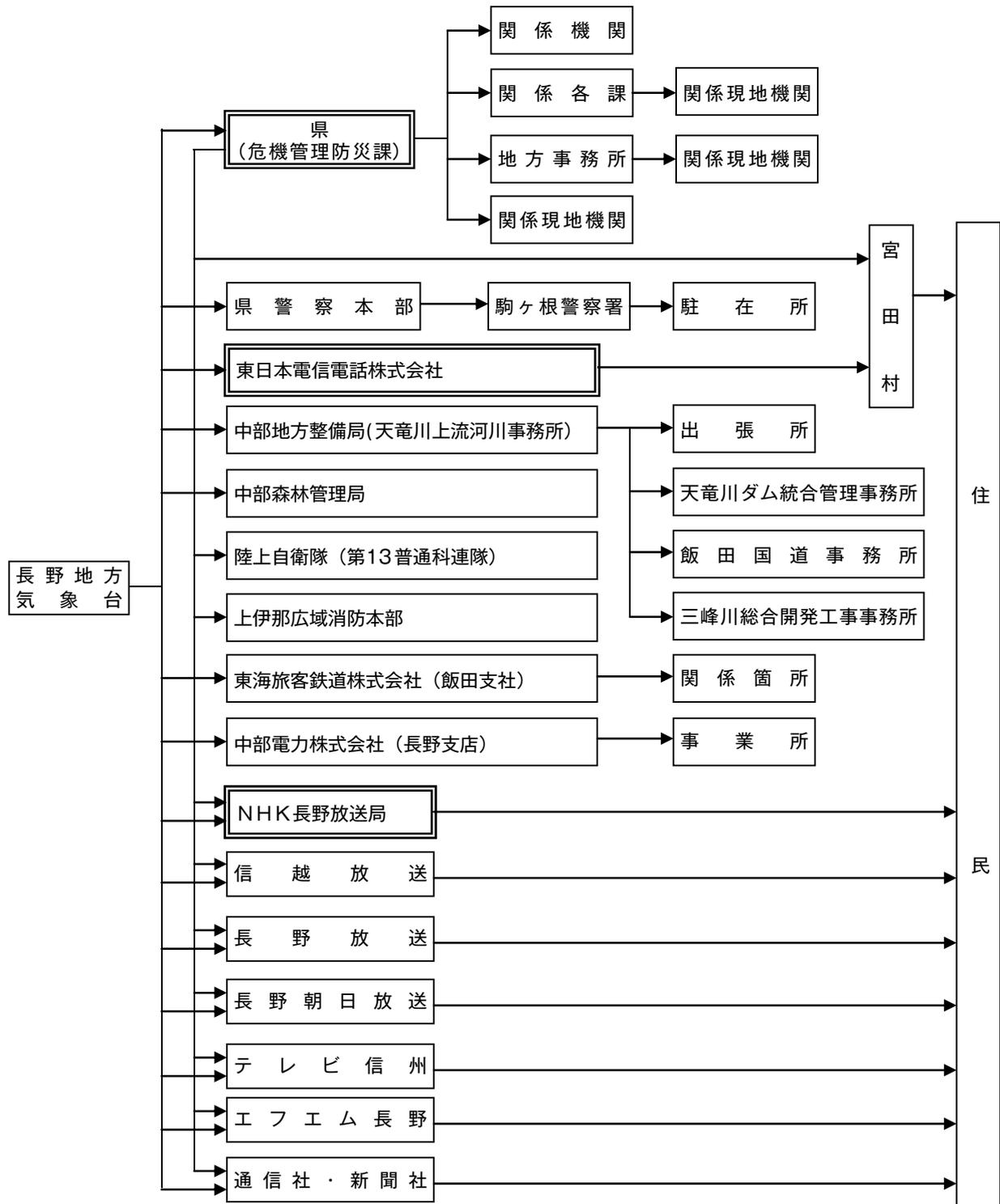
警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である

| 警報等の種類 | 発表機関名 | 対象区域 |
|-----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 気象注意報 気象警報 気象警報 | 長野地方気象台 | 県全域あるいは一部 |
| 天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報 | 長野地方気象台 国土交通省天竜川 共同上流河川事務所 | 共同 国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という。） |
| 県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報 | 長野地方気象台 共同長野県建設部河川課 | 共同 知事が指定した河川（「県の指定河川」という） |
| 水防警報 | 国土交通省天竜川上流河川事務所 | 国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という。） |
| | 伊那建設事務所 | 知事が指定した河川（「県の指定河川」という。） |
| 火災気象通報 | 長野地方気象台 | 県全域あるいは一部 |
| 火災警報 | 村長 | 村域 |
| 避難判断水位到達情報 | 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所 | 国土交通大臣、知事が指定した河川 |
| 土砂災害警戒情報 | 長野地方気象台 長野県建設部砂防課 | 共同 県全域あるいは一部 |
| 記録的短時間大雨情報 | 長野地方気象台 | 県全域あるいは一部 |
| 竜巻注意情報 | 長野地方気象台 | 県全域あるいは一部 |
| 全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報 | 気象庁、 気象庁、 長野地方気象台 | 全国、 関東甲信地方、 長野県 |

第5 気象予警報等伝達系統図

1 気象警報、注意報及び情報



注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は、防災情報提供装置による。また警報発表時には東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。

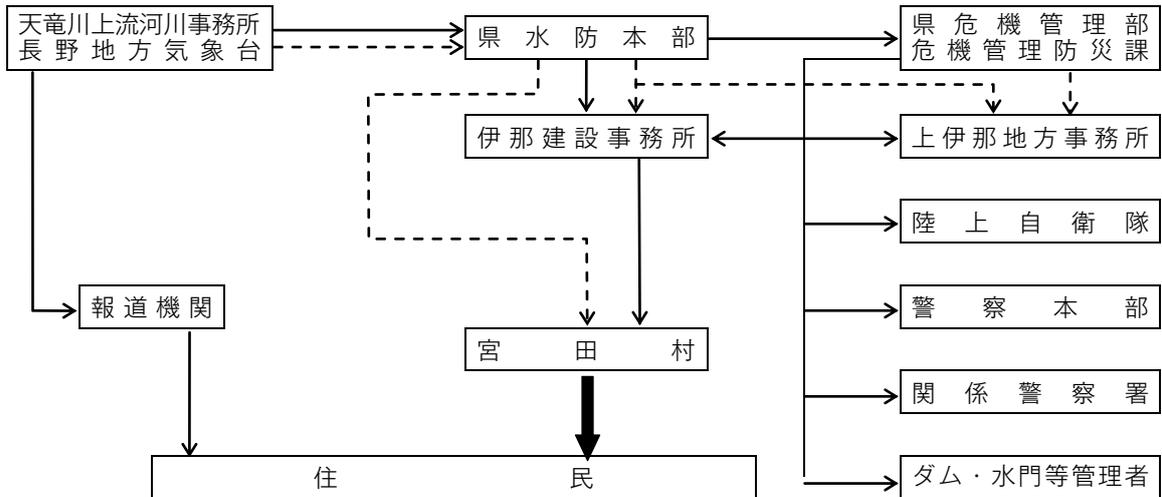
注2 県(危機管理・消防防災課)から各機関への伝達は、県防災行政無線ファクシミリによる。

注3 その他の伝達は、ファクシミリ、音声、映像その他の方法による。

注4 は、法令により、長野地方気象台から警報事項を受領する機関

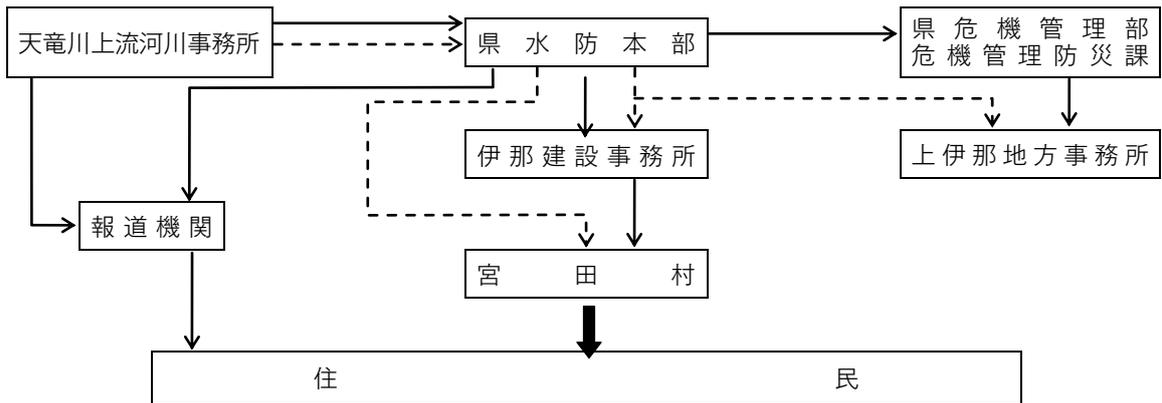
2 水防警報

(1) 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報



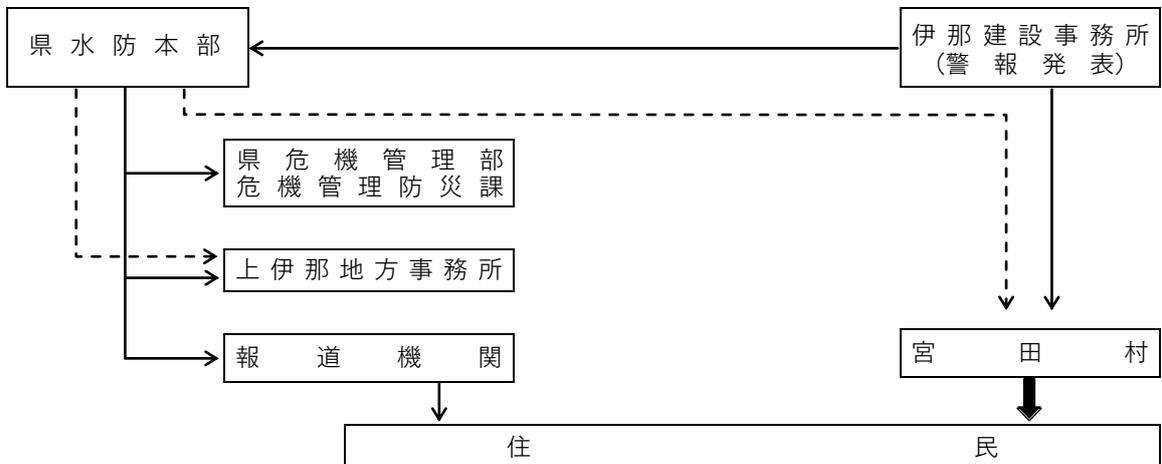
(注) ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。

(2) 国土交通大臣が行うもの



(注) ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。

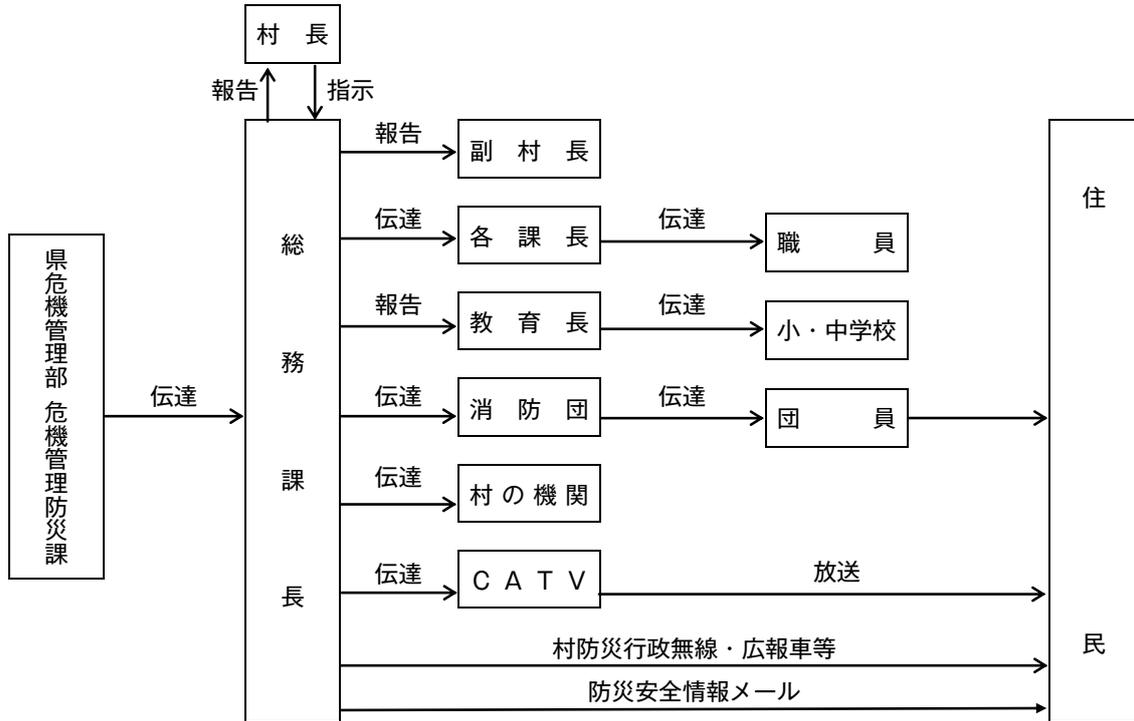
(3) 知事が行うもの



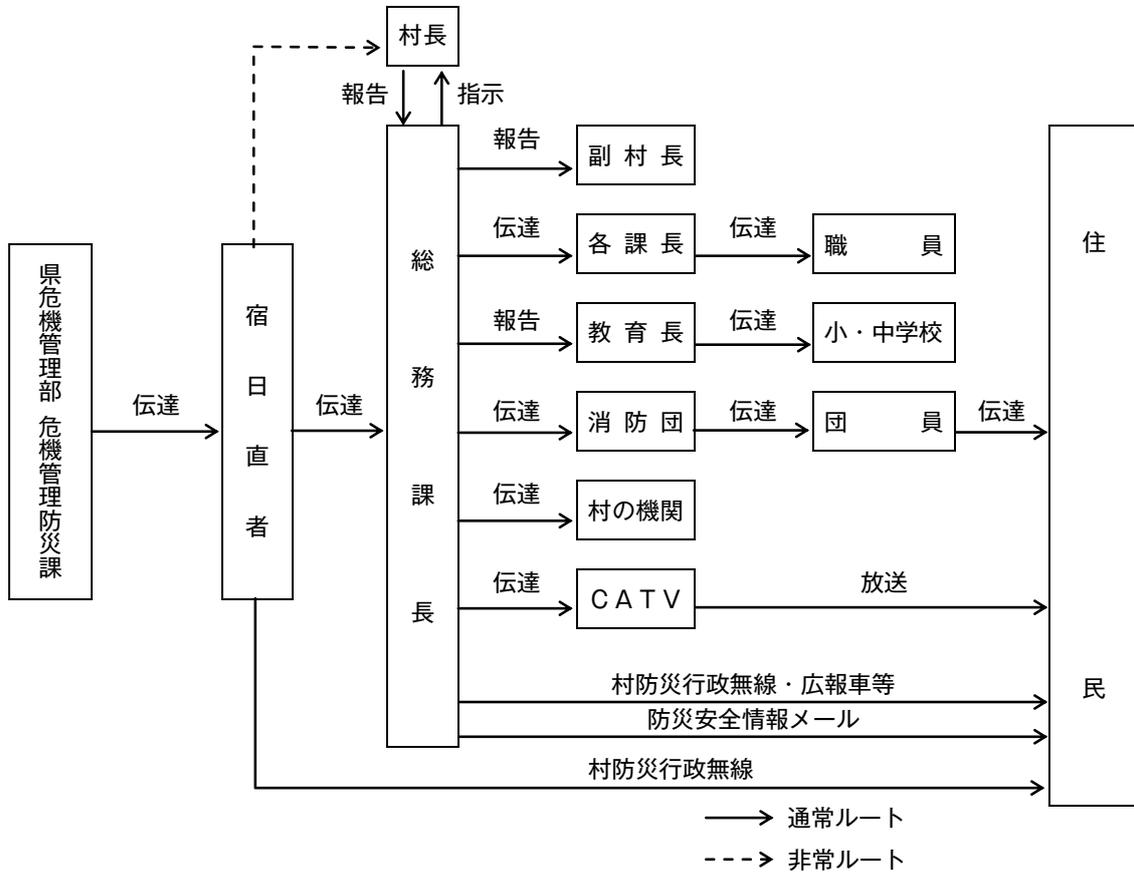
(注) ----- は、ファクシミリによる伝達を示す。

第6 村における伝達系統

1 勤務時間内



2 勤務時間外



第7 異常現象発見時における措置

气象台等の関係機関から発表された気象予報及び警報等の内容に対応するものを除き、気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報する。

1 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

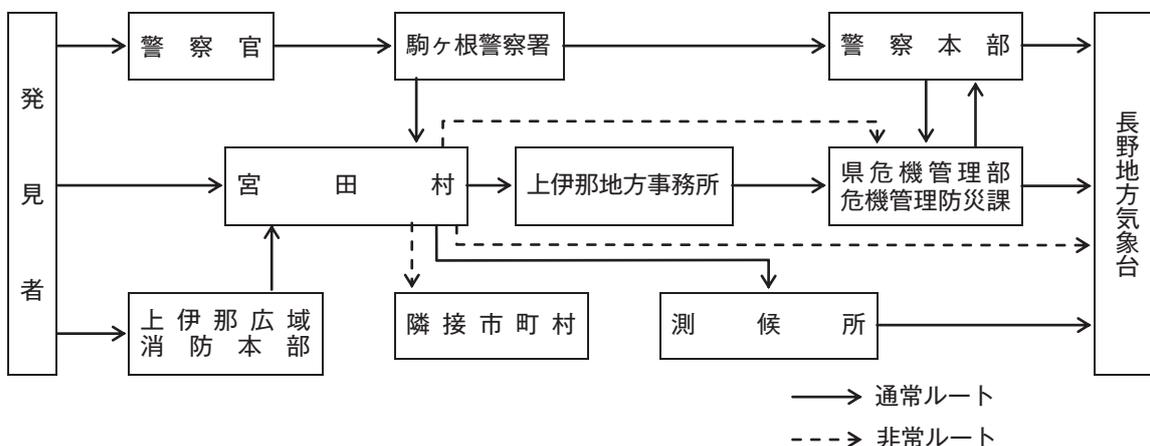
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(2) 水象関係

放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇

2 異常現象発見時の通報系統

(1) 通報系統



(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常現象を発見した者は、自己又は他人により村長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた村長あるいは警察官は、前記（1）の通報系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努めるとともに村防災行政無線、CATV、広報車等により住民に周知する。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 活動方針

災害が発生した場合、村は、各防災関係機関と協力・連携を図りながら、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は以下に掲げるとおりとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、ただちにその概況を報告する。本報告は、災害応急対策実施の基礎となるものであるから、迅速に報告する手段を選んで行う。なお、119番通報殺到時には、県だけでなく消防庁にも報告する。

(2) 被害速報

ア 被害中間（変動）報告

被害状況が判明しだい逐次報告し、先に報告した事項に変更のあったときは、その都度変更の報告をする。

イ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、確定したときに報告する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。

2 被害状況等の調査と情報収集体制

(1) 調査・報告の責任者及び担当区分

調査・報告の総括責任者は総務課長とし、調査担当区分は災害対策本部組織、事務分掌による。

(2) 調査要領

被害状況の調査は、別表1に掲げる各調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関と相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、別表1の協力機関欄に定める機関に応援を求める。

また、村は、県、協力機関の応援をもってしても十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、別表2のとおりとする。

4 報告の要領

(1) 各担当係長は、担当課長に被害の概況及び被害調査結果を伝達し、担当課長は総務課

長に報告する。

- (2) 総務課長は、各課からの概況報告及び被害調査報告をとりまとめ、村長に報告するとともに、県地域防災計画に定める報告様式により、別表3「災害情報収集連絡系統」により、県現地機関へ報告する。
- (3) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、ただちに通常ルートに戻す。
- (4) 消防機関への119番通報等が殺到したことを覚知した場合は、その状況をただちに国（総務省消防庁）及び県へ報告する。
- (5) 「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）」に基づく被害が発生した場合には、速やかに県に報告するが、「火災・災害等即報要領」に定めるところによる「直接即報基準」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第1報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第1報後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）に対しても行う。

5 通信手段の確保

災害発生後ただちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

- (1) 防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (2) 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。

別表1

被害状況等の調査責任担当課・係

| 調 査 事 項 | 担 当 課 | 担 当 係 | 協 力 機 関 |
|----------------|------------------|----------------|--|
| 概 況 速 報 | 総 務 課 | 総 務 係 | 上伊那地方事務所、区長 会 |
| 人的及び住家の被害状況 | | | |
| 避難準備・報告・指示等 | | | |
| 避難状況報告 | 総 務 課 | 総 務 係 | 上伊那地方事務所、区長 会 |
| 社会福祉施設被害状況報告 | 福 祉 課 | 福 祉 係 | 伊那保健福祉事務所 |
| 農業関係被害状況報告 | | | |
| 農・畜・養蚕被害状況報告 | 産業振興推進室 | 農 政 係 | 上伊那地方事務所、上伊 那農業改良普及センター、 伊那家畜保健衛生所、上 伊那農業協同組合宮田支 所 |
| 農地・農業用施設被害状況報告 | 建 設 課 産業振興推進室 | 耕地林務係 農 政 係 | 上伊那地方事務所 |
| 林業関係被害状況報告 | 建 設 課 | 耕地林務係 | 上伊那森林組合 |
| 土木関係被害状況報告 | | | |
| 公共土木施設被害状況報告 | 建 設 課 | 建 設 係 | 区長会、伊那建設事務所、 天竜川上流河川事務所 |
| 土砂災害等による被害報告 | 建 設 課 | 建 設 係 | 伊那建設事務所 |
| 都市施設被害状況報告 | 建 設 課 | 建 設 係 | 伊那建設事務所 |
| 水道施設被害状況報告 | 建 設 課 | 上下水道係 | 伊那保健福祉事務所 |
| 感染症関係報告 | 福 祉 課 | 保健予防係 | 伊那保健福祉事務所 |
| 医療施設被害状況報告 | 福 祉 課 | 保健予防係 | 伊那保健福祉事務所 |
| 商工関係被害状況報告 | 産業振興推進室 | 商工観光係 | 上伊那地方事務所、宮田 村商工会 |
| 観光施設被害状況 | 産業振興推進室 | 商工観光係 | 上伊那地方事務所、宮田 観光開発(株)、中央アルプ ス観光(株) |
| 教育関係被害状況報告 | | | |
| 村 施 設 | 教育委員会 | こども室 | 南信教育事務所 |
| 文 化 財 | 教育委員会 | 生涯学習係 | 南信教育事務所 |
| 村 有 財 産 被 害 | 総 務 課 | 管理財政係 | |
| 火 災 速 報 | 総 務 課 | 総 務 係 | |

別表2

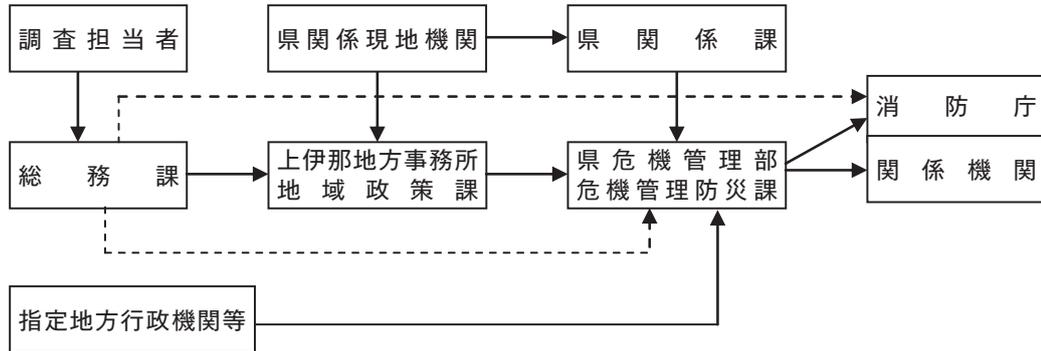
| 被害種類 | 認定基準 |
|------------------|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。 |
| 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいう。なお、官公署、学校、保育所、病院、公民館、神社、仏閣、倉庫、土蔵、車庫等の建物は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 世帯 | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 |
| 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 |
| 一部損壊 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。 |
| 床下浸水 | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 |
| 田畑流失・埋没 | 田畑の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 |
| 冠水 | 作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 |
| 罹災世帯 | 災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹災者 | 罹災世帯の構成員 |

注1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

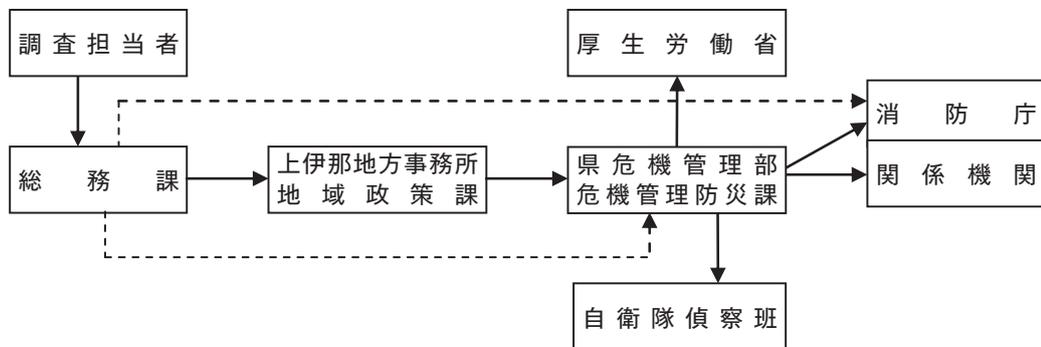
別表3 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 (県様式第1号)



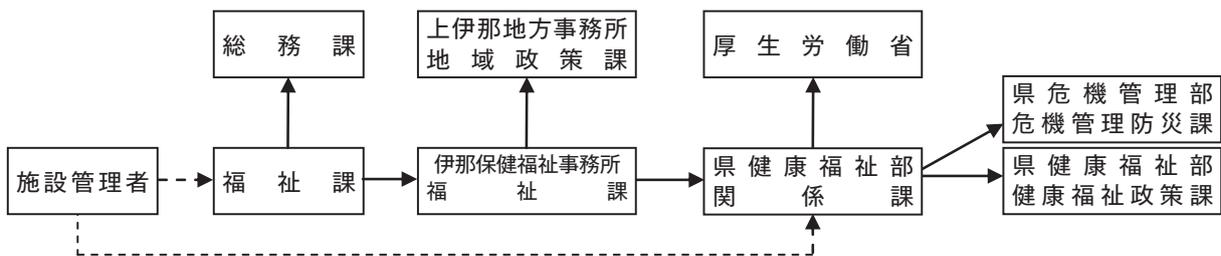
(2) 人的及び住家の被害状況報告 (県様式第2号)

避難準備・勧告・指示等避難状況報告 (県様式第2-1号)

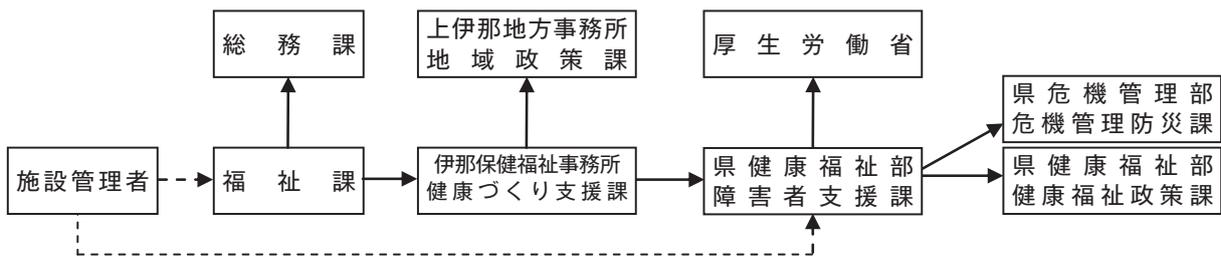


(3) 人的及び住家の被害状況報告 (県様式第3号)

ア 社会福祉施設被害状況報告 (精神障害者社会復帰施設に関するものを除く)

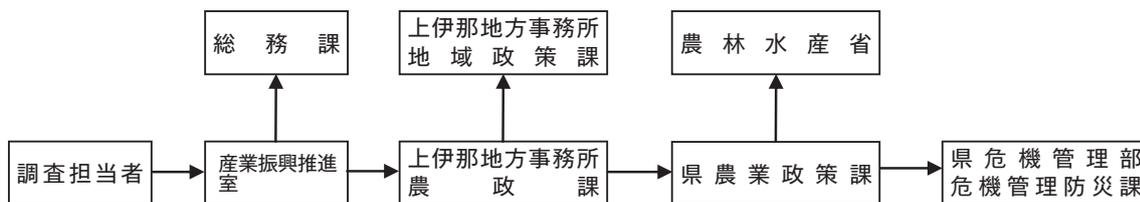


イ 社会福祉施設被害状況報告 (精神障がい者社会復帰施設に関わることを除く)

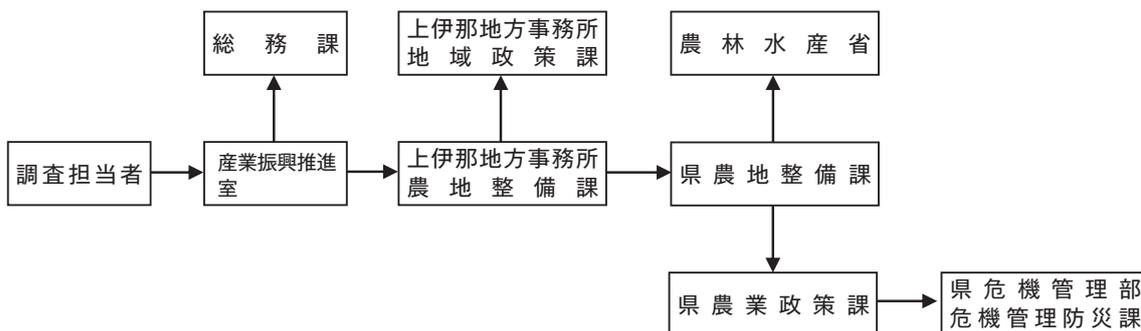


(4) 農業関係被害状況報告 (県様式第5号)

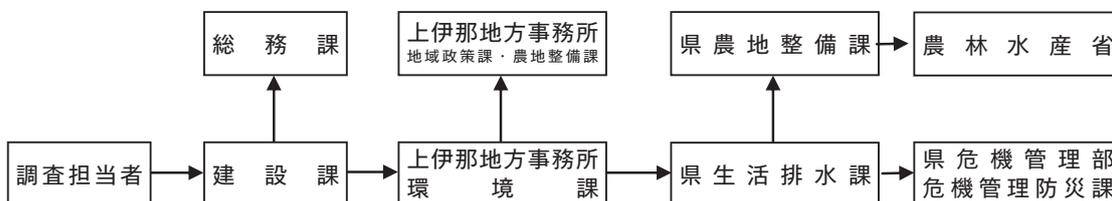
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



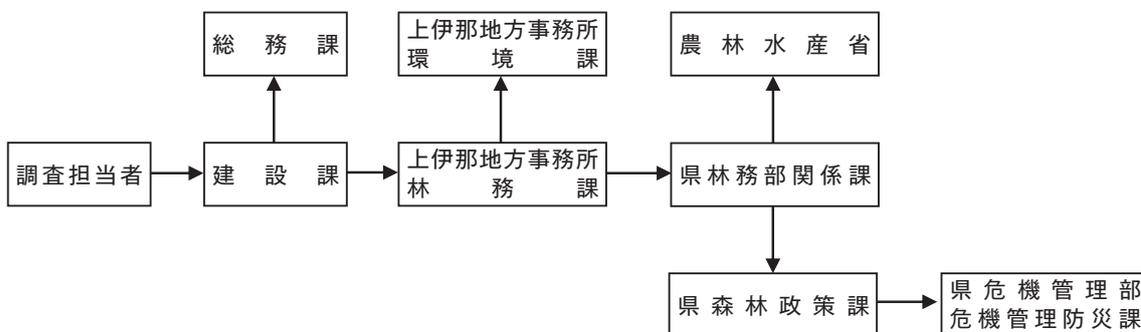
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

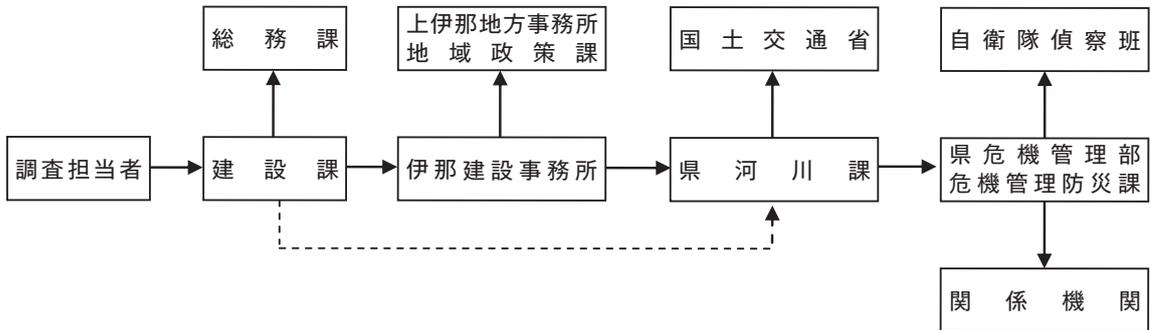


(5) 林業関係被害状況報告 (県様式第6号)

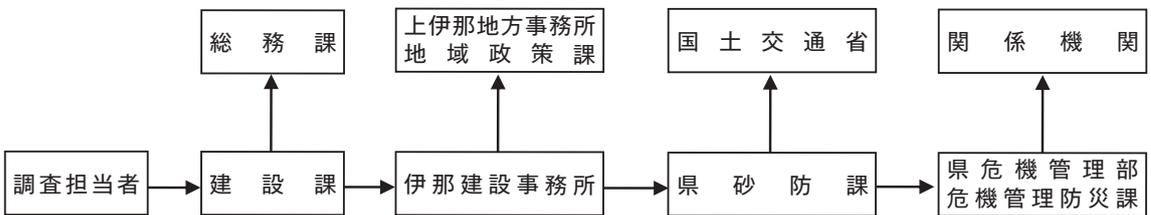


(6) 土木関係被害状況報告（県様式第7号）

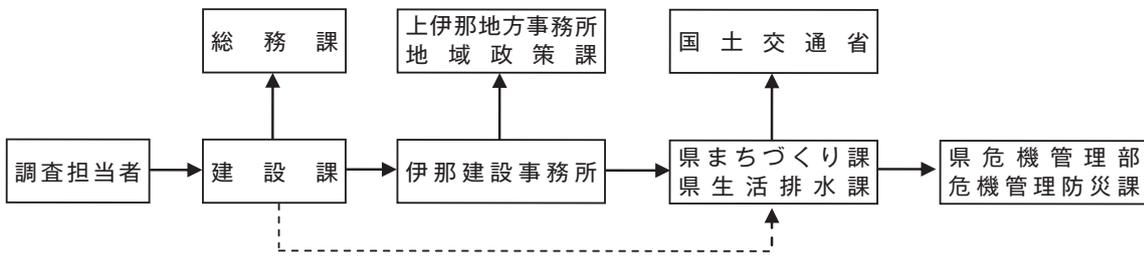
ア 公共土木施設被害状況報告等



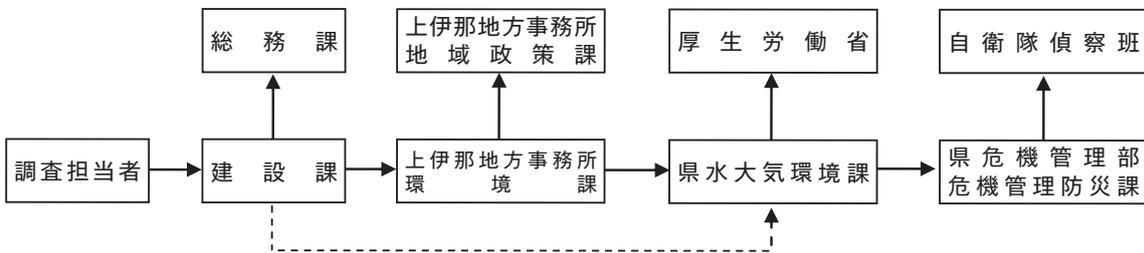
イ 土砂災害等による被害報告



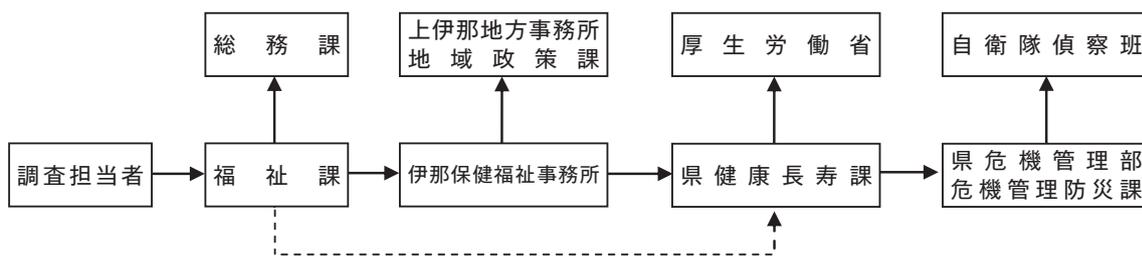
(7) 都市施設被害状況報告（県様式第8号）



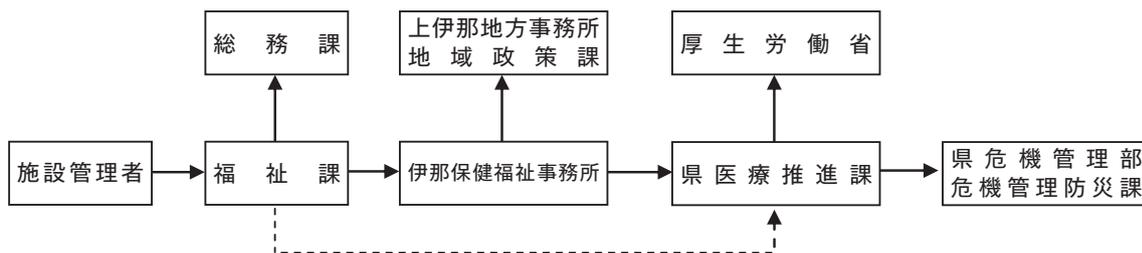
(8) 水道施設被害状況報告（県様式第9号）



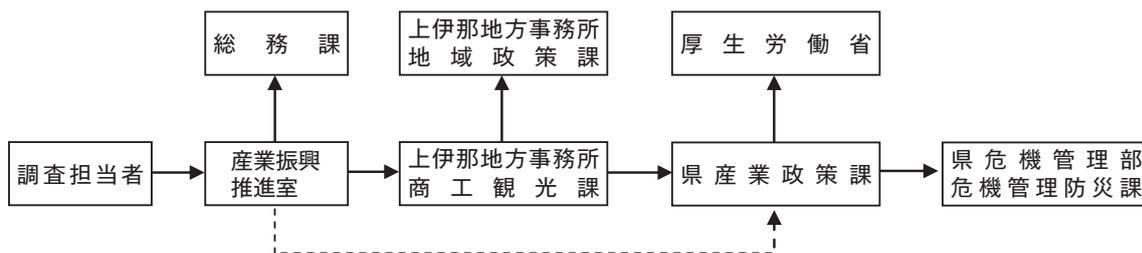
(9) 感染症関係報告 (県様式第11号)



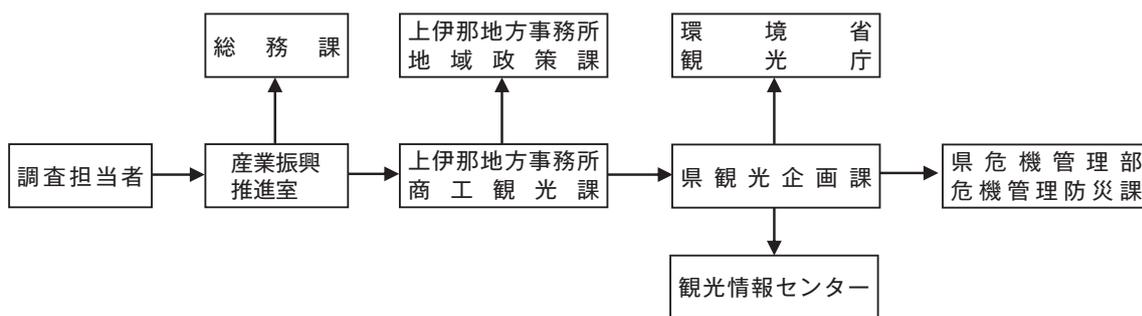
(10) 医療施設関係被害状況報告 (県様式第12号)



(11) 商工関係被害状況報告 (県様式第13号)

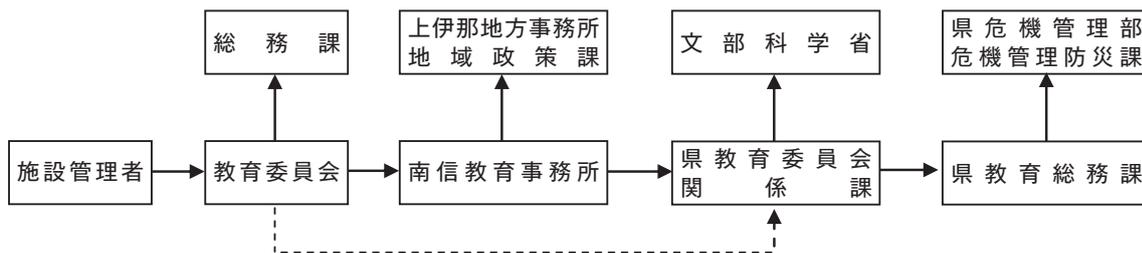


(12) 観光施設被害状況報告 (県様式第14号)

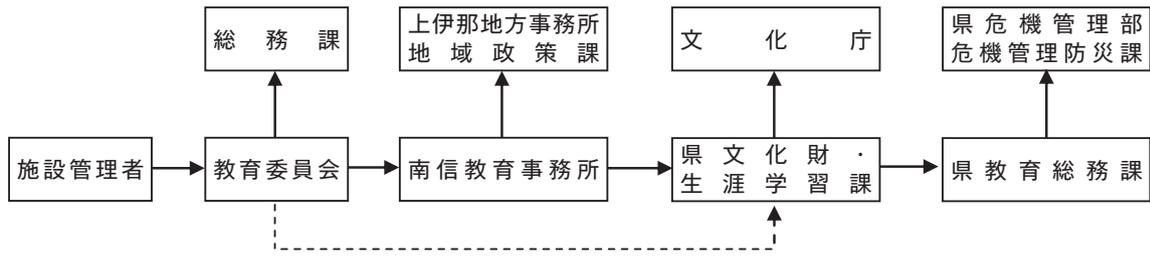


(13) 教育関係被害状況報告 (県様式第15号)

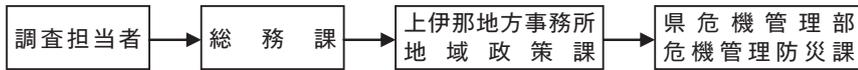
ア 村施設



イ 文化財

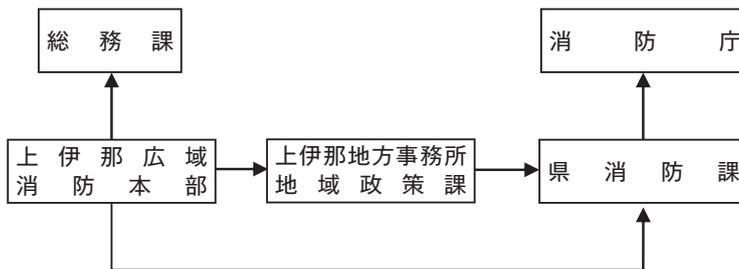


(14) 村有財産（県様式第17号）

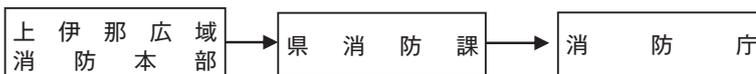


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(15) 火災即報（県様式第19号）



(16) 火災等即報（危険物に係る事故）



第3節 非常参集職員の活動

第1 活動方針

村内各機関は、村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて村の行う災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

1 責務

村は、村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、長野県地域防災計画及び宮田村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の活動体制をとる。

＜配 備 基 準 表＞

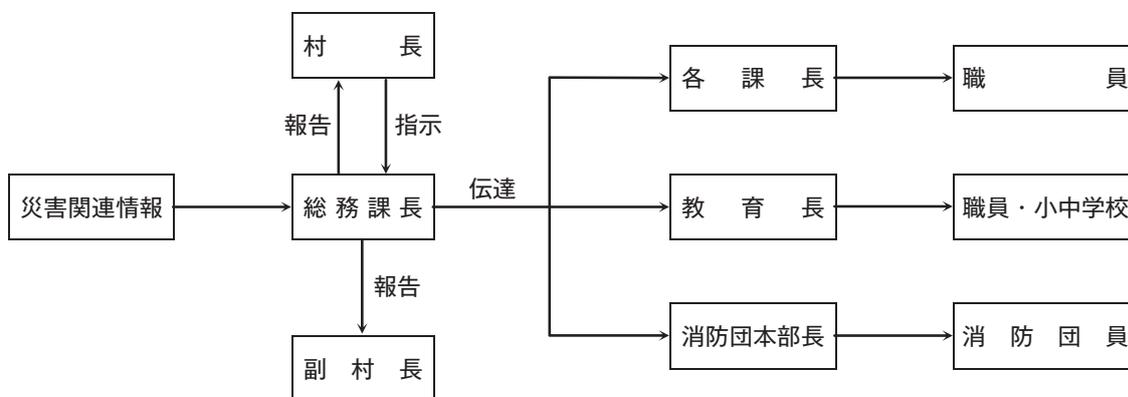
| 活動体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 | 人員 |
|------|--|---|---|--------------|
| 準備体制 | ○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。(警戒体制以降に継続するための事前対策) ○総務課長が必要と認めた場合、増員を行う。 | 右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。 | ○大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ○臨時火山情報発表時 ○災害が発生するおそれのあるときで総務課長が必要と認めたとき | 各部長 |
| 警戒体制 | ○災害発生前の体制で、各課連絡網の確認、情報収集等行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。 | 右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。 | ○上記基準の状況下又は土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時で総務課長が必要と認めたとき | 各係長 |
| 即応体制 | ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする。 | 右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は村長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。 | ○以下のいずれかの状況下で村長が必要と認めたとき ・暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雨特別警報発表時若しくはこれらの情報の事前提供時 ・土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生したとき ・激甚な災害が発生するおそれのあるとき ○緊急火山情報発表時 | 各部の 半数の人員 |
| 非常体制 | ○災害発生後の体制で、即応体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 | 右の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたととき及び他の体制に移行したときまで。 | ○大規模な災害が発生した場合、村内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で村長が必要と認めたとき | 全員 |

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

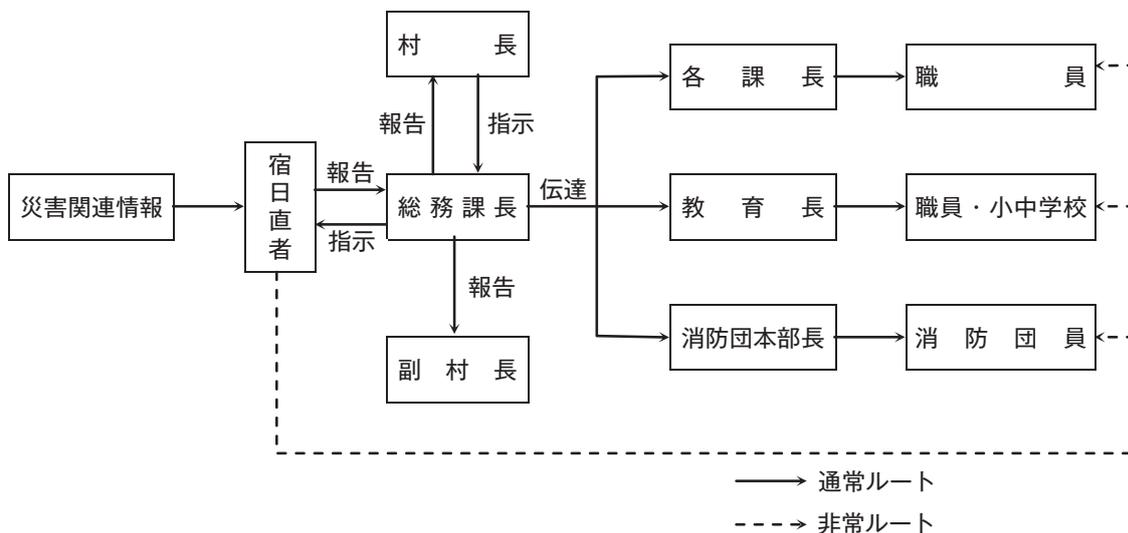
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法で行う。

ア 勤務時間内

庁内放送のほか、電話、口頭伝達のうち最も速やかに行える方法による。

イ 勤務時間外

電話、ファクシミリ、携帯電話、口頭伝達のうち最も速やかに行える方法による。

<配 備 人 員 一 覧 表>

| 部 名 | 課 名 | 班 名 | 係 名 | 準備体制 | 警戒体制 | 即応体制 | 非常体制 |
|-----|----------|--------|--------|----------|---------|----------|-------|
| 総務部 | 総務課 | 総務班 | 総務係 | 総務課長 | 総務係長 | 各課の半数の人員 | 全職員参集 |
| | | 資材・施設班 | 管理財政係 | | 管理財政係長 | | |
| 出納部 | 会計室 | 出納班 | 会計係 | 会計管理者 | 会計管理者 | | |
| 企画部 | みらい創造課 | 情報収集班 | 企画係 | みらい創造課長 | 企画係長 | | |
| | | 通信班 | 協働係 | | 協働係長 | | |
| 住民部 | 住民課 | 調査班 | 税務係 | 住民課長 | 税務係長 | | |
| | | 住民班 | 住民係 | | 住民係長 | | |
| 福祉部 | 福祉課 | 福祉班 | 福祉係 | 福祉課長 | 福祉係長 | | |
| | | 保健予防班 | 保健予防係 | | 保健予防係長 | | |
| 建設部 | 建設課 | 建設班 | 建設係 | 建設課長 | 建設係長 | | |
| | | 林務班 | 耕地林務係 | | 耕地林務係長 | | |
| | | 上下水道班 | 上下水道係 | | 上下水道係長 | | |
| 産業部 | 産業振興推進室 | 商工観光班 | 商工観光係 | 産業振興推進室長 | 商工観光係長 | | |
| | | 農政班 | 農政係 | | 農政係長 | | |
| 教育部 | 教育委員会事務局 | 学校教育班 | 学校教育係 | 教育次長 | 学校教育係長 | | |
| | | 児童福祉班 | 子育て支援係 | | 子育て支援係長 | | |
| | | 生涯学習班 | 生涯学習係 | | 生涯学習係長 | | |
| 議会部 | 議事事務局 | 議会班 | 議会事務局 | 議会事務局 | 議会事務局長 | | |

(3) 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 自主参集

職員は、日ごろからテレビやラジオ等の災害関連情報に十分注意するとともに、災害時には、テレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により登庁ができない場合は、避難所等に指定された最寄りの公共施設に参集し、村役場に現在の所在地等の連絡をしたうえで、指示を受ける。

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、前記「2 活動体制」における即応体制及び非常体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、村災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(2) 体制の種別

村長は、本部を設置したときは、前記「2 活動体制」における即応体制及び非常体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

本部の組織等は、宮田村災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）に定めるところによるが、本部の組織図及び所掌事務は、本節末尾に掲げる別表1及び別表2のとおりである。

(4) 本部設置場所

災害対策本部は、原則として宮田村役場に設置する。

| 種 別 | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------|--------|---------|--------------|
| 原則設置場所 | 宮田村役場 | 宮田村98 | 0265-85-3181 |
| 代替設置場所 | 宮田村民会館 | 宮田村7021 | 0265-85-2314 |

(5) 本部長及び副本部長

ア 村長を本部長とし、副村長を副本部長とする。

イ 本部長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副本部長がその職務を代理する。村長、副村長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務課長の順とする。

(6) 本部事務局の設置

ア 災害対策本部が設置された場合は、本部事務局を設ける。

イ 本部事務局長は総務課長、事務局員は総務課総務係職員をもって充てる。

ウ 本部事務局は、本部の庶務、各部の連絡、調整及び本部長命令の伝達等を行う。

(7) 腕章の帯用

本部長、副本部長、部長、班長その他の本部員は、災害対策活動に従事するときは、腕章を帯用する。

(8) 災害対策本部設置・閉鎖の通知

災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、次の機関等に通知又は公表する。また、玄関に本部標識板を掲出する。

(9) 県等への報告

本部を設置した場合は、ただちに、その旨を関係機関等に通知及び公表する。

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 | 担当班 |
|------------------|-----------------------------------|-----|
| 県知事 | 県防災行政無線、電話、ファクシミリ | 総務班 |
| 宮田村防災会議委員 | 電話、ファクシミリ、連絡員、口頭 | |
| 駒ヶ根警察署、宮田村警察官駐在所 | 電話、ファクシミリ、連絡員 | |
| 上伊那広域消防本部 | 県防災行政無線、電話、ファクシミリ、連絡員 | |
| 近隣市町村長 | 県防災行政無線、電話、ファクシミリ | |
| 村内関係機関 | 村防災行政無線、電話、ファクシミリ、連絡員 | |
| 報道機関 | 電話、ファクシミリ、文書 | |
| 一般住民 | 村防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、口頭（区長等を通じて） | |

(10) 活動要領

ア 各部班の活動要領

- (ア) 本部は、原則として村役場内に設置する。
- (イ) 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、関係機関からの情報を総務部長に報告する。
- (ウ) 総務部長は、各部からの情報をとりまとめ、随時本部長に報告する。
- (エ) 総務部長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を必要の都度報道機関の協力を得て周知する。
- (オ) 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- (カ) 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。
- (キ) 各部長は、職員の配備をしたときは、その状況を総務部長を通じて本部長に報告する。

イ 本部員会議

- (ア) 本部員会議は、本部長が指定する場所で開催する。
- (イ) 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- (ウ) 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、総務部長に申し出る。

(11) 現地災害対策本部の設置

ア 村長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部については宮田村災害対策本部条例第4条に定めるところによる。

(12) 県・国の現地対策本部との連携

県の現地災害対策本部、又は、国の非常災害現地対策本部・緊急災害現地対策本部が本村内に設置された場合は、当該現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(13) 本部の廃止

本部長は、村内の地域において、災害が拡大するおそれがなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- ウ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- エ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- オ 被害数値がおおむね確定したとき。
- カ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(14) 村水防本部との関係

村水防本部は、村災害対策本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(15) 災害救助法が適用された場合の体制

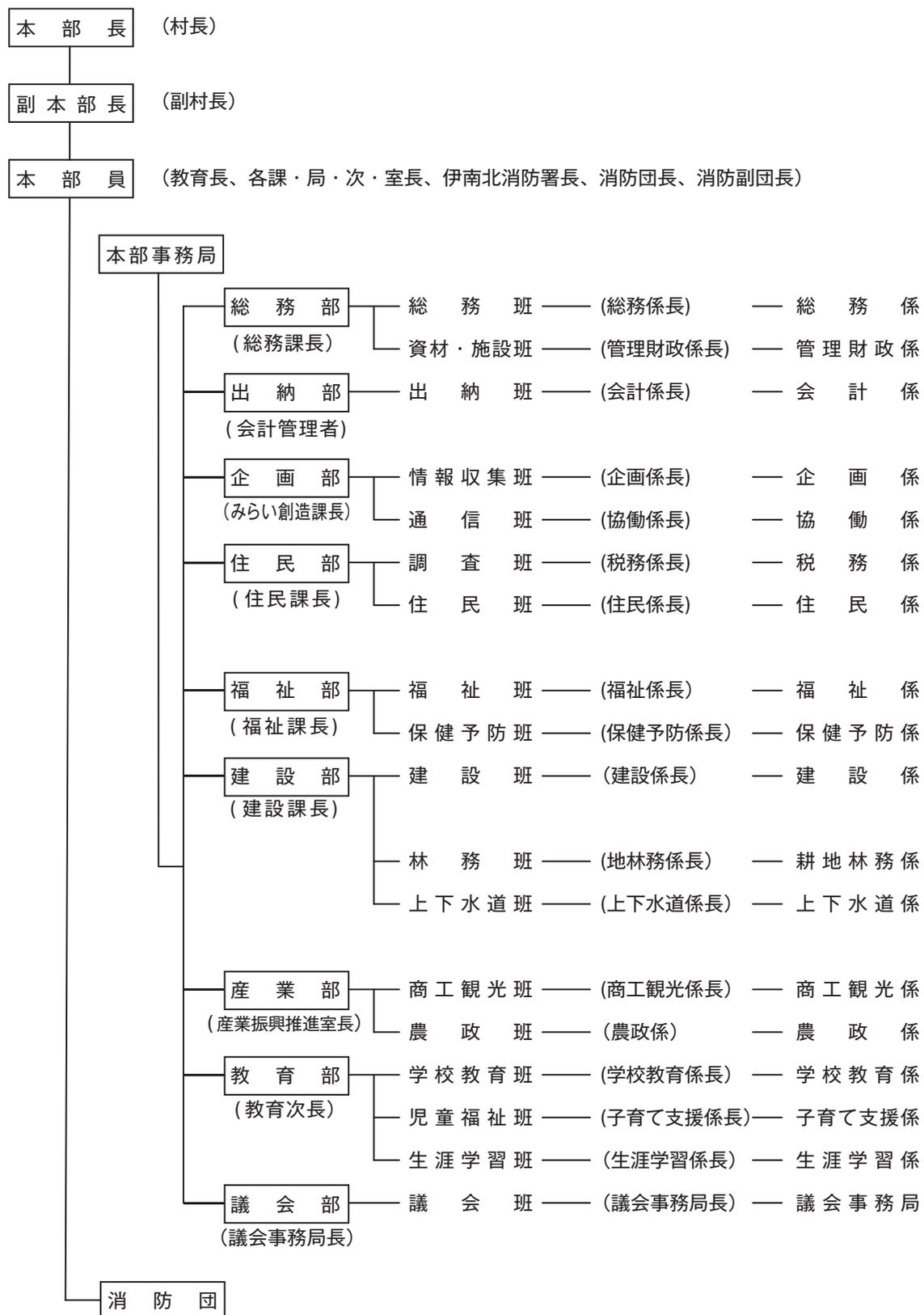
村域に災害救助法が適用されたときは、村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、ただちに救助事務を行い、必要に応じ知事と連絡をとる。

- ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。
- ウ 本部の存続が不要と認められたとき。

(16) 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、各部の配備要員では対応が困難な場合は、他部の応援を得て実施する。

別表1



※ 各部の下の () 書きは部長を、各班の次の () 書きは班長を表す。

別表2

| 部 | 班 名 | 事 務 分 掌 |
|--------------------|-------------------------|---|
| 本 部 事 務 局 | | 1 災害対策本部の設置及び本部会議、本部事務局に関する こと。 2 各部との情報連絡に関すること。 3 本部長命令の伝達に関すること。 4 村防災会議その他関係諸機関との連絡に関すること。 |
| 総 務 部 (総務課長) | 総 務 班 (総務係長) | 1 情報の収集に関すること。 2 被害状況及び応急対策状況のとりまとめに関すること。 3 職員の動員及び配備計画の総合調整に関すること。 4 自衛隊の派遣要請に関すること。 5 県への被害報告に関すること。 6 緊急通行車両の標章及び証明書等の手続に関すること。 7 避難所の開設及び閉鎖に関すること。 8 消防本部との連絡及び消防団員の招集に関すること。 9 消防団員の配備体制に関すること。 10 消防施設、機器の点検整備に関すること。 |
| | 資 材 ・ 施 設 班 (管理財政係長) | 1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 物資、資材の調整に関すること。 3 村有財産の被害状況の把握に関すること。 4 庁舎等の防災及び修理に関すること。 5 開発施設の災害応急対策、復旧に関すること。 6 応急仮設住宅の建設用地の確保に関すること。 |
| 出 納 部 (会計管理者) | 出 納 班 (会計係長) | 1 災害経費の出納に関すること。 2 義援金の管理に関すること。 |
| 企 画 部 (みらい創造課長) | 情 報 収 集 班 (企画係長) | 1 情報の収集に関すること。 2 被害状況及び応急対策状況のとりまとめに関すること。 3 災害時の物資等の輸送車両の確保、配車に関すること。 4 輸送機関との連絡調整に関すること。 |
| | 通 信 班 (協働係長) | 1 災害に関する広報広聴に関すること。 2 住民及び報道機関に対する災害広報に関すること。 3 災害の記録に関すること。 |
| 住 民 部 (住民課長) | 住 民 班 (住民係長) | 1 避難者の誘導に関すること。 2 緊急食料の配給及び炊き出しに関すること。 3 被災住民の相談・照会に関すること。 4 災害時におけるねずみ族昆虫等の駆除に関すること。 5 被災地のし尿収集処理及びごみ収集処理に関すること。 6 行方不明者の捜査及び遺体収容処理に関すること。 |

| 部 | 班 名 | 事 務 分 掌 |
|----------------------|------------------------------|---|
| | 調 査 班 (税 務 係 長) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況の取材及び記録の編集保存に関する事。 2 情報空白地区への被害調査に関する事。 3 救援物資の仕分けに関する事。 4 固定資産の被害調査及び報告に関する事。 5 村民税及び国民健康保険税の減免、徴収猶予その他災害時の税制に関する事。 6 災害納税者の調査及び報告に関する事。 7 被害納税者の税に関する相談に関する事。 |
| 福 祉 部 (福 祉 課 長) | 福 祉 班 (福 祉 係 長) | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の援護に関する事。 2 義援物資の保管及び分配に関する事。 3 生活必需品等救援物資の確保及び分配に関する事。 4 災害時の要配慮者（避難行動要支援者）対策に関する事。 5 ボランティアの受入れに関する事。 |
| | 保 健 予 防 班 (保 健 予 防 係 長) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法関係の連絡調整に関する事。 2 被災者等の医療救護活動に関する事。 3 保健所及び関係機関との連絡に関する事。 4 医療業務及び医療施設の維持管理に関する事。 5 救護所の設置に関する事。 6 災害時の防疫及び食品衛生に関する事。 |
| 建 設 部 (建 設 課 長) | 建 設 班 (建 設 係 長) | <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害把握調査に関する事。 2 村営住宅の被害把握調査に関する事。 3 道路、橋梁、河川、堤防等の警戒及び応急復旧に関する事。 4 障害物の除去活動に関する事。 5 村営住宅の応急修理及び復旧に関する事。 6 応急仮設住宅の建設に関する事。 7 都市計画施設の応急修理及び復旧に関する事。 8 都市計画施設の災害調査報告に関する事。 |
| | 林 務 班 (耕 地 林 務 係 長) | <ol style="list-style-type: none"> 1 山林、治山施設等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 2 林業団体の災害復旧の計画指導に関する事。 |
| | 上 下 水 道 班 (上 下 水 道 係 長) | <ol style="list-style-type: none"> 1 上・下水道施設の災害調査及び応急対策、復旧に関する事。 2 応急資機材の調達、確保に関する事。 3 被災者に対する飲料水の確保及び給水に関する事。 4 飲料水の水質検査に関する事。 5 仮設トイレの設置に関する事。 |

| 部 | 班 名 | 事 務 分 掌 |
|---------------------|------------------------|---|
| 産 業 部 (産業振興推進室長) | 商 工 観 光 班 (商工観光係長) | 1 中小企業の被害調査及び災害資金の貸付けに関すること。 2 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 生活必需品等の確保に関すること。 |
| | 農 政 班 (農政係長) | 1 農業用施設の災害予防対策に関すること。 2 緊急食料の確保に関すること。 3 農産物及び家畜伝染病の防疫に関すること。 4 農業団体の災害復旧の計画指導に関すること。 5 農地の災害予防対策に関すること。 6 農地の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 7 災害時における死亡獣畜の処理に関すること。 |
| 教 育 部 (教育次長) | 学 校 教 育 班 (学校教育係長) | 1 被災児童・生徒の救護及び応急教育に関すること。 2 学校教育施設、社会教育施設利用者の救出、避難及び誘導に関すること。 3 避難所の設営協力に関すること。 4 炊き出し設備の給与に関すること。 5 学校教育施設の保健衛生に関すること。 6 学校教育施設、社会教育施設の保全に関すること。 7 学校教育施設、社会教育施設の応急対策及び復旧に関すること。 8 学用品等の給与に関すること。 |
| | 児 童 福 祉 班 (子育て支援係長) | 1 被災者の援護に関すること。 2 被災幼児の応急保育に関すること。 3 保育施設の災害対策及び被害調査、応急対策に関すること。 |
| | 生 涯 学 習 班 (生涯学習係長) | 1 文化財等の災害復旧の計画指導に関すること。 |
| 議 会 部 (議会事務局長) | 議 会 班 (議会事務局長) | 1 議会関係者に対する通信及び情報連絡に関すること。 2 交通施設の災害予防及び応急対策、復旧に関すること。 |
| 消 防 団 (消防団長) | 各 分 団 (各分団長) | 1 消火活動に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 人命救助活動に関すること。 4 消防本部・警察との協力・連携に関すること。 5 生埋め者の捜索に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 |

各部の下の () 書きは当該部長を、各班の下の () 書きは当該班長をそれぞれ表す。

第4節 広域相互応援活動

第1 活動方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、法令及び応援協定に基づき、また、東海地震についての異常データ観測時から発災後災害応急対策を終えるまでの具体的な広域応急対策活動については「東海地震応急対策活動要領」の定めるところにより、他市町村等と相互に協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、被害を受けた場合には、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他市町村が被害を受けた場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

消防の相互応援以外の応援要請は、村長が行う。総務部長が各部各班の被害状況を取りまとめ、村長に進言し、必要と認めた場合、村長が2の(3)に掲げる応援を要請する。

2 応援要請

(1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して、応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、ただちに応援要請を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

上伊那広域消防本部は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の

長に対し、応援を要請し、その旨知事に連絡する

(イ) 他都道府県への応援要請

上伊那広域消防本部は、前項の場合における長野県消防相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、消防組織法第44条第1項の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(3) 緊急消防援助隊等の要請

知事は、風水害等の非常事態の場合において、村からの応援要請に関して、緊急性、地理的条件、被害状況等により必要と認める場合は、消防組織法第24条の3の規定により、次に掲げる事項について速やかに消防庁長官に応援を要請する。

村長は、知事からの通知を受けた場合は、速やかに受援体制を整える。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

ウ その他、他都道府県からの消防の応援

(4) 消防以外に関する応援要請

ア 他市町村に対する応援要請

村長は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに締結市町村長に応援を要請し、その旨知事に連絡する。

応援の要請事項

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

イ 県に対する応援要請等

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあっせんを求める。

3 応援体制の整備

(1) 基本方針

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場

合は、早急に出動する必要がある。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

村は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、ただちに出動する。

イ 指揮

村は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

村は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

4 受援体制の整備

他の市町村に受援要請をする場合は、円滑な受入れができるよう、必要とする受援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等受援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保、整備する。

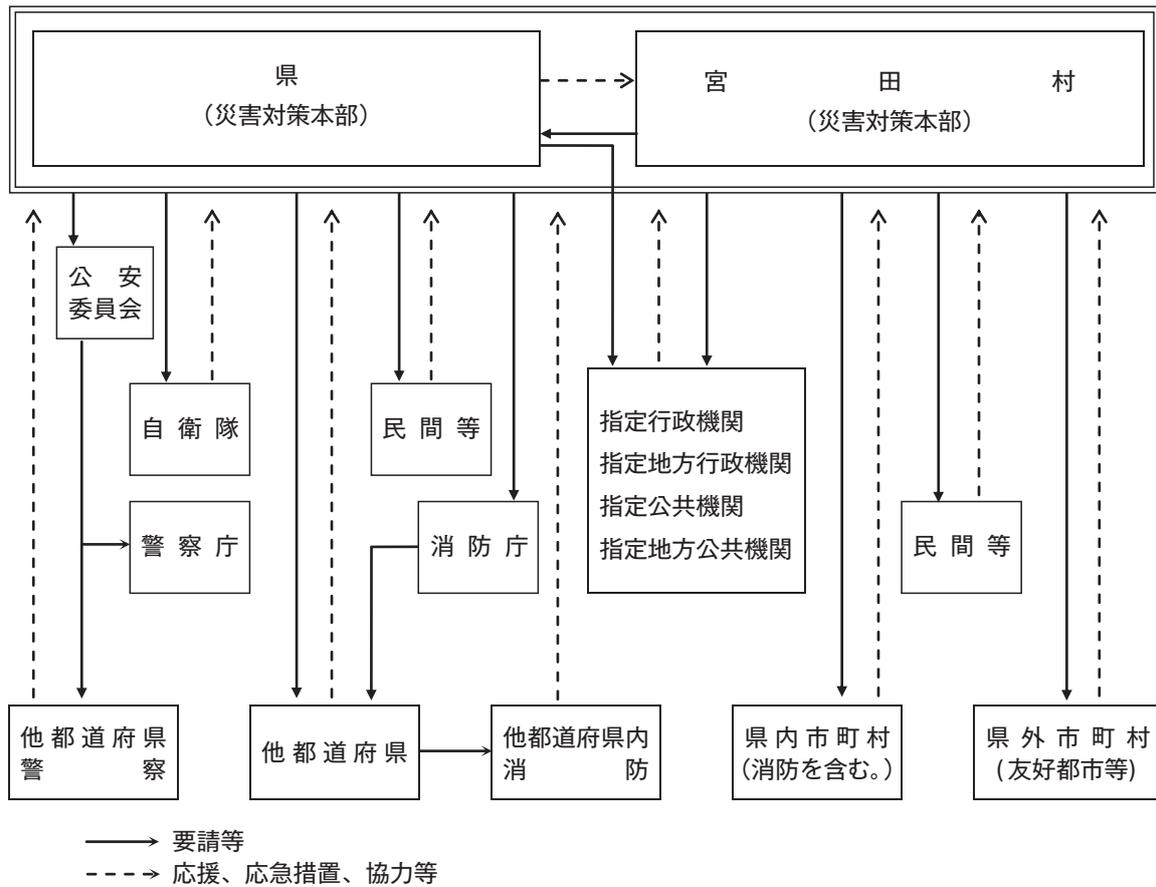
また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて受援側市町村の到着までに整え、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

5 経費の負担

(1) 国から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

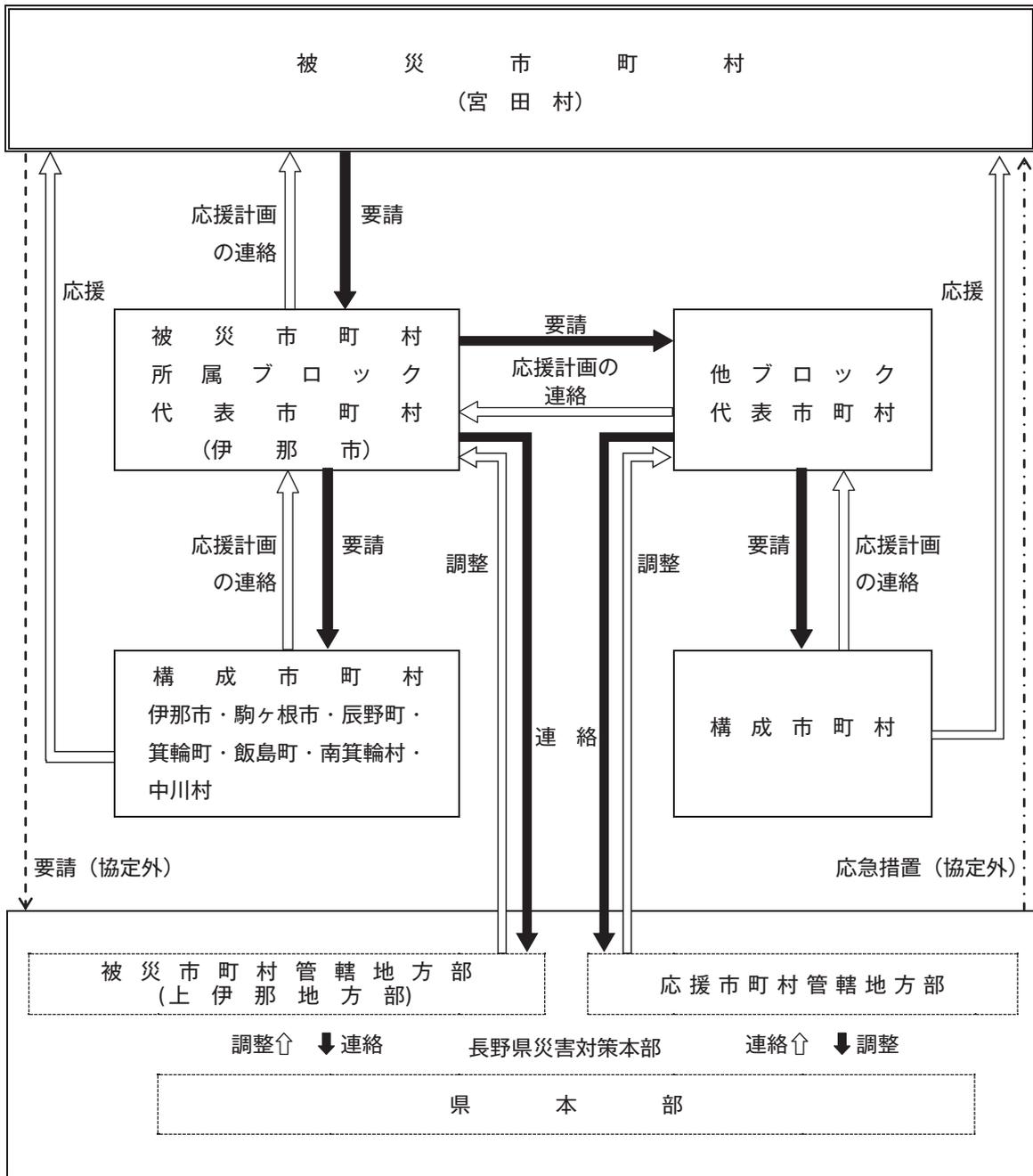
(2) 前項以外の受援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

<広域相互応援体制図>



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



| | | |
|----|---|----------------|
| 凡例 | ↓ | 要請に係る系統 (応援協定) |
| | ↑ | 応援に係る系統 (応援協定) |
| | ↓ | 要請に係る系統 (協定外) |
| | ↑ | 応援に係る系統 (協定外) |

第5節 ヘリコプターの活用計画

第1 活動方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を、円滑、効果的に実施するため、必要に応じ県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 活動の内容

【村が実施する対策】

1 ヘリコプターの要請

(1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の輸送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

ア 実施責任者

県に対するヘリコプターの出動要請は、村長が行う。総務部長が各部各班の被害状況をとりまとめ、村長に進言し、必要と認めた場合、村長が出動を要請する。

イ 活動内容に応じたヘリコプターの選定

活用できるヘリコプターは、次のとおりである。

村等からヘリコプターの出動要請があった場合、県は、消防防災ヘリコプターにより、ただちに対応するとともに、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて他のヘリコプターを選定、要請する。

| 機種 | 機種 | 定員 | 救助 ホイスト | 消火装置 | 物資吊下 | ヘリテレ |
|-------------------|-----------------------|----|------------|------|------|------|
| 消防防災 ヘリコプター | ベル412E P | 15 | ○ | ○ | ○ | |
| 県警 ヘリコプター | ユーロコプター A S 365N 3 | 13 | ○ | | ○ | ○ |
| | アグスタ AW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ |
| 広域航空消防 援ヘリコプター | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自衛隊 ヘリコプター | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | |
| ドクターヘリ | | 6 | | | | |

(要請手続はP112に記載あり)

2 出動手続の実施

- (1) 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。)

なお、各ヘリコプターにおける要請手続の要領については、別記「ヘリコプター要請手続要領」を参照すること。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等）
- イ 活動に必要な資機材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ 資機材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

- (2) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

なお、本村におけるヘリポートの指定状況は、資料編に掲げるとおりである。

- (3) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

- (4) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

- (5) 自衛隊の派遣要請手続については本章第6節「自衛隊災害派遣要請活動」による。

3 ヘリポートの開設

- (1) 被害状況の調査及びヘリポートの指定

総務班は、ヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。

- (2) 開設の方法

総務班は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。

- ア 広さ

開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。

- イ 整地（地均し）

ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。

- ウ 発着点の表示

ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30センチメートル以上の白線で半径2メートル以上の円を描き、中央にHと表示する。

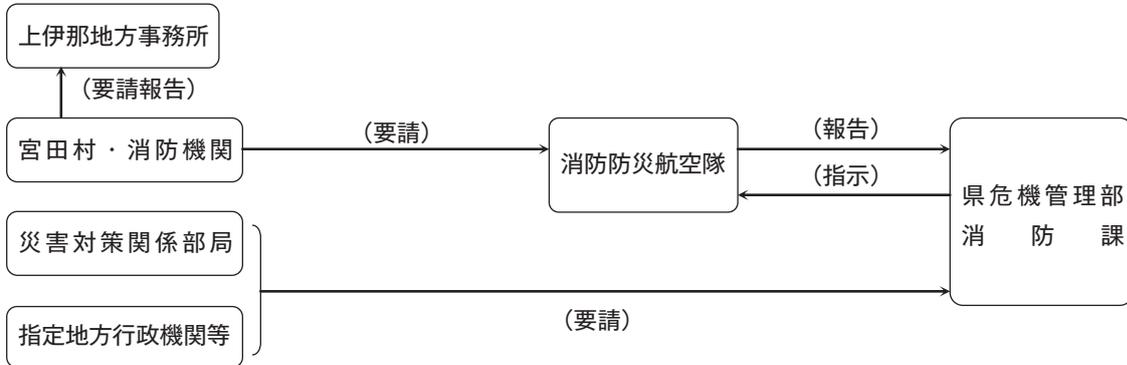
- エ 風向の表示

地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹き流しを発着場付近に立てる。吹き流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。

ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

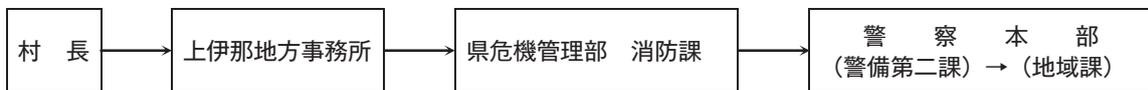
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



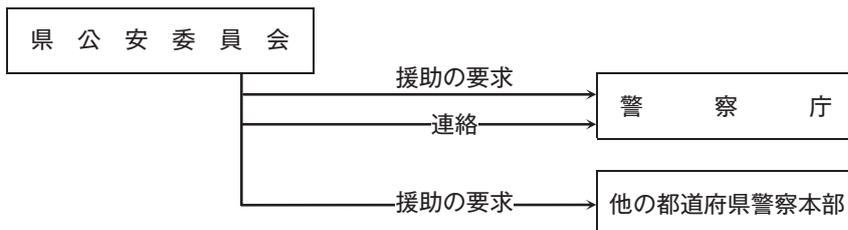
※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぶす1」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。

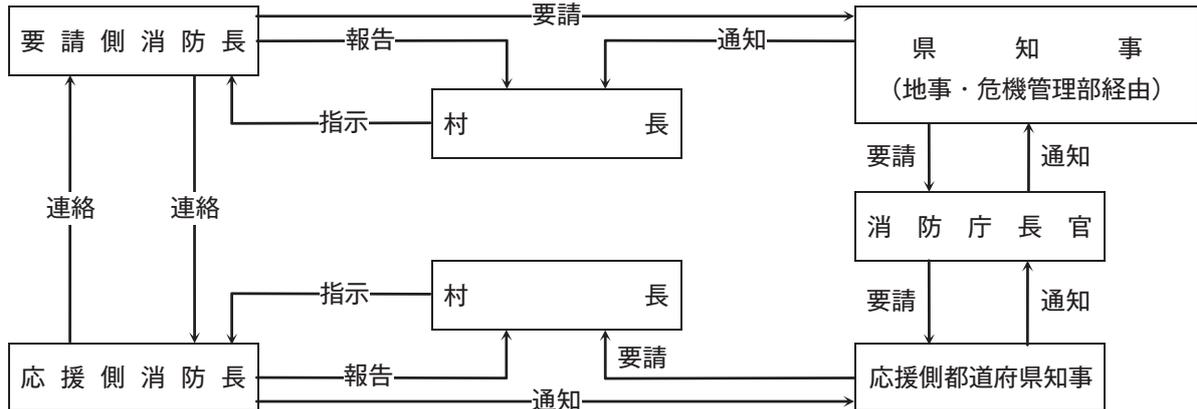


3 広域航空消防応援ヘリコプター

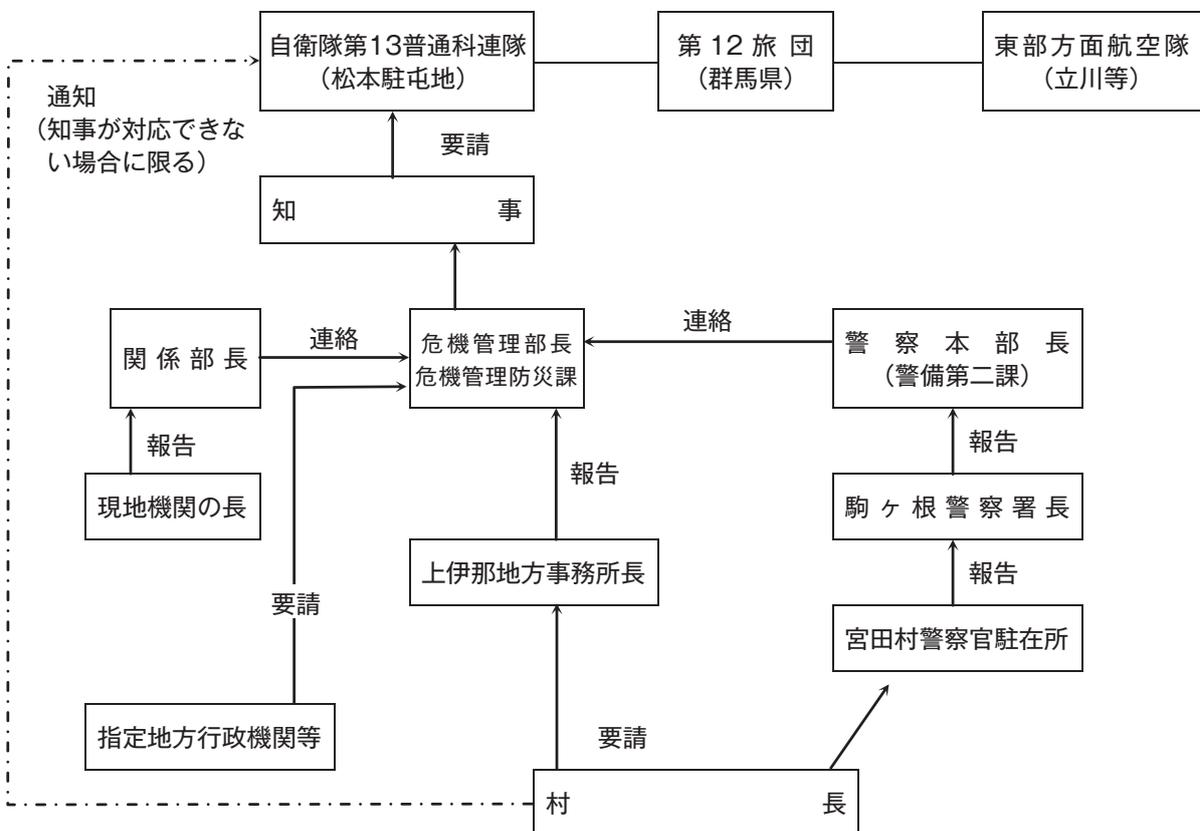
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、県に応援要請する。

- (1) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおりである。

| | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|
| 群馬県 | 東京消防庁 | 新潟県 | 山梨県 | 岐阜県 |
|-----|-------|-----|-----|-----|

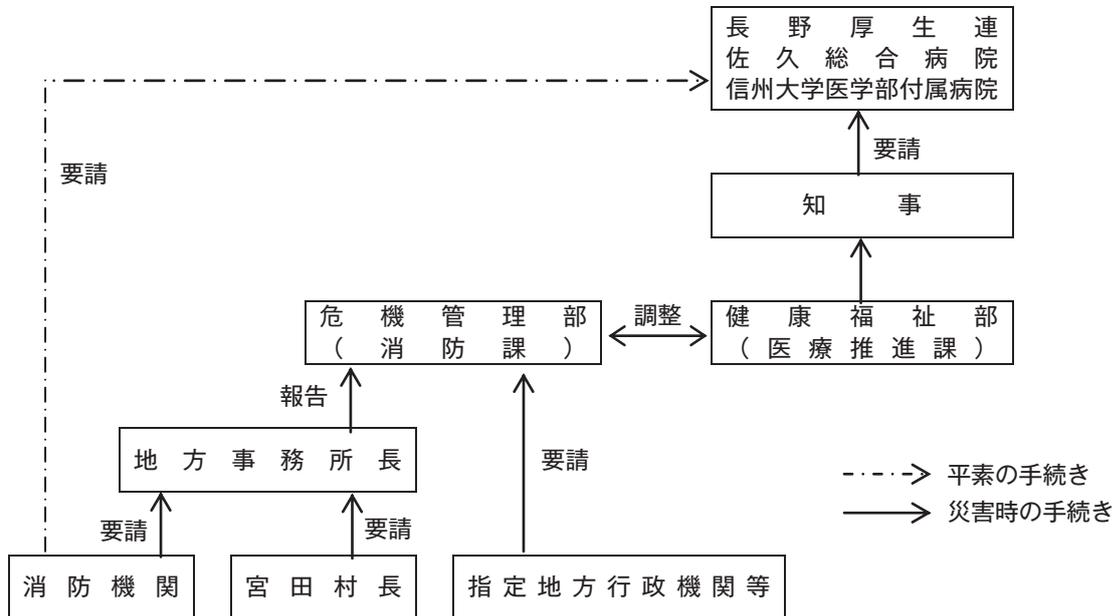


4 自衛隊ヘリコプター



5 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合、県危機管理部と県健康福祉部が調整のうえ、長野厚生佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊災害派遣要請活動

第1 活動方針

大規模な災害が発生したときには、村、他市町村及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を県等に依頼し、適切な救助活動を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について確認する。
- 2 村と派遣部隊の連絡調整について定め受入体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があればただちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、ただちにその旨を県に連絡する。

1 実施責任者

県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼は、村長が行う。総務部長が各部各班の被害状況をとりまとめ、村長に進言し、必要と認めた場合、村長が要請を依頼する。

2 派遣要請

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索、救助

死者、行方不明者、傷者等の搜索、救助（ただし緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

エ 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

オ 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響あると考えられる場合）

キ 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は村準備）

ク 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

ケ 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

コ 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

サ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、譲与は県、市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）

シ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。

ス 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

セ 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

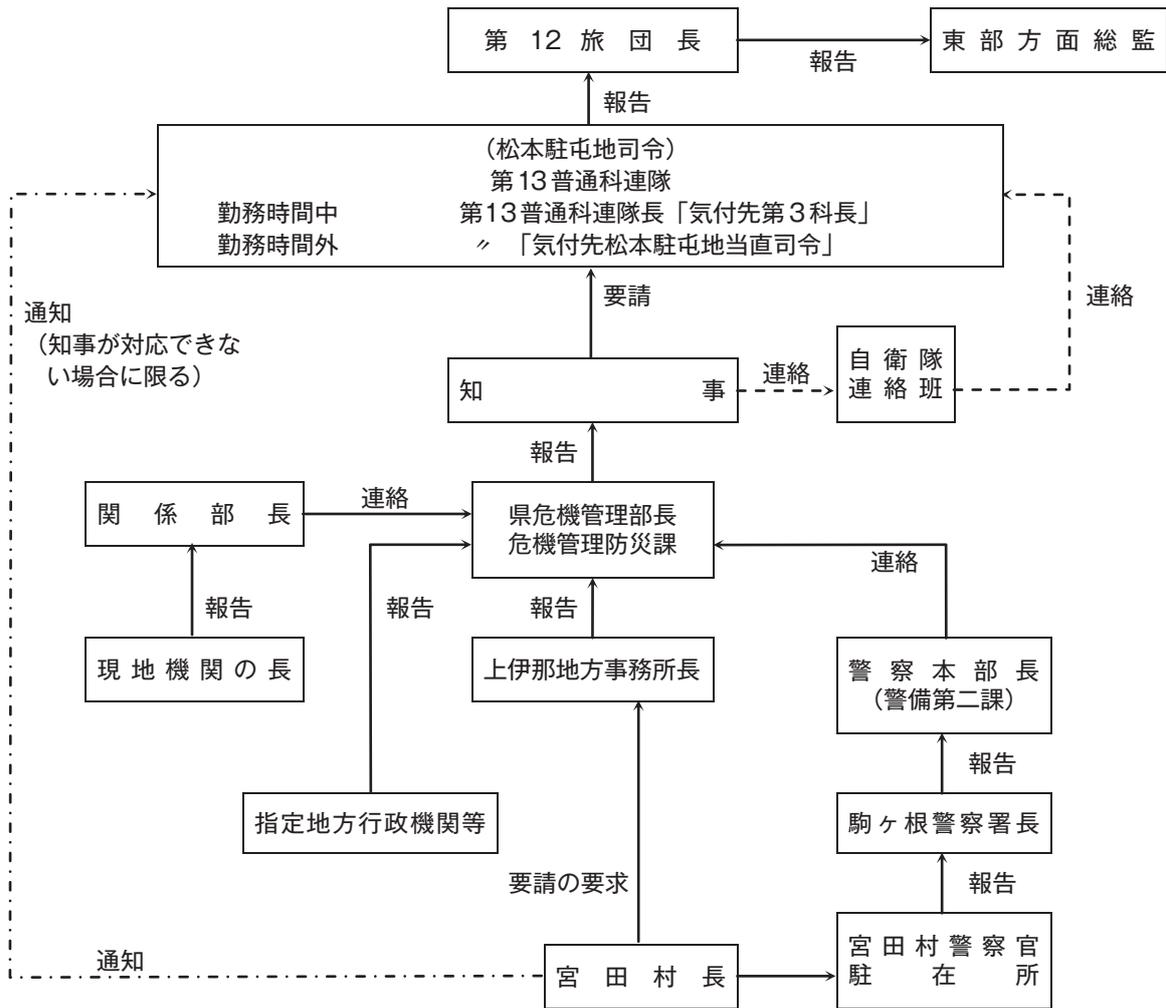
ソ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(2) 派遣要請系統

村からの自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。

＜自衛隊災害派遣の手続系統図＞



(3) 派遣要請手続

村長は2 (1) の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

- ア 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上伊那地方事務所長もしくは駒ヶ根警察署長に派遣要請を求める。
- イ アにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに上伊那地方事務所を通じ文書による要請処理をする。
- ウ アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(4) 要請事項

要請を求めるにあたっては、次の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- エ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- オ ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所

(村は、あらかじめ発着可能な場所を調査しておくこと)

カ 要請文書のあて先・連絡先

(ア) あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

(イ) 連絡先

| 時間内 | 時間外 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 第三科 | 駐屯地当直司令 |
| N T T 0263-26-2766 (235) | N T T 0263-26-2766 (302) |
| 防災行政無線 8-535-79 (県庁、合庁の場合) | 防災行政無線 8-535-78 (県庁、合庁の場合) |
| F A X N T T 0263-26-2766 (259) | F A X N T T 0263-26-2766 (259) |
| 防災行政無線 8-535-76 | 防災行政無線 8-535-76 |

3 派遣部隊の受入れ

- (1) 村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。(県現地連絡調整者とは、県の災害対策本部が設置されないときは地方事務所長等、設置されたときは地方部長、県の現地本部が設置されたときは現地本部長を指す。以下同じ。)
- (2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と村及び県現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。
- (3) 村は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。
- (4) ヘリコプターの発着場所は、資料編に掲載のとおりである。
- (5) 住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。
- (6) 受入総括責任者は本部長とする。
- (7) 連絡責任者は総務部長とし、県現地連絡調整者(上伊那地方事務所長等)を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。
- (8) 総務部長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。
 - a 宿泊施設(場所)及び車両の保管場所を準備する。
 - b 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
 - c 派遣の状況により建設水道部長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機(器)材を確保し、到着後ただちに活動できるよう準備する。
 - d ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
 - e 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係機関との連絡調整に努める。

- (a) 作業箇所及び作業内容
- (b) 作業箇所別必要人員及び資機（器）材
- (c) 作業箇所別優先順位
- (d) 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
- (e) 部隊との連絡方法及び連絡場所

(9) 駒ヶ根警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

(10) 部隊の集結場所、宿营地及び車両、資機材等保管場所は、次のとおりとする。

＜部隊の集結場所＞

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------|-------------|--|
| ふれあい広場駐車場 | 宮田村1926番地 9 | 文化会館 0265-85-4155 ふれあい広場管理事務所 0265-85-5480 |

＜部隊の宿营地及び車両、資機材等保管場所＞

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------|-------------|--|
| ふれあい広場駐車場 | 宮田村1926番地 9 | 文化会館 0265-85-4155 ふれあい広場管理事務所 0265-85-5480 |

4 派遣部隊の撤収

村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に報告する。

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定した費用

第7節 救助・救急・医療活動

第1 活動方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかに救護班を編成し、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他市町村との相互支援体制の整備等について関係機関との連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

1 相互の連携

村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。

2 救護班

関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

救助・救急については、総務部総務班及び宮田村消防団が上伊那広域消防本部と連絡を密にとり、自主防災組織、住民の協力を得て行う。また、必要と認める場合は、自衛隊の応援を要請して行う。

医療・助産については、福祉部保健予防班が医師等により救護班を編成し、救護所において医療活動を行う。

2 救助・救急活動

消防機関、警察、医療機関等の関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

- (1) 村消防計画における救助・救急計画等に基づき、駒ヶ根警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他市町村との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣要請活動」により行い、住民の安全確保を図る。
- (2) 上伊那広域消防本部及び宮田村消防団（以下「消防本部等」という。）は、県警察本部及び道路管理者等との連携や出動隊の報告などにより、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送をするにあたり、効率的な対応をする。

- (3) 消防本部等は、救助活動を行うにあたり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整など密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助活動を行う。
- (4) 消防本部等は救急活動を行うにあたり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (5) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。
- (6) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防本部等や救護班等に協力する。
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防本部等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。
- (7) 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民は日ごろから初期救助・救急活動について認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

【関係機関が実施する対策】

- ア 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ（または単独で）長野県赤十字救護隊を出勤させ傷病者の搬送等にあたる。
- イ 長野県医師会、上伊那医師会、長野県歯科医師会、上伊那歯科医師会、伊那中央病院（災害拠点病院）、昭和伊南総合病院等は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。
- ウ 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づいてチームを派遣し、医療支援活動を行う。

3 医療、助産救護活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 医療の範囲

医療の範囲は、次に掲げる。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(3) 助産の範囲

助産の範囲は、次に掲げる。

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- エ 病院等への移送及びその処置

(4) 救護所の設置

救護所は、老人福祉センター又は避難場所等に天幕等を張って応急的に設置する。

(5) 救護班の編成

- ア 救護班は、医師2人（村内開業医）、看護師4人（各医療機関2人）、連絡員2人（村職員）及び補助員2人（村職員）で編成する。
- イ 災害の規模及び状況により、前記アの班編成で対応できないときは、上伊那医師会、村外医療機関、日本赤十字社等が編成する救護班の応援出動を要請する。

(6) 救護所の業務

救護所における担当業務は、次のとおりである。

- ア 負傷の程度の判定
- イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ウ 救急処置の実施
- エ 救急活動等の記録
- オ 遺体の検案
- カ その他必要な事項

(7) 傷病者等の搬送

ア 搬送体制

- (ア) 比較的軽症の被災者の被災場所から救護所及び医療機関への搬送は、原則として自主防災組織、消防団及び家庭で行う。
- (イ) 重症者等で救護所において対応できない者の医療機関への移送は、村が行う。
- (ウ) 重傷者等で災害拠点病院（伊那中央病院）や救命救急センター（伊那中央病院）への緊急輸送が必要な場合については、件に要請するなどの対応を取る。
- (エ) 医療機関における収容可能人員や診療機能の稼動状況等の情報を、広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察署に誘導を要請するなど、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村や県に対し傷病者の受入れについて要請する。

イ 搬送の方法

(ア) 車両等の利用が可能な場合

車両等が利用可能な場合は、救急車、消防団車両、村の公用車及び村内医療機関が有する移送車両によって行う。

(イ) 車両等の利用が不可能な場合

車両等が利用できない場合は、航空機等による移送を県に対して要請するほか、担架等によって行う。

(8) 医療器具、医薬品等の調達

医療、助産、救護活動に必要な医療器具、医薬品は、資料編に掲げる薬局で調達するほか、不足する場合は、近隣市町村及び県に対し協力を要請する。

【医療機関等が実施する対策】

- ア 上伊那郡市町村と社団法人上伊那医師会とで締結済みの「災害時の医療救護についての協定書」に基づき、村から医療救護の要請があった場合は「大規模災害医療支援マニュアル」により速やかに体制を整備し、被災地へ救護班を派遣する等必要な措置をとる。又、社団法人上伊那食料医師会においても、上伊那郡市町村との間で締結済みの「災害時の歯科医療救護についての協定書」に基づき、歯科医療救護班の派遣等必要な対応をとる。
- イ 伊那中央病院（災害拠点病院及び救命救急センター）や昭和伊南総合病院（二次医療機関）は、拠点医療機関としてあらかじめ定められた防災針目により傷病者の受入体制に万全を期するとともに関係機関からの要請により医薬品、医療用資機材等の提供を行う。その際、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の診療状況を迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- ウ 日本赤十字社長野県支部長は、県、村から要請があったとき又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班を派遣し、避難所・救護所等で医療救護活動等にあたる。
- エ 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに、傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- オ 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づいて緊急輸送する。また、血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血を行うとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- カ 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づいてチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- キ （社）長野県薬剤師会は、医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理など、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。また、県、村から協力要請があったとき、あるいは派遣の必要性が認められたときは、被災地へ薬剤班を派遣する。
- ク 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補給を図る。

4 救助の実施要領の基準

災害救助法による医療、助産については、資料編に掲げるとおりである。

第8節 消防・水防活動

第1 活動方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、若しくは困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び、発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、また防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況などの情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先など、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して村内における消防力及び消防本部の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣要請活動」により行う。

(イ) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」により要請する。

エ 大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関と

の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

オ 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断及びプロパンガスの閉栓を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

カ 消防団活動

村防災計画の防災活動の中核機関となる消防団は、上伊那広域消防本部（署）と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。

(ア) 活動の主眼

消防団は、管轄区域の自主防災組織等の協力を得て、分団区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

(イ) 消防団本部

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況を掌握して、消防本部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。

(ウ) 分団の活動

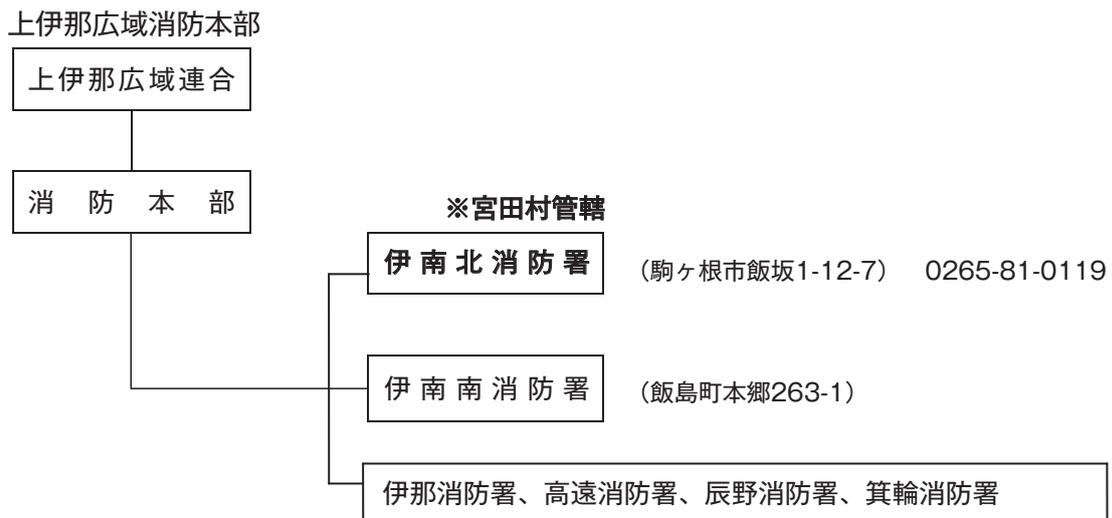
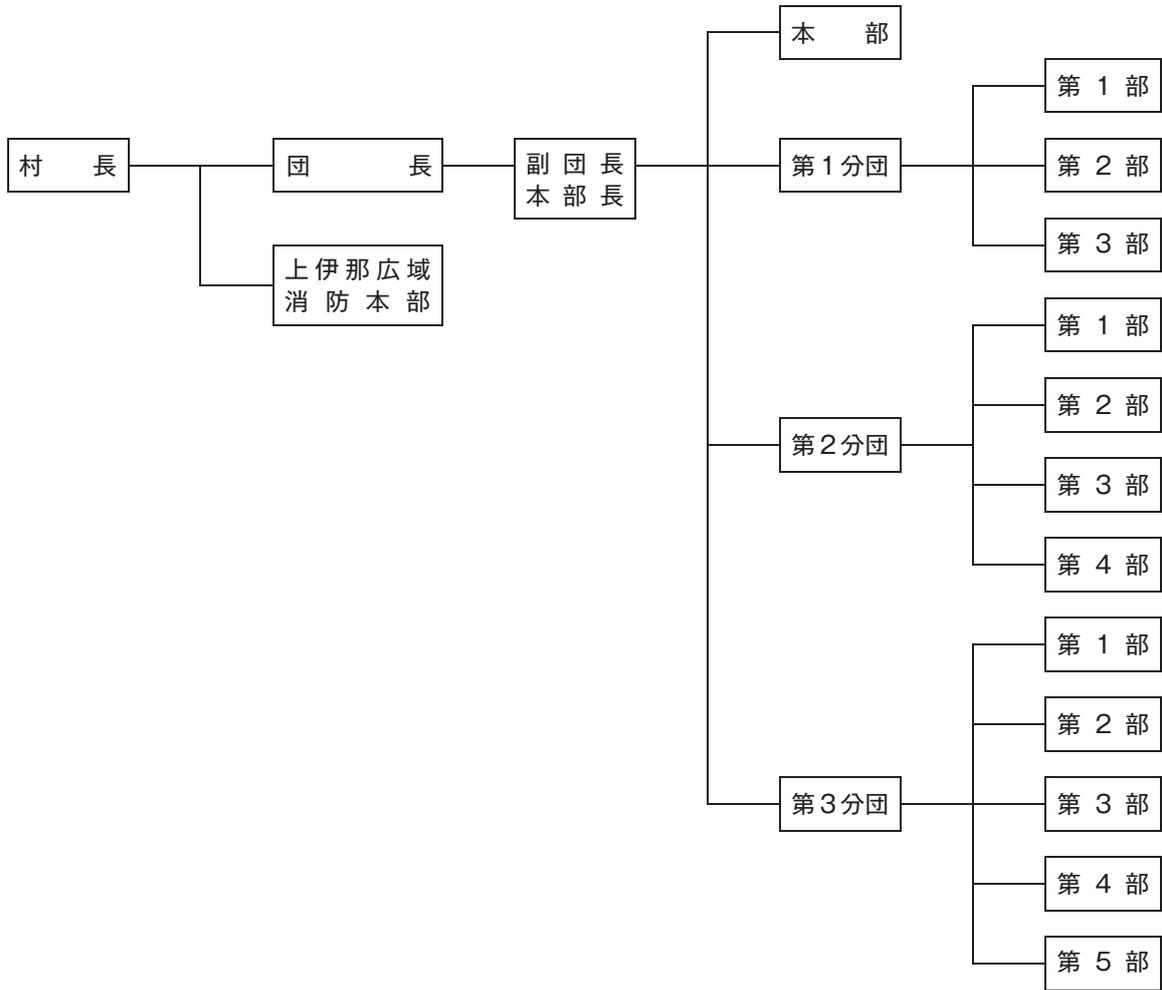
消防団本部の指示を受けるとともに、消防署及び消防団本部並びに自主防災組織等の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行う。

- a 出火防止の広報と初期消火の指導督促
- b 災害時の通報
- c 消防隊の活動
- d 消防署への協力
- e 警防活動
- f 救護
- g 避難の指示等

(2) 消防機関の警戒体制の確保

ア 警戒のための組織体制

警戒のための組織体制は、次のとおりとする。



イ 警戒区域の責任分担

消防団の警戒区域の分担は、次のとおりとする。

| 分団名 | 区 域 |
|------|---------------------|
| 第1分団 | 北割、南割、新田 |
| 第2分団 | 町1、町2、町3 |
| 第3分団 | 中越、大久保、大田切、つつじが丘、大原 |

ウ 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、村防災行政無線及び音声告知放送による伝達、又は電話により直接要員に伝達する。

出動要員の人員等については、各分団別に定めておく。

エ 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

- (ア) 山林、原野への火入れの禁止
- (イ) 煙火の打ち上げの禁止
- (ウ) 屋外におけるたき火等の禁止

(3) 火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期すため、次に定めるところにより、伝達及び住民に対して周知しなければならない。

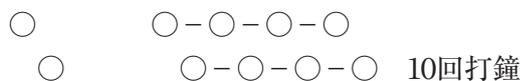
ア 火災警報発令信号

- (ア) 村防災行政無線によるもの
- (イ) サイレンの吹鳴によるもの



(ウ) 打鐘によるもの

(一点と四点の斑打)



(エ) 掲示板によるもの

○火災警報発令中

(オ) 屋外放送によるもの

イ 火災警報解除信号

- (ア) 村防災行政無線によるもの
- (イ) サイレンの吹鳴によるもの



- (ウ) 打鐘によるもの
(一点一点と二点の斑打)
○ ○ ○-○
- (エ) 掲示板の降下によるもの
- (オ) 屋外放送によるもの

2 水防活動

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(1) 消防団の出動

水防管理者は、洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合並びに知事から水防警報等の伝達があった場合は、水防計画の定めるところにより、消防団を出動させ、又は出動準備をさせる。

なお、知事からの通知内容は、次のとおりである。

| | |
|----------|---|
| 第1段階（準備） | 水防資材及び器材の整備点検、水門等の開閉の準備並びに消防団の幹部の出動を通知する。 |
| 第2段階（出動） | 消防団員の出動を通知する。 |
| 第3段階（解除） | 水防活動の終了を通知する。 |
| 状況 | 水防活動上必要とする水位、雨量等の状況を通知する。 |

(2) 監視及び警戒

水防管理者は、水防警報等が発表されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要水防箇所等を巡視し、異常を発見した場合はただちに河川管理者等に連絡するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(3) 決壊（被害情報）の通報

- ア 堤防等が決壊した場合、村長及び消防団長は、ただちにこの状況を関係機関及びはん濫のおそれのある隣接市町村、その他必要な団体に通報する。
- イ 村長は、洪水等により被害が生じた場合は、ただちに伊那建設事務所長を經由して県水防本部（河川課）にその概況を通報する。

(4) 水防資機材の整備

村長は、水防活動が円滑に実施できるよう、水防計画の定めるところにより、水防資機材を整備し、水防倉庫に備蓄しておく。

(5) ダム、水門等の操作、調整

- ア ダム、水門等の管理者は、洪水予警報、水防等の通知を受けたとき、又は雨量、水位等の気象状況を考慮し、洪水又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作をしなければならない。
- イ ダム、水門の操作については、その影響が極めて重大であるので、それぞれ定められた通報先に必ず連絡した後行う。

(6) 雨量、水位状況の観測及び通報

ア 警戒雨量

- (ア) 24時間以内に50ミリメートル以上の降雨があったとき。
- (イ) 連続雨量80ミリメートルの雨量があったとき。

イ 観測

村内の雨量観測は、建設課で実施する。

ウ 通報の要領

(ア) 通報の開始及び再開

雨量が通報雨量に達したとき、又は伊那建設事務所長から通報開始の指示を受けたときから開始し、又は再開する。

(イ) 通報の終了又は中止

降雨がなくなり、伊那建設事務所長から通報中止の指示を受けた場合に終了し、又は中止する。

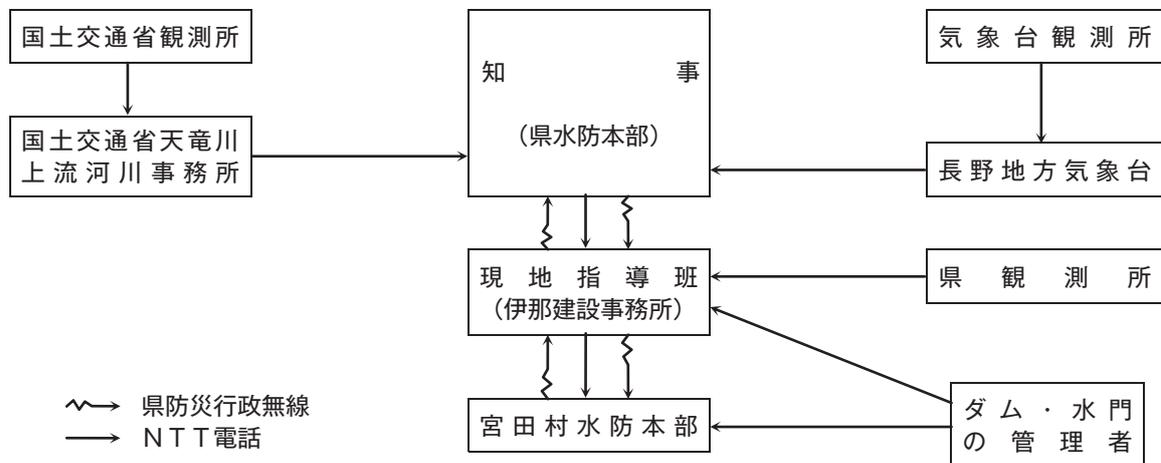
(ウ) 定時通報

通報開始から終了までの間、標準時による各時刻時間ごとに、その時刻の雨量及び変動状況、天候その他を通報する。

(エ) 随時通報

(ア) から (ウ) までの通報発信後、30ミリメートル以上の降雨があったときは、その時刻の雨量及び降雨の状況を通報する。

(7) 水位及び雨量の通報系統図



(8) 水防信号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第1項の規定による。

(9) 重要水防箇所

第2章第7節「消防・水防活動計画」及び資料編「重要水防箇所一覧」、「重要水防箇所図」の定めるところによる。

(10) 公用負担

水防法第21条の規定により、現場調達の水防資機材等は、時価により村が補償する。

(11) ダム管理者の村長への連絡

ダム管理者は、異常降雨等により、ダムの水量が著しく増えたときにダムの水を放流する場合は、操作する事前に村長に連絡するとともにサイレンにより付近住民に警報を発する。

(12) 水防活動の実施

村長は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて民間業者等の協力を得る。

(13) 応援による水防活動の実施

ア 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊災害派遣要請活動」により行う。

イ 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの活用計画」により、要請する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 活動方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の様態に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

要配慮者に対する応急活動は福祉部が行う。また、外国籍住民に対しては、企画部通信班が広報の方法について配慮する。

2 要配慮者に対する配慮

村及び関係機関は、災害応急計画の実施に際し、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て要配慮者の把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、次に掲げる項目に配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。

3 避難収容活動

福祉部は、要配慮者に配慮した応急収容施設として、受入れ協定により次の施設を優先的に確保する。

- 1 齊藤診療所、デイサービスセンターさいとう
- 2 複合福祉施設プラムの里
- 3 宅幼老所わが家、宅幼老所あずま家、宅幼老所あずま家河原町
- 4 宮田村社会福祉協議会（宮田村デイサービスセンター）

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、村防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、音声告知放送、ホームページ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避

難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うものとする。また、大規模災害時に有効な情報手段とされる臨時災害放送局の運用について検討を行うものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(3) 避難所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の様態に応じ、次の支援を行うものとする。

a 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用のトイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医療品、介護用品、介護器具、ポータブルトイレを始めとする日常用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供するため、大画面テレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、通訳者、手話通訳者等を設置するよう努める。

(4) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の様態に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

ア 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対して、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

イ 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

ウ 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の様態の応じた助言と支援を行う。

エ 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の様態に応じた手段により提供する。

(5) 応急仮設住宅の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を勧める。

【関係機関等が実施する対策】

ア 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、村から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時において、村から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

イ 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するものとする。

ウ 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させるものとする。

4 広域相互応援体制等の確立

村は、要配慮者の救助、避難支援及び避難所生活等に関し、村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行う。他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

【関係機関等が実施する対策】

医療機関、社会福祉施設等及び関係機関は、村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

5 外国籍住民、観光客への対応

企画部情報収集班長及び産業部商工観光班長は、外国籍住民、観光客への情報提供を行うとともに、必要に応じて避難所への収容等応急対策を実施する。

第10節 緊急輸送活動

第1 活動方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

第2 活動の内容

1 実施責任者

災害時の緊急輸送活動（車両の確保、燃料の調達、緊急通行車両の手配、輸送拠点の確保等）は、企画部情報収集班が行う。ただし、陸上による輸送活動が困難な場合は、本章第5節「ヘリコプターの活用計画」及び第6節「自衛隊災害派遣要請活動」による。

- (1) 被災状況をただちに調査し、緊急交通路が使用不能又は交通規制が実施された場合は、村道等の代替道路を確保する。
- (2) 宮田村建設業組合、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- (3) 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

2 緊急輸送の優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断する。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施に配慮

原則として次の優先順位をもって実施する。

| 第1段階の活動 | 第2段階の活動 | 第3段階の活動 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送 |

3 緊急交通路確保のための応急復旧

- (1) 県警察が行う緊急交通路確保計画と整合を図りながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進し、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもってできる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

- (2) 県警察や県の確保する緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (3) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保し、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

- (4) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上最も重要な幹線道路であることから、状況をただちに把握するとともに、建設業各団体等に協力を求め、速やかな応急復旧を行うよう要請する。〈中日本高速道路株〉

4 輸送手段の確保

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、県公安委員会、道路管理者と調整を図り、次の緊急輸送路線を確保する。

〈緊急輸送路線〉

| 路線名 | 緊急輸送確保区間 | 延長 (m) |
|---|------------------------|--------|
| 国道 153 号 線 | 伊那市宮田村界～駒ヶ根市宮田村界 | 2597.3 |
| 県道 宮田 沢 渡 線 | 伊那市宮田村界～国道153号線交点 | 1368.6 |
| 県道 栗林 宮田 (停) 線 | 宮田駅～駒ヶ根市宮田村界 | 3118.7 |
| 村道 1 級 21 号 線 (広 域 幹 線) | 伊那市宮田村界～駒ヶ根市宮田村界 | 3451.8 |
| 村道 1 級 1 号 線 (北 割 線) | 県道宮田沢渡線交点～2級116号線起点 | 1352.6 |
| 村道 1 級 2 号 線 (駅 西 線) | 1級1号線交点～1級7号線交点 | 1100.2 |
| 村道 1 級 6 号 線 (中 央 線) | 県道宮田沢渡線交点～1級7号線交点 | 589.2 |
| 村道 1 級 7 号 線 (田 中 線) | 2級137号線交点～1級44号線交点 | 1607.7 |
| 村道 1 級 9 号 線 (町 駒 ヶ 岳 線) | 1級7号線交点～1級39号線接点 | 3026.0 |
| 村道 1 級 12 号 線 (松 の 原 線) | 国道153号線交点～県道栗林宮田停車場線交点 | 1775.7 |
| 村道 1 級 13 号 線 (東 線) | 1級17号線交点～国道153号線交点 | 1482.4 |
| 村道 1 級 16 号 線 (小 田 切 河 原 幹 線) | 国道153号線交点～2級240号線交点 | 1279.0 |
| 村道 1 級 17 号 線 (中 越 北 線) | 県道宮田沢渡交点～北の城橋 | 2101.4 |
| 村道 1 級 44 号 線 (大 田 切 中 線) | 国道153号線交点～広域農道交点 | 1953.5 |
| 村道 2 級 128 号 線 (町 南 割 線) | 1級2号線交点～2級113号線交点 | 1100.9 |
| 村道 2 級 183 号 線 (大 田 切 北 線) | 国道153号線交点～1級44号線交点 | 1139.8 |
| 村道 2 級 287 号 線 (つ つ じ が 丘 団 地 1 号 線) | 県道栗林宮田停車場線交点～1級22号線交点 | 525.1 |

イ 車両の確保

(ア) 村有車両の確保

- a 災害時における村有自動車の配備及び確保は、企画部情報収集班が行い、各部は、緊急輸送用の自動車等を必要とするときは、企画部情報収集班に依頼する。
- b 企画部情報収集班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を駒ヶ根警察署で速やかに行う。
- c 村保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保する。

- ・ 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

- ・ 県への要請

村内で調達が不可能な場合は、県に対して調達の要請を行う。

(イ) その他の車両

各部からの要請により、村有車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、企画部情報収集班はただちに村内の公共的団体に属する自動車、また状況により営業用の自動車等を借上げて自動車の確保を図る。なお、災害発生時における借上げが速やかに行えるよう、あらかじめ車両所有者と借上げ手続、費用負担等の必要な事項について協議しておく。

(ウ) 応援要請

村内で必要数の車両が確保できない場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他市町村に応援を要請、あるいは県に調達を要請する。なお、要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

ウ 燃料の調達

企画部情報収集班は、車両用燃料の調達について、燃料取扱業者と事前に協議し、災害発生時に即応できる体制を確保し、調達先や所在地等を一覧表にして保管する。

(2) 鉄道による輸送

道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合には、東海旅客鉄道(株)に協力を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

ア 輸送の要請

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県知事に対し、災害状況に基づいた自衛隊による空中輸送について出動の手続を行う。

イ 物資等の投下場所及びヘリポートの整備

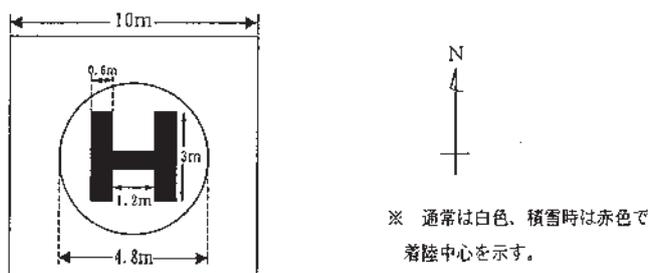
(ア) 物資等の投下場所は、宮田球場とする。

(イ) ヘリポートの整備

災害情報の収集や人命の救出、救援物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、ヘリポートを設定、整備する。

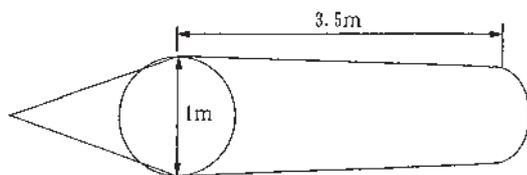
- a 離着陸時の風圧により、砂じんの舞い上るおそれがある場合は、十分に散水し、積雪時には、除雪又は圧雪を行う。

b ヘリポートに次に示す標識を行う。



c 上空から風向、風速が判定できるように紅白の吹き流し、又は赤旗をヘリポートの近くに立てる。

積雪時には、赤色の発煙筒を用意する等着陸にあたって進入方向を示す。



d ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場所等は、地理的条件に応じた機能的配置を行う。

e 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を接近させないように十分警備を行う。

(4) 緊急通行車両の指定

村長は、災害応急対策による緊急輸送をする場合は、県知事又は公安委員会へ緊急車両の申し出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

緊急通行車両確認証明書並びに標章の様式は、資料編に掲げるとおりである。

5 輸送拠点の確保

緊急輸送を円滑に推進するためには、受け入れた物資を拠点にいったん集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

このため村は、ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として、資料編に掲げる「農業者トレーニングセンター」を救援物資集積拠点とし、県等関係機関に周知するとともに、受入体制等の必要な整備を図る。

なお、物資集積拠点やヘリポート等の輸送拠点の運営にあたっては、県と密接に連携して行う。また各避難施設における必要物資の供給にあたっては、物資集積拠点等と連携を密にして行う。

6 災害救助法による実施基準

救助のための輸送が認められる期間を一覧表にすると次のとおりである。

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| 被災者の避難誘導等 | 定めていないが災害発生の日又は発生のおそれのある日1日程度 |
| 医療における患者の移送 | 災害発生の日から14日以内 |
| 助産における患者の移送 | 〃 7 〃 |
| 被災者の救出に係る輸送 | 〃 3 〃 |
| 飲料水供給に要する輸送 | 〃 7 〃 |
| 被服、寝具その他生活必需品の輸送 | 〃 10 〃 |
| 教科書の配分に係る輸送 | 〃 1箇月 〃 |
| 教科書以外の学用品の配分に係る輸送 | 〃 15 〃 |
| 炊き出しその他食品の輸送 | 〃 7 〃 |
| 医薬品、衛生材料の配分に係る輸送 | 〃 14 〃 |
| 遺体の捜索に係る輸送 | 〃 10 〃 |
| 遺体の処理に係る輸送 | 〃 10 〃 |

第11節 障害物の処理活動

第1 活動方針

災害発生後は、すぐに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害をただちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積・処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積・処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議のうえ、区域・宮田村建設業組合等の協力を得て村災害対策本部が行う。

第3 活動の内容

1 実施責任者

障害物の除去は、原則として所有者又は管理者が実施する。ただし、これらの者のみでの実施が困難な場合は、建設部建設班が、障害物の対象によって除去の方法を決定する。除去の実施は、村内業者に依頼し、関係機関・団体、地域住民等の協力を得て行う。

2 障害物除去の対象

(1) 土石

災害により道路上に押し出された石や土をいう。

(2) 倒木

災害により道路上に倒れた樹木をいう。

(3) その他の障害物

災害による道路上の障害物で個人の所有物でないものをいう。

3 実施方法

(1) 除去に必要な資材、機械器具の配備、確保に努める。

(2) 障害物の除去作業は、交通等の支障となるもの又は二次災害を引き起こすおそれの大きいもの等、安全対策、災害復旧事業に支障となるものを優先して行い、また、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 各機関限りで実施困難なときは、村長に応援協力を要請する。

(4) 村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

4 道路における障害物の除去

道路交通に著しい障害を及ぼしているものの除去については、次により実施する。

(1) 国の管理する道路

国土交通省に除去を要請する。

(2) 県の管理する道路

知事に連絡し、速やかな除去を要請する。

(3) 村の管理する道路

ア 村有の資機材をもって除去し、交通の確保を図る。

イ 村有資機材が不足する場合は、借上げて実施する。

5 河川における障害物の除去

(1) 国土交通省管理の河川

国土交通省に除去を要請する。

(2) 県管理の河川

知事に連絡し、速やかな除去を要請する。

(3) 村管理の河川

ア 村有の資機材をもって流水に支障のないよう処理を図る。

イ 村有資機材が不足する場合は借上げて実施する。

6 障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前または災害発生後ただちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して

行う。

それぞれの実施者において判断するが、おおむね後述の基準を満たす場所に保管又は処分し、用地管理者と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

イ 必要な資機材等の整備は、障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

ウ 応援協力体制

(ア) 各機関限りで実施困難なときは、村長に応援協力を要請する。

村長は村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(ウ) 障害物の集積場所は、資料編に掲げるとおりとする。

(エ) 集積場が使用できない場合は、おおむね次の基準で災害発生場所の近くに設ける。

a 交通に支障のない公有地

b 公有地に適当な場所がないときは、所有者の了解を求め、民有地を利用するが、事後の処理は万全を期する。

c 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

d 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

e 障害物が二次災害の原因にならないような場所

f 広域避難地として指定された場所以外の場所

7 救助の実施要領の基準

災害救助法による障害物の除去については、資料編に掲げるとおりである。

第12節 避難収容及び情報提供活動

第1 活動方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画を作成しておくものとする。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に、災害危険箇所に近接する要配慮者利用施設における避難準備情報の提供、避難勧告及び避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示は適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は必要に応じ、警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮し、誘導員は的確な誘導を行う。

- 4 村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活の確保に努める。
- 5 村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 応急仮設住宅については、災害救助法が適用された場合には県が、それ以外は村が確保に努める。
- 8 村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う場合は、関係機関と緊密な連携を図りながら、村災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことが誰にでも理解できる内容で伝えることに心掛ける。

1 実施責任者

法律に定める避難実施機関は、2（1）に定めるとおりであるが、避難所の開設については総務部総務班、教育部学校教育班等が実施する。

2 避難の勧告及び指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難の勧告及び指示を行う。

（1）実施機関

| 実施事項 | 機 関 等 | 根 拠 | 対 象 災 害 |
|---------------|---------------|-------------------------|--------------|
| 避難準備情報 | 村長 | 内閣府ガイドライン | 災害全般 |
| 避難勧告 | 村長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| 避難指示 | 村長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| 〃 | 水防管理者（村長） | 水防法第29条 | 洪水 |
| 〃 | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 |
| 〃 | 警察官 | 災害対策基本法第61条 | 災害全般 |
| 〃 | 自衛官 | 警察官職務執行法第4条 自衛隊法第94条 | 〃 〃 |
| 避難所の開設、 収容 | 村長 | | |

知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上表における村長の事務を、村長に代わって行う。

(2) 避難の勧告又は指示の意味

| 事 項 | 意 味 |
|--------|--|
| 避難準備情報 | 人的被害が発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 |
| 避難勧告 | その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧める、又は促す行為をいう。 |
| 避難指示 | 被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。 |

(3) 避難の勧告、指示及び報告、通知等

ア 村長及び消防機関の長の行う措置

避難勧告、避難指示等については、宮田村避難勧告等に係る発令の判断基準（資料編）に基づいて発令するものとする。

(ア) 避難指示、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- d 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- e 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- f 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- g 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- h 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- i 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- j 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- k 避難路の断たれる危険のある地域
- l 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- m 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(イ) 避難準備情報

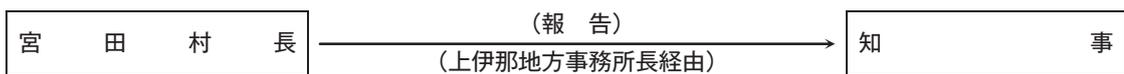
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記（ア）の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

- a 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(ウ) 伝達方法

- a 総務部長は、地区担当者がまとめた情報等によって、避難勧告又は指示を必要と認めるときは、村長に報告し、その命令によりただちに村防災行政無線、ケーブルテレビ、防災安全メール、広報車等により地区住民に伝達する。
- b 消防団長は、上記 a の伝達を受けたときは、伝達員に連絡し、警鐘及び個別伝達により住民に周知する。
- c 総務部長は、避難の勧告又は指示をする場合は、避難時間、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を示さなければならない。

(エ) 報告（災害対策基本法第60条）



※ 避難の必要がなくなったときは、ただちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(イ) 通知（水防法第29条）



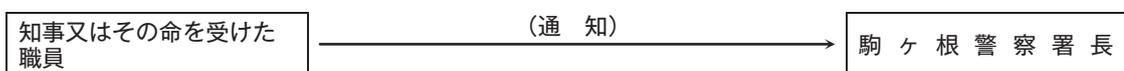
ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

(イ) 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、駒ヶ根警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

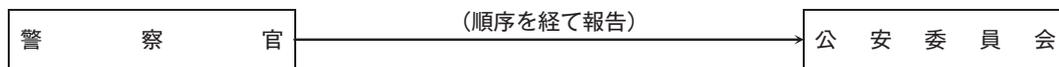
- a 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- b 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- c 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。なお、この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- d 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発するか、又は避難させる強制手段を講ずる。
- e 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- h 警察署に一時的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

- a 前記（ア）cによる場合（災害対策基本法第61条）



- b 前記（ア）dによる場合（警察官職務執行法第4条）

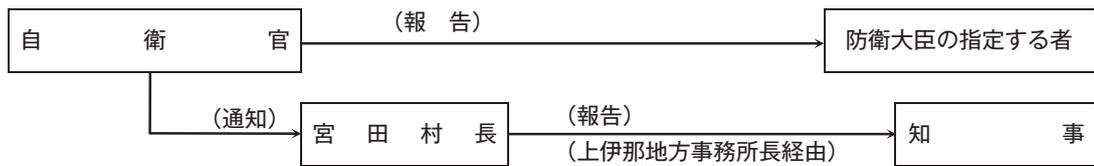


オ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に行かない場合に限り「エ（ア）警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告（自衛隊法第94条）



(4) 避難指示、避難勧告の時期

前記（3）ア（ア）a～jに該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(5) 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。

また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 緊急避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとるべき行動や注意事項
 - a 火の始末や電気のブレーカーを切るなどの出火防止策
 - b 家具の転倒防止や浴槽への貯水など家庭での防止対策
 - c 家の戸締まり
 - d 携行品または非常持ち出し品の限定
 - e 行動し易い服装
 - f 車での避難は禁止
 - g 消防署員、消防団員、役場職員、警察官等の避難誘導に従うこと
- ケ 避難の経路または通行できない経路
- コ 危険の度合い

(6) 住民への周知

ア 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、要配慮者については、民生委員・児童委員、社会福祉団体等の協力を得て、個々の態様に配慮した方法により、確実に伝達する。

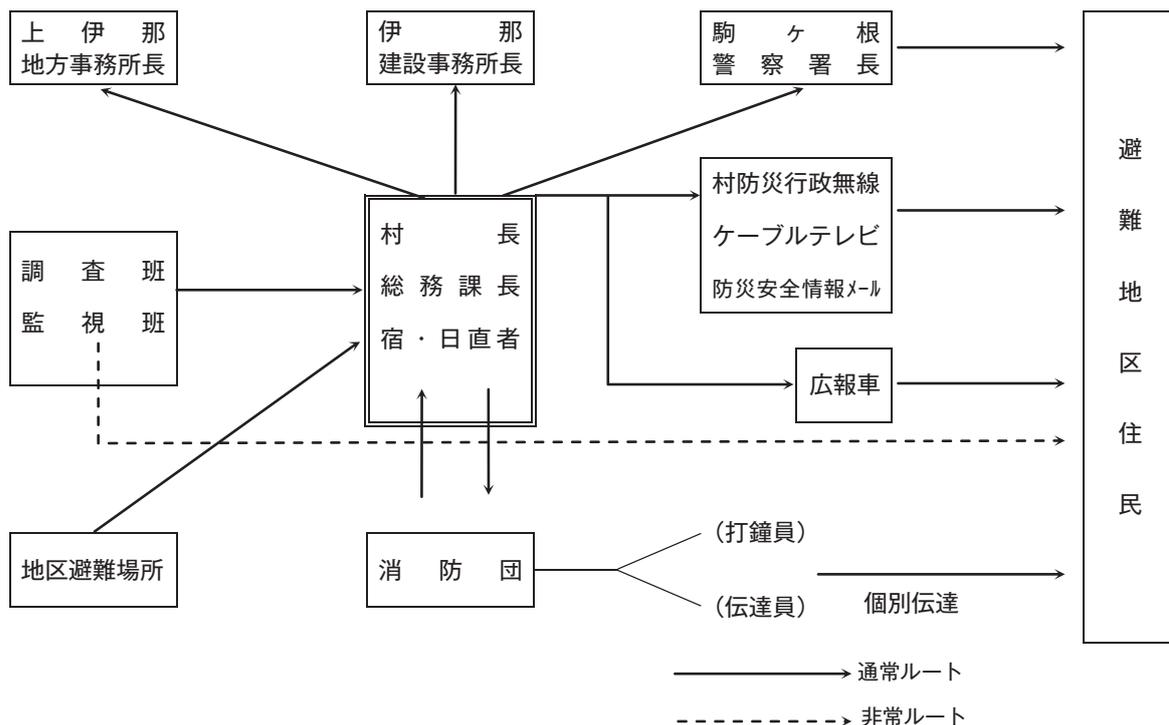
イ 消防団長は、前記アの伝達を受けたときは、打鐘員及び伝達員に連絡し、警鐘及び個別伝達により住民に周知する。

ウ 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

エ 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるた

- め、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- オ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- カ 防災行政無線、ケーブルテレビ、防災安全メール又は村広報車をもってする場合は、避難時間、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を示さなければならない。
- キ 村は、村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等、あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。

(7) 伝達系統



(8) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

村は、災害発生後直ちに民生委員・児童委員、区、消防、警察等関係機関等の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。
 また、必要に応じて避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

(9) 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- ア 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合、又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するため、必要な場合は避難の誘導を行う。
- イ 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、口頭等による伝令等あらゆる広報手段を通じ、周知を行う。

3 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定する。

(1) 実施者

- ア 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）。なお、自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、ただちに、その旨を村長に通知する。

(2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立ち入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

(3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

4 避難誘導活動

避難指示、避難勧告の伝達を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、住民班の職員を中心として、警察官、消防団員、区長等の協力を得て行うが、各地区ごとに責任者及び誘導員を定めておく。

(2) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(3) 誘導の方法

- ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

- ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。
- エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
- オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
- カ 学校長、保育園及び施設の管理者は、村長からの勧告または指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童生徒などを避難させる。その他の要領について、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておくものとする。
- キ 高齢者、障がい者、幼児その他、歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。
- ク 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
- ケ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、上伊那地方事務所を經由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
- コ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。

(4) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあつての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

(5) 避難時の指導

誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行う。また、誘導員はあらかじめ決めた場所（それが危険な場合にはその他の安全な湯所）に誘導するものとする。

(6) 住民の実施対策

ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力してただちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては携帯品は食料、日用品等必要最小限にするものとする。

イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、上記ア同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあつても携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

5 避難所の開設・運営

村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるよう次の事項に留意し、必要な措置を講ずる。

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。

総務部長は、避難所の開設が必要と認められるときは村長に報告し、その命令により役場職員を派遣し当該地区の区長の協力を得て開設するとともに、役場と地区との連絡調整に当たらせる。管理運営は区長、区役員及び役場職員の協議に基づいて行う。

また、指定施設が使用できないときは必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (2) 要配慮者に配慮し、必要に応じて福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (3) 避難所を開設したときは、村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (4) 避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - ア 避難者
 - イ 住民
 - ウ 自主防災組織
 - エ 他の地方公共団体
 - オ ボランティア
 - カ 日赤奉仕団
- (5) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、その立ち上げを支援するものとする。
- (6) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるとともに、被災状況や応急対策の内容等について、役場等防災関係機関の職員による説明、掲示、CATV等の活用により随時提供するものとする。
- (7) 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (8) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必

要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (10) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (11) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - イ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (ア) 介護職員等の派遣
 - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - エ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
 - オ 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、通訳者、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
 - カ 要配慮者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合、村は、次の施設を福祉避難所と

<福祉避難所施設>

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 番 号 |
|-----------------------|------------|--------------|
| 宮田村デイサービスセンター | 宮田村6838番地1 | 0265-85-5010 |
| 斉 藤 診 療 所 | 宮田村3598番地3 | 0265-85-4817 |
| デイサービスセンターさいとう | 宮田村3598番地3 | 0265-85-4816 |
| 複合福祉施設プラムの里 | 宮田村4804番地1 | 0265-84-1311 |
| 宅 幼 老 所 わ が 家 | 宮田村7577番地5 | 0265-84-1075 |
| 宅 幼 老 所 あ ず ま 家 | 宮田村7576番地8 | 0265-85-1015 |
| 宅 幼 老 所 あ ず ま 家 河 原 町 | 宮田村3378番地1 | 0265-96-7130 |

- (12) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (13) 村教育委員会及び学校長は、村地域防災計画を踏まえ、次に掲げる事項を考慮の上、適切な対策を行う。
- ア 避難場所としてあらかじめ指定を受けている小・中学校及び保育所が地域の避難所となった場合、学校長はできるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
- また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- イ 学校長は避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。
- なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にし、避難者の収容・保護に努める。
- ウ 災害が児童生徒の在校時に発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (14) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (15) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (16) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

【関係機関が実施する対策】

- ア 避難所の運営について必要に応じ村に協力するものとする。
- イ 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- ウ 日本赤十字社長野県支部は、村災害対策本部並びに日赤地区及び宮田分区と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
- (ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
- (イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- エ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村に提供するものとする。

【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については村の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

6 避難所の閉鎖

避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときはただちにその旨を公示するとともに、知事

に報告する。

7 広域的な避難を要する場合の活動

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

- (1) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難、収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (2) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (3) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (4) 村として避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (5) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

8 住宅の確保

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設にあたっては、県が、社団法人プレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しているので、県に対し要請する。

災害救助法が適用されない場合においては、村内建設業者により、必要に応じて応急仮設住宅の建設を図る。

なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

- (1) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。

- イ 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は公有地で足りない場合は地権者の理解を得て私有地を提供するものとする。
 - ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行うものとする。
 - エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (4) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (5) 周辺市町村が被災して住宅情報等を要請した場合に備えて、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。
- (7) 災害救助法が適用された場合
- ア 応急仮設住宅の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住を必要とする戸数とする。
 - イ 県に対し、村公有地又は公有地で足りない場合は地権者の理解を得て私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。
 - ウ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。
 - エ 知事の委任を受けて、村長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (8) 災害救助法が適用されない場合
- 災害救助法が適用されない場合は、村が行う。
- ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
 - イ 建設用地を確保する。ただし、私有地については、上記(7)イのただし書きに留意する。
 - ウ 応急仮設住宅の設計を行う。
 - エ 建設業者との請負契約を行う。
 - オ 工事監理、竣工検査を行う。
 - カ 入居者の決定を行う。
 - キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。

＜応急仮設住宅建設予定地＞

| 名 称 | 所 在 地 | 面 積 | 建設可能戸数 |
|------------|-------------|---------|--------|
| 中央グラウンド | 宮田村7516番地 | 10,490㎡ | 128戸 |
| つつじが丘グラウンド | 宮田村6138番地18 | 11,149㎡ | 136戸 |

9 住宅の応急修理計画

(1) 計画方針

災害のため住家が被災し自己の資力では応急修理ができない者に対し、居室、便所及び炊事場など日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する計画とする。

(2) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、災害援助法適用の有無にかかわらず村が行う。

イ 村のみで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

10 救助の実施要領の基準

災害救助法による避難所及び応急仮設住宅の設置に係る救助の対象者、支出できる費用等については、資料編に掲げるとおりである。

11 被災者等への的確な情報伝達

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(1) 村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(2) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(3) 村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(4) 村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

【関係機関が実施する対策】

ア 指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に

提供するものとする。

イ 指定行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

第1 活動方針

本村の山間部観光地においては、大規模な災害が発生した場合、観光客が孤立する可能性がある。

一般的に災害時における孤立は、情報通信の孤立と交通手段の孤立に大別できる。その特徴は次のとおりである。

| 項目 | 特徴 |
|---------|--------------------------------------|
| 情報通信の孤立 | 救助機関における事案の認知を阻害して、人命救助活動を不可能にする。 |
| 交通手段の孤立 | 救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。 |

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を遅らせ、人命救助活動に支障を来し、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、観光客等に影響を与える。したがって、孤立地域が発生した場合は、次の優先順位をもって救援活動にあたる。

- 1 被害実態の早期確認
- 2 救急救助活動の迅速実施
- 3 緊急物資等の輸送
- 4 道路の応急復旧による生活の確保

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客などの救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。

- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

総務部総務班は、被害状況を収集して、山間部観光地の孤立化状況を把握する。万一、情報通信上又は交通手段上の孤立がある場合は、2（1）に定める方法により孤立状況の確認を行う。

2 孤立実態の把握対策

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信の途絶については、現地からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者側からの能動的な状況確認が必要となる。発災時には山間部観光地の孤立の有無と被害状況について確認する。

- （1）宮田高原に対しては、N T T電話、携帯電話、オートバイ等での本部職員の派遣により孤立状況の確認を行う。
- （2）孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに報告する。

3 救助・救出対策

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

- （1）ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報する。
- （2）ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- （3）負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- （4）孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

4 通信手段の確保

N T T電話回線が使用不能となった場合は、携帯電話、職員の派遣、防災無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

【関係機関が実施する対策】

- ア 携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- イ 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

【住民が実施する対策】

住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

5 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立した観光客の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

- (1) 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。
- (2) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

【住民が実施する対策】

- ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合うものとする。
- イ 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努めるものとする。

6 道路の応急復旧活動

- (1) 孤立地域に対する最低限の物流ルートを確認するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。
- (2) 孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。
- (3) 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に行い、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 活動方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村が備蓄・調達した食料や県の備蓄食料等を被災者に対し供給する。

また、他市町村との応援協定、関係団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 村は、自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急米穀類が供給されるまでの間、村の備蓄食料により

対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

1 実施責任者

食料の供給は住民部長が行い、炊き出しは、日赤奉仕団、自主防災組織の協力を得て村職員が住民部長の指示に基づき行う。

2 配給品目及び調達

(1) 配給品目

原則として米穀とするが、実情によって米飯（おにぎり等）、パン、ミルク及びめん類とする。

(2) 食料の調達

ア 村の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、村内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、近隣市町村及び県（上伊那地方事務所長）に対し、食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

イ 調達体制

村の備蓄品で不足する場合は、次のとおり村内より調達を図る。

(ア) 給食対象者の把握

被災者及び災害応急対策従事者等の給食対象者の把握は、区長を通じて取りまとめ、住民部長へ報告する。

(イ) 食料の調達

住民部長は、前記の報告に基づいて本部長に報告し、命令により被災者及び災害応急対策従事者等に配給する食料の確保と炊き出し、その他必要食品等の調達を行う。ただし、災害救助法が適用され、知事から事務委任されたとき、又は知事による救助ができないときは、知事の補助機関として村長が行う。

ウ 調達の順位

食料の調達は、村内小売業者を第1次調達とし、小売業者等に不足が生じた場合には、県に対し災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10日61食糧第120号）により応急用米穀を調達する。

エ 米穀の応急供給

(ア) 通常の場合

本部長は、炊き出し等の給食を行う必要があり、応急用米穀の供給を受ける必要が生じた場合は、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な米穀の数量を報告し、配給を受ける。

(イ) 緊急措置による供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用米穀の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、本部長が必要と認めた場合には長野農政事務所長に対し文書により応急用米穀の緊急引渡の要請を行う。

ただし、長野農政事務所長に連絡がとれないため緊急引渡の要請ができない場合には、保管倉庫の責任者に対して文書により応急用米穀の緊急引渡の要請を直接行うことがで

きる。

(ウ) 供給の方法

a 村内での調達のみでは必要量を満たせない場合は、近隣市町村及び県（上伊那地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。

b 食料の供給活動に際しては、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

(エ) 住民の実施対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

3 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給する。

村は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給を行う。

イ 村の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、村内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては、近隣市町村及び県（上伊那地方事務所長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示し要請を行って調達した食料を、被災者等に対して供給する。今後、協定の締結によりさらなる食料の供給体制を確立する。

4 炊き出しの実施方法

(1) 炊き出しは原則として、指定避難所において行うが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、上伊那農業協同組合（宮田支所）及び学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出し施設、器材は村の備品のほか、指定避難所備え付けのもの等を使用する。

(3) 配分もれ又は重複支給者がいないようにするため、班等を組織し、各班に責任者を定め人員を掌握する。

(4) 炊き出しに関する事務の責任者は、住民部長とする。

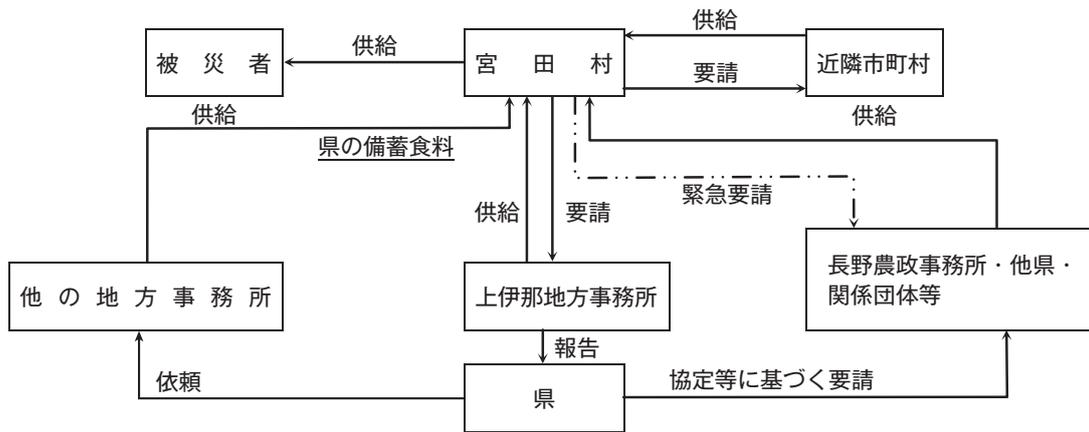
5 救助の実施要領の基準

災害救助法による炊き出しその他食品の給与の対象者、支出できる費用等については、資料編に掲げるとおりである。

<応急用米穀の供給基準>

| 供給の対象 | 精米必要量 | |
|--|-------|----------|
| 1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | 1食当たり | 精米200グラム |
| 2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | 1食当たり | 精米300グラム |

<食料の調達供給に関する図表>



…は、長野農政事務所長等に対する緊急要請

第15節 飲料水調達供給活動

第1 活動方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール、河川等へろ水器等を搬入して確保された水により行い、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱」により他市町村から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

飲料水については、仕切り弁等により確保された配水池の貯留水、プール等にろ水器を設置して確保する。また、災害時における井戸水の給水協力に関する協定事業所の井戸水をはじめ引用可能な井戸水も利用する。

本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業所からの応援給水により調達する。

1 実施責任者

避難者及び被災者に対する飲料水の供給は、建設部長が実施する。

- (1) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

- (2) プール等に浄水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- (3) 協定による事業所の井戸水の確保を行う。
- (4) 本村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

【住民が実施する対策】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 給水対象

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊し、又は汚染され、飲料水が得られない者を対象とする。

3 飲料水の確保

(1) 水源の確保

- ア 飲料水の取水は、村の消火栓を原則とする。
- イ 配水池に緊急遮断弁をつけ取水する。
- ウ 消火栓取水が不能（配水施設が被災）のとき及び送水施設が被災したときは、深井戸を選定し、減菌をした後に給水する。
- エ 前記ア、イ及びウがともに使用不能のときは、建設部長の指揮により、取水使用する。

(2) 水源の水質検査、保全

確保した水源の水が飲料に適するかどうかの検査、消毒、ろ過等により水質保全を図る。

(3) 飲料水の供給

断水世帯、避難所、診療所等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

4 給水用資機材の調達

- (1) 村は災害に際し、応急飲料水等の確保及び供給が迅速かつ円滑に実施できるよう人員及び資器材の整備を図り、災害の規模等により村で処理できないときは、隣接市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

- (2) 村は、各給水地域の家庭に対し、10リットル～20リットル入りのポリ容器を常備して

おくよう住民に周知徹底を図る。

5 給水の方法

(1) 給水の実施責任者と協力者

飲料水の供給責任者は村長とし、平常時により人員整備を行い、各自主防災会長とともに飲料水確保に努める。

(2) 車両等による給水

避難所等に収容されている被災者及び集団住宅等の被災者で、村長が必要と認めた被災者に対して給水タンクを利用して拠点給水する。

その他器材が不足する場合は、伊那保健所のろ過機及び隣接市町村に協力要請する。

(3) 角型ポリ容器等による給水

ア 学校、保健所等で、緊急給水の必要があると村長が認めたものに対し、拠点給水する。

イ 一般被災者に対し緊急給水の必要があると村長が認めた場合は、10リットル容器でピストン輸送し配備する。

6 水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧工事は、村指定給水装置工事事業者を要請し、災害後ただちに復旧する。

(2) 隣接市町村に協力を要請する。

(3) 前記(1)及び(2)による復旧工事ができない場合は、村長を通じ県知事にあっせんを求める。

7 給水期間

災害発生時から応急復旧時までとする。

8 施設の給水量

宮田村の上水道施設の容量は、次のとおりである。

| 配水池 | 容量 |
|-------|----------|
| 第1配水池 | 2,000 トン |
| 第2配水池 | 1,000 トン |

なお1日の最大給水量は5,500トンである。

9 救助の実施要領の基準

災害救助法による飲料水の供給の対象者、支出できる費用等については、資料編に掲げるとおりである。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 活動方針

被災者に対する衣料、生活必需品、医薬品等の物資の供給は、次により迅速かつ円滑に行われるように措置する。

また避難施設等での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被災状況等に応じて不足する場合は、県に対し供給の協力を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県へ協力要請する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

ア 村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量、種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

また、災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

イ 被災者に対する生活必需物資の給与又は貸与は、福祉部長が、村職員、消防団、日赤奉仕団及び地域住民の労働力奉仕等により供給に必要な車両等を借上げて実施する。ただし災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき、知事の指示により実施する。

2 衣料、生活必需品等の物資の供給又は貸与の対象者

この対象者は、災害による住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により日常生活に欠くことのできない衣料、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失し、又はき損した者で資力の有無にかかわらず、これらの物資をただちに入手できない状態にある者。

特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

3 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画の樹立

ア 総務部は、住民部からの調達依頼に基づき、速やかに村内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

イ 住民部長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受けるか又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

(2) 物資の調達

住民部は、生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておく。

(3) 県への調達要請

村内業者等からの購入のみでは、生活必需品の供給に不足を生じる場合は、県に対し、調達を要請する。

(4) 救護物資の集積場所

救護物資の集積地は、原則として資料編に掲げるとおり「農業者トレーニングセンター」とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

(5) 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

ア 物資の給与又は貸与の支給責任者は、住民部長とする。

イ 支給責任者は、消防団、日赤奉仕団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

4 給与又は貸与の費用及び期間等

被災世帯に対する生活必需品等の給貸与基準は、原則として長野県災害救助法施行細則に定めるところによる。また、その期間は災害の程度に応じ、知事が定める期間とする。

5 物資の調達先

生活必需品は、上伊那農業協同組合、宮田村商工会、村内販売業者等の協力を得て調達し、被災者個々の状況に応じて、ニーズに応じたものを選定して支給する。

特に要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

6 救助の実施要領の基準

災害救助法による被服、寝具その他生活必需品の給貸与の対象者、支出できる費用等については、資料編に掲げるとおりである。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 活動方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、

感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置をとる。

第3 活動の内容

1 実施責任者

災害時における応急防疫に関する計画及び実施は、福祉部長が行うが、必要に応じ県（伊那保健福祉事務所）、関係機関及び隣接市町村の応援のもとに行う。

2 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 村は、福祉部保健予防班を中心として、応援職員等により防疫班を編成する。

イ 被災者の避難状況を把握し、保健所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

ウ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動を速やかに推進する。

【関係機関が実施する対策】

ア 医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。

イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。

ウ 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うように努める。

エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備する。

【住民が実施する対策】

ア 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

3 感染症予防対策

感染症予防用器具の整備及び訓練、機械の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に

基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(1) 感染症予防計画の樹立

災害時の迅速な感染症予防対策に備え、福祉部においては、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を立て、被災時には迅速に対応する。

(2) 感染症予防対策用器具の整備等

災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(点検を含む。)、機材の確保を図る。

(3) 予防教育の実施等

災害時の感染症発生予防のため、平常時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は県と連携して感染症に関する情報提供を行う。

(4) 感染症予防活動体制の確立

感染症発生予防のため、福祉部保健予防班は感染症予防対策のための各分担を定め、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(5) 感染症未然防止対策

感染症の発生を未然に防止するため、伊那保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(6) 器具機材の確保

災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(7) 県の指示に基づく応急活動

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、県の指示に応じて「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族昆虫等の駆除等や、「予防接種法」による臨時予防接種を実施する。

(8) 県への報告

ア 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、伊那保健福祉事務所を經由して県へ報告する。

イ 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、伊那保健所を經由して県に提出する。

ウ 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、伊那保健福祉事務所を經由して県に提出する。

(9) その他の対策

ア 情報の収集

災害発生と同時に伊那保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、これに必要な機械、資材、薬剤及び人員を確保し施設の設備等を行う。

イ 防疫活動に必要な資材等の確保

(ア) 機械

村が保有している消毒用機器等を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借人を図り行う。

(イ) 車両

災害対策本部で調整し、車両の確保を行う。

(ウ) 薬剤

村で薬剤を備蓄保管し、不足分については、県薬事管理課にあっせんを要請するとともに、業者から購入する。

(エ) 人員

福祉部保健予防班で不足する場合は、災害対策本部で調整し、他の班から応援を求めらるか、人夫等の雇上及び自衛隊の応援を要請する。

【住民が実施する対策】

ア 村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

イ また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 活動方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索及び収容並びに埋葬は、村が、警察、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にし、上伊那医師会、上伊那歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。さらに多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 基本方針

(1) 遺体の搜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

(2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。

- (3) 多数の遺体の検視については、駒ヶ根警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握をし、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。
- (5) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (6) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足などの遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県などに要請する。

2 実施責任者

遺体の捜索及び収容並びに埋葬についての計画の策定とその実施は、住民部長が行う。

3 行方不明者及び遺体の捜索

(1) 捜索班の編成

ア 住民班を主体に消防団、駒ヶ根警察署並びに地域住民のボランティア等により捜索に必要な機械器具等を借上げて捜索班を編成する。

イ 捜索班の業務

- (ア) 行方不明者及び遺体の捜索に従事する。
- (イ) 遺体を安置所へ移送する。
- (ウ) 災害の状況に応じて人員及び班数を定めて編成する。

(2) 実施の方法

ア 捜索班は、村長又はその委任を受けた者の指示に従って、車両、機械器具等を活用して遺体の遺留のないよう十分捜索し、効果をあげるよう努める。

イ 行方不明者及び遺体の捜索は、災害の状況から優先すべき地域を判断し、効果的に行う。

ウ 捜索にあたっては、単独行動は避け、計画に従って組織的に作業を実施するとともに、県、警察、救護関係者、遺族等各関係方面と密接な連絡をとって早期完了を期する。

エ 災害の状況により行方不明者等の捜索が困難な場合は、関係機関に対して捜索の応援を要請する。

ウ 遺体の収容にあたっては、極力損傷を避けて丁寧に扱い、処置の後遺族に引渡す。

(3) 応援要請

村において災害及びその他の事情により捜索することが困難なときは、県又は隣接市町村に応援要請する。

要請にあたっては、遺体が埋没し、又は漂着していると予測される場所、遺体数、氏名、性別、年齢、容貌、特徴、持物、応援を求めたい人員又は機械器具類を明示して行う。

4 遺体の収容処理

- (1) 遺体の収容処理は、住民部住民班を主体に消防団、駒ヶ根警察署、医師会、歯科医師会の協力を得て収容処理班を編成し、次の事項について行う。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案
- エ 処理に必要な物資の調達

- (2) 発見遺体その他の事故遺体は、村長が開設した遺体収容所へ収容する。
- (3) 村長は、遺体収容所を開設できるように、寺院、神社等適当な場所をあらかじめ選定して準備しておく。
- (4) 記録表の作成
死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。
- (5) 身元不明者については、前記(4)の調査表を作成するか、遺体の撮影をし、衣類の一部を切り取って保管する等証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行い、埋葬を実施する。
- (6) 遺体の氏名及び住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、1体ごとに棺桶に表示する。
- (7) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ引渡す。
- (8) 身元確認のため収容所に一時保存しておく期間は、3日程度とする。
- (9) 変遺体については、駒ヶ根警察署へ届け出る。
- (10) 外国人遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の処置について協議する。

5 遺体の埋葬

- (1) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- (2) 遺体の埋葬は、住民部住民班を主体に村長の指示した者により実施する。
- (3) 遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときに実施する。
- (4) 身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。
- (5) 手続きを完了した行方不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し、火葬を行う。
- (6) 遺体は、火葬場へ遺体の送付票作成の上送付し火葬する。
- (7) 火葬場がない場合は、近隣市町村に応援を要請して火葬するが、死者が多数のため一時に火葬処理が困難なときは、県及び他の地方公共団体へ協力を要請する。
- (8) 遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、長野県医師会、上伊那医師会、長野県歯科医師会、上伊那歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

6 遺体の収容所及び埋葬所等

| 収容所・埋葬所 | 住所 | 電話 |
|---------|-----------|--------------|
| 白 心 寺 | 宮田村3231番地 | 0265-85-2257 |
| 真 慶 寺 | 宮田村1013番地 | 0265-85-2993 |
| 円 浄 寺 | 宮田村7716番地 | 0265-85-2447 |
| 宮田村村営墓地 | 宮田村4291番地 | |

| 火葬場所 | 住所 | 電話 |
|------------|----------------|--------------|
| 伊南行政組合伊南聖苑 | 駒ヶ根市赤穂14639番地1 | 0265-82-4247 |

7 救助の実施要領の基準

災害救助法による遺体の搜索、処置、埋葬については、資料編に掲げるとおりである。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 活動方針

災害発生後のごみ及びし尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。

このため、村は、迅速なごみ及びし尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は、広域による応援の協力を要請して処理を行う。
- 3 飼育動物や死亡獣畜に対する対策を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

被災地における衛生的環境を確保するため、廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

2 実施責任者

被災地における清掃計画の策定とその運営は、住民部長が行う。担当は住民部住民班が行う。

3 清掃班の編成

清掃班は、住民部住民班員と村指定委託業者によって編成する。

4 ごみ、し尿処理対策

- (1) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。
- (2) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置をとり廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。
- (3) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。
- (4) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。
- (5) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。
- (6) 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。
- (7) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。
- (8) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに上伊那地方事務所へ報告するものとする。
- (9) 村は、し尿等の収集運搬や仮設トイレの設置について、必要に応じて、関係業界団体との協定に基づき協力要請を行うものとする。

【住民が実施する対策】

- ア 住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入するものとする。
- イ 搬入に当たっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

5 応急清掃の実施要領

(1) ごみの収集処理方法

ア 収集運搬

被災地におけるごみの排出量が村の指定する収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、他の業者に依頼し、トラック等の車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施する。

イ 処理、処分

- (ア) 水分の多い難燃性、不燃性のごみは埋立場に運搬し、埋立処分する。
- (イ) 可燃性の大型ごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立とにより処理する。
- (ウ) 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、選定し確保した処理場において焼却又は処分する。

(2) し尿の収集処理方法

ア 収集運搬

- (ア) 災害の状況に応じ、村指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理する。

(イ) 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町村長を通じ業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬する。

イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の方法で衛生的に処理する。一時的に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町村長に依頼し処理を要請するが、近隣市町村で処理が不可能な場合は、処理場選定基準により選定し確保した処理場において衛生的に埋立処理する。

6 広域応援要請

(1) 基本方針

ア 発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

イ 大規模災害により近隣市町村の応援のみでは廃棄物処理が困難と認められる場合、又は近隣市町村も被害甚大な場合は、県に対し広域的な応援を要請する。

(2) 実施計画

村は、発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、廃棄物の収集、処理に必要な人員、機材及び処理能力の不足が生じ、廃棄物処理が困難であると判断した場合は、近隣市町村又は広域的な応援の要請を行うものとする。

【関係機関が実施する対策】(上伊那広域連合・伊南行政組合)

廃棄物処理施設について、施設が被害を被り処理機能が麻痺した場合、早急に機能の現状回復を図る。

さらに被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定され、この間における住民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。

ア あらかじめ被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。

イ 被災地域の災害廃棄物(災害により排出された廃棄物)及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急措置をとる。

ウ 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、上伊那地方事務所(環境課)を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

7 飼育動物及び死亡獣畜対策

(1) 基本方針

飼い主の避難等で放置された犬猫等の飼育動物の保護や災害によって死亡した獣畜を適正に処理する。

(2) 実施計画

ア 災害によって死亡し、放置された犬猫等の飼育動物を発見した場合は、ただちに収集し、消毒等の衛生処置を実施した後、焼却等適正処分する。

イ 飼育動物の放浪による住民への危害防止のため、保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等の協力を得て、一時的な保護等の対策を実施する。

ウ 牛、豚等の死亡獣畜は飼育農家による処理が原則であるが、経営者が被災等で処理で

きない場合は、収集処置の対応を行う。

【住民が実施する対策】

- ア 災害時に飼育動物を放置して見殺しにしたり、解き放つことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないように、飼い主として責任を果たす。
- イ 死亡した飼育動物や、獣畜は飼い主の責任で適正に処分する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 活動方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 実施責任者

社会秩序の維持活動については、総務部総務班が警察等関係機関と連携を図る。また、物価の安定、物資の安定供給については、産業部商工観光班が宮田村商工会の協力を得て対策を図る。

2 社会秩序の維持

(1) 基本方針

被災地域の混乱に乗じた犯罪やデマ等に惑わされたパニック行動等を防止するため、駒ヶ根警察署、宮田村安全会議、自主防災組織等の連携により、災害発生後の社会秩序の維持に努める。

また災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、警察等関係機関と連携をとり、このような事犯を未然に防止する。

(2) 実施計画

ア 広報活動

被災地域において、情報不足等により混乱や犯罪が発生するおそれがあるときは、速やかに住民がとるべき行動について、防災行政無線等を活用した広報活動を行う。また自主防災組織等を通じて正確な情報伝達を行い、混乱等の防止に努める。

イ 情報収集

宮田村防犯指導委員会、自主防災組織等に協力を求め、社会的混乱の原因となる次の事例等の情報の収集に努め、必要に応じて駒ヶ根警察署等関係機関に通報し、対応について

依頼する。

- (ア) 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報
- (イ) 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報
- (ウ) 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報
- (エ) デマ、うわさなど真実でない情報
- (オ) その他生活の安全に関わる情報

3 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、次により物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 村内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

【事業所が実施する対策】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

【住民が実施する対策】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 活動方針

風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

危険物施設における危険物の流出、爆発、及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応

急対策を実施する。

第3 活動の内容

風水害等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

1 実施責任者

災害の発生に伴う危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災に発生防止並びに被害に拡大防止等の応急対策は、総務部総務班が、上伊那広域消防本部と連携して実施する。

2 危険物施設応急対策

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

(2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次に掲げる事項について指導する。

ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(エ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設の管理者等は、施設の倒壊等による被害を受けた場合には、次の応急対策について指導徹底を図る。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにする。
- (2) 火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知する。
- (3) 移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置を講じる。

4 高圧ガス施設応急対策

- (1) 高圧ガス関係事業所は、次の応急対策の確立の徹底を図る。

ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関にただちにその旨を通報する。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、ただちに充填容器を安全な場所に移す。

オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努める。

カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の手扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図る。

キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

- (2) 高圧ガス運送者は、次の応急対策の徹底を図る。

ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理する。

イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。

ウ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(一社)長野県LPガス協会は、県等の要請に基づき、速やかに次の応急対策を実施する。

- (1) 液化石油ガス一般消費先に対し、緊急点検活動を迅速に実施する。特に、病院、避難所となる学校、高齢者支え合い拠点施設及び大規模な容器置場を有する施設等は、最優先で実施する。

- (2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行う。

- (3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配する。

- (4) 被災家庭及び避難所等に対し、速やかに液化石油ガス設備の復旧を行うとともに、臨

時供給を行う。

- (5) 要請に基づき、避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベを調達する。
- (6) 要請に基づき、仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給を行う。
- (7) 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知を図る。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 村の実施対策

- ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- ウ 上伊那広域消防本部に対し、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去の実施を要請する。

(2) 営業者及び業務上取扱者の実施対策

- ア 災害後ただちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- イ 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 上伊那広域消防本部の実施対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

(2) 放射性同位元素使用者の実施対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、ただちに消防機関等に通報する。
- イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- オ 放射線同位元素の他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、縄張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

第22節 電気施設応急活動

第1 活動方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、電気施設が被災した場合には、中部電力株式会社は、早期復旧による迅速な供給再開、感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 電気工事業業者、関連電力会社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を召集するとともに、ただちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 電力会社各社との連絡を密にし、電力供給の融通体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、診療所、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については請負会社等と連携して、ただちに調達する。
- ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

3 二次災害防止

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村防災行政無線、ケーブルテレビを活用するなどして、地域住民に対して、次の事項の周知徹底に努める。

- (1) 村は、電力会社からの要請に基づき、村防災行政無線、ケーブルテレビ等により住民に対する広報活動を行うものとする。

【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。
- イ 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の防災行政無線等を活用するなど、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。
 - (ア) 停電による社会不安除去に関する事項
 - a 停電の区域
 - b 復旧の見通し
 - (イ) 感電等の事故防止に関する事項
 - a 垂れ下がった電線に触れないこと。
 - b 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。
 - (ウ) 送電再開時の火災予防に関する事項
 - a 電熱器具等の開放確認
 - b ガスのろう洩確認

第23節 上水道施設応急復旧活動

第1 活動方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、村は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど、早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

- 1 応急給水に必要な飲料水を確保するなど、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部委託により行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

- 1 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- 2 復旧体制の確立を行う。
- 3 被災の状況により支援要請を行う。
- 4 住民への広報活動を行う。
- 5 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

6 実施責任者及び体制等

ア 実施責任者

損傷した水道施設の復旧対策は、建設部上下水道班が水道事業者と連携して実施する。

イ 被害状況の把握

災害発生後ただちに、迅速かつ的確に水道施設、配水管路、道路等の被害状況を把握する。

ウ 復旧計画の策定

施設の被害状況調査に基づき、速やかに応急復旧計画を策定する。

エ 復旧体制の確立

応急復旧は、優先順位を明確にし、衛生対策等を十分に施し、関係機関との連絡を図りながら可能な限り速やかに行う。

オ 応援要請

大規模な災害において、確保してある資機材等では不十分な場合、速やかに指定給水装置工事事業者や他水道事業者等の支援を受け、資機材等の不足分を調達し、必要により、復旧要員等の応援を受け、早期の復旧を図る。村内のみの対応では、早期の復旧が困難な場合は、県、他市町村へ応援を要請する。

カ 広報活動

住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報し、不安の解消に努める。

【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じる。

第24節 下水道施設応急復旧活動

第1 活動方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。また、下水道は、水道、電気、ガス等と並び住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保に必要な不可欠なライフラインであり、災害時においても破損箇所の修復により、ライフライン機能の応急確保に努める必要がある。風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、処理場施設の被災及び管路施設の破損に対して、応急対策等により復旧に努め、各家庭からの流入管渠の確保及び流入汚水の適正処理を図る。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 実施責任者

被災地における復旧計画の策定と実施は、建設部長が行う。担当は、建設部上下水道班が行う。

2 活動の収集連絡、被害規模の把握

村は、各々が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳を活用し、次の施設の被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(1) 管渠施設

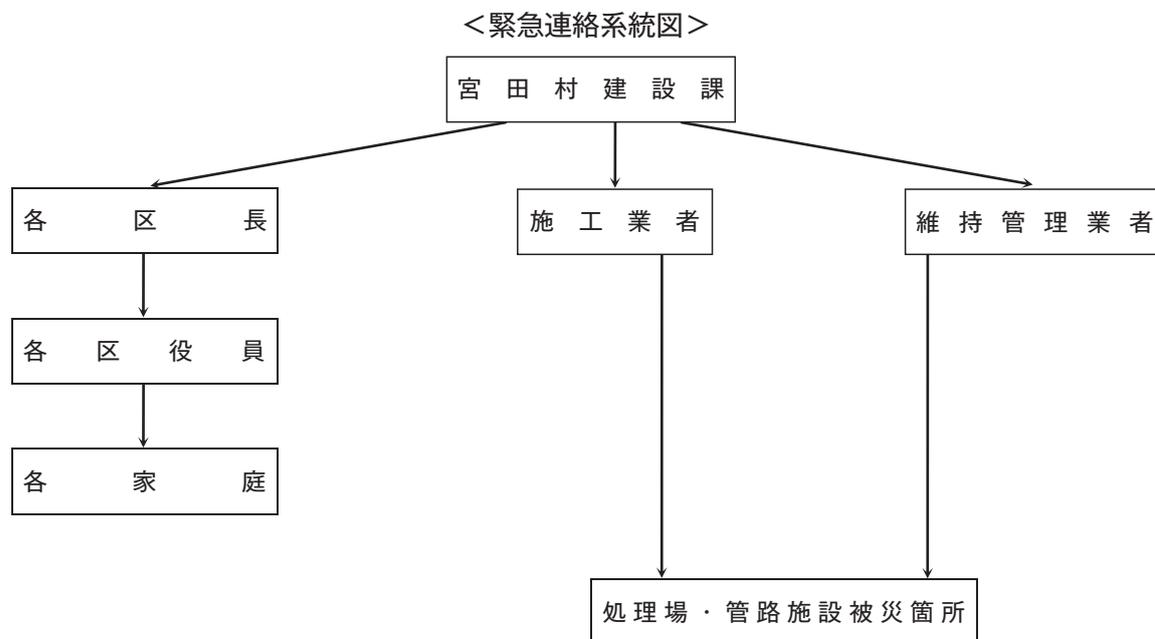
- ア 多量の雨水、土砂のマンホールからの浸入によるつまり
- イ 地盤の変動による管渠勾配のズレ及び破損
- ウ 管渠の継手部のズレと亀裂による漏水
- エ 管渠とマンホール等構造物の結合部における亀裂破損
- オ マンホール壁のズレと漏水
- カ 掘削、埋戻し跡の圧密沈下による路面の陥没
- キ 圧送管のズレ及び通報ケーブルの切断

(2) 処理施設

- ア 受変電設備、絶縁油漏洩による停電
- イ 移送管、埋設管等の破損による処理槽満水
- ウ く体亀裂等による浸水及び漏水
- エ 放流管破損による室内冠水

3 応急対策の実施体制

村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる必要もある。



4 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。村は、備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて村下水道排水設備指定工事店の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

(1) 建設部上下水道班は、下水道排水設備工事指定工事店の協力を得て、次の対策を実施する。

また、速やかな復旧が不可能な場合、住民に対して水洗トイレ、風呂等の使用を控えるよう広報活動などにより協力を要請する。また、管路等の下水道施設の異常を発見した場合には、役場へ情報提供するよう、併せて呼びかける。

ア 管渠

(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

(イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 処理場

(ア) 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

- (イ) 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- (ウ) 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。
- (エ) 上水道施設及び下水道施設の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレは村の備蓄とリース業者より調達する。

【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、村の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

【住民が実施する対策】

住民は、下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第25節 通信・放送施設応急活動

第1 活動方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。

第2 主な活動

- 1 村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 通信事業者は通信施設の早期復旧により、重要回線及び避難所への通信確保等を行う。
- 3 放送事業者は放送施設の早期復旧を行う。

第3 計画の内容

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政、防災関係機関との通信回線の確保に努める。

1 実施責任者

災害時における通信施設の確保は、企画部通信班が実施する。

2 村防災行政無線通信の応急活動

- (1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たる。
- (3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

- (4) 村災害対策本部、災害対策現地本部の携帯無線機の更新、整備を図る。
- (5) 孤立防止のため、衛星携帯電話など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- (6) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

3 村が実施する対策

(1) 村内の通信は次の手段による。

- ア 村防災行政無線
- イ 消防団無線
- ウ NTT電話、携帯電話
- エ ケーブルテレビによる音声告知放送
- オ 防災安全情報メール

(2) 非常災害時における通信の確保

ア 情報の優先順位

災害が生じた場合、関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集・伝達することになるが、その場合人命に係わる情報（地震情報や災害の発生拡大状況等）を優先して収集・伝達する。電話による通信が可能な場合は、原則ファクシミリによる文書連絡を行い、電話を補充用使用する。

イ 通信手段の活用順位

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、ウ及びエに揚げる電話を優先的に使用する。

また、村内における災害情報の収集は、消防団の無線設備を利用して、災害対策本部と各地区との通信手段を確保する。

ウ 災害時優先電話

災害時優先電話は、電話回線が異常にふくそうした場合においても東日本電信電話(株)が行う発信規制の対象とされない電話であり有効に活用する。登録電話番号は災害対策本部職員等に周知する。

エ 非常電話

災害の未然防止や救援等やむを得ない特別の場合のみ使用される手動接続の通話である。非常電話の申し込みをするときには加入電話により「102番」をダイヤルし非常電話である旨、及びその理由を告げて申し込む。

オ 公衆電話

一般の電話が発信を制限された場合に、グレーあるいは緑色の公衆電話は災害時優先電話に準じた扱いがされ、かかりやすいので、現場からの通信連絡用等に活用する。なお、停電等でカード、100円硬貨が使用できない機種があるため、10円硬貨を使用する。

カ 非常通信

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

この場合、防災行政無線、消防無線等の自己所有の通信系を優先使用するが、必要のあるときは、アマチュア無線局の協力を求めて通信の確保を図る。

キ 携帯電話の災害広報媒体としての活用

電話事業者と連携し、携帯電話を災害広報媒体として活用することで、住民に対し迅速かつ的確な災害情報を伝達し、災害広報活動の充実を図る。

4 県防災行政無線通信の応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、県、他市町村及び上伊那広域消防本部等防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

5 電信電話施設の応急活動

東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)は、被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、次に掲げる措置をとり、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

(1) 緊急通話、重要通話の確保

ア 応急回線の作成、網措置等の疎通確保に努める。

イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

(2) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難所に、特設公衆電話の設置に努める。

(3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況その情報提供に努める。

6 放送施設の応急活動

各放送機関（日本放送協会、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)エコーシティ・駒ヶ岳）では、災害が発生した場合には、放送の継続のためにあらかじめ定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

第26節 災害広報活動

第1 活動方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要

望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 基本方針

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために、広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

災害時における広報活動は、企画部通信班が実施する。ただし、農業、商業、観光、水道等個別対策における広報は、広報車等によりそれぞれの当該班が実施する。

2 住民等への的確な情報の伝達

村は、関係機関と相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のため、必要により報道機関の協力を得て行う。

(1) 災害発生前の広報

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、村防災行政無線、ケーブルテレビ及び広報車等を利用し、広報活動を実施する。

(2) 災害発生後の広報

村は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、村防災行政無線をはじめ、村ホームページ、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、広報車、掲示板、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

報道機関に対しては、原則として副本部長（副村長）が随時記者会見を開催し、災害の状況等を発表し、状況に応じ定例の記者会見の設定も検討していく。また、災害対策本部の発表資料の提供コーナーを設け、資料を整理して情報提供を行う。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 避難所・避難経路・避難方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- カ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- キ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

(3) 放送機関への放送要請

本部長が被害の状況等により、災害警報等の放送が必要と認める場合には、災害対策基本法第57条に基づき、放送機関に災害警報等の放送要請を行う。なお、放送要請を行うにあたっては、県を通じて行う。

(4) 要配慮者に配慮した広報

高齢者、障がい者への情報の提供は、ファクシミリ、電話、ケーブルテレビ、インターネット等の活用等、音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣といった措置を講ずる。また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように、通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

ア 視覚・聴覚障がい者にも情報が的確に伝わるよう、村防災行政無線等の音声による広報のほか、村ホームページや広報紙、ちらし等を組み合わせて伝達する。

イ 外国籍住民に対しては、防災行政無線の多国語による放送、通訳ボランティア等の活用による多国語を用いた広報紙やちらし等により、必要な情報を的確に伝達する。

(5) 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、電話がかかりにくい場合でも被災者が家族などに安否等の確認ができる「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言版」が、東日本電信電話株式会社及び㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱により開設されるので、利用方法を避難所等における掲示、印刷物の配布等により、住民に周知する。

3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

村は、県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行ううえでも重要である。

(1) 必要に応じ、電話、ファクシミリ、相談職員等を配置し、専用の相談窓口の設置も検討する。

(2) 住民等からの問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

4 庁内連絡

企画部通信班は、災害情報及び被害状況の推移を庁内放送を利用し、一般職員に周知させる。また各対策部に対し措置すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

5 報道機関に対する情報発表の方法

企画部通信班は、次に掲げる事項の広報資料をとりまとめ、本部員会議に諮ったうえ、副本部長が報道機関に発表する。

- (1) 災害の種別及び発生日時
- (2) 被害発生の場所及び発生日時
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (6) 一般住民又は被災者に対する協力及び注意事項

6 災害時の公聴活動

大規模災害により甚大な被害が生じた場合には、情報の途絶も加わり、心身が極度に動揺、混乱し、社会不安がもたらされる可能性があるため、被災者の生活相談や援助業務等の公聴活動を実施し、民生の安定を図り、併せて災害応急対策活動、災害復旧活動に住民の要望等を反映させる。

(1) 実施体制

企画部長は、災害の態様により公聴活動が必要と認めるときは、避難所に職員及び相談員を派遣し、被災相談窓口を開設する。

(2) 通信回線の確保

企画部長は、被災地からの情報を迅速に処理するため、災害対策本部に公聴用電話回線、ファクシミリ回線等を確保する。

(3) 要望等の処理

住民の要望等を災害応急対策活動及び災害復旧活動に反映させるため、被災地に派遣された職員は、聴取内容を迅速に整理し、災害対策本部に報告する。

第27節 土砂災害等応急活動

第1 活動方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況等の情報を提供し、応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 実施責任者

土砂災害に対する応急活動は、建設部林務班が、村内建設業者等の協力を得て実施する。

2 大規模土砂災害対策

大規模な土砂災害が急迫している状況において、警戒避難情報を住民に適切に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。

【住民が実施する対策】

住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 地すべり等応急対策

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施するか、又は県に応急工事の実施を要請する。

(1) 県から伝達された警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等

の処置を講じる。

- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (3) 防災安全情報メール等を活用し、警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。
- (4) 関係住民の理解と協力を得ながら、地すべり助長の原因となる雨水や地表水の排除等を県等の関係機関と連携により実施する。
- (5) 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合、これに迅速に従う。
- (6) 住民は応急対策工事の実施に協力する。

4 土石流対策

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、県から伝達された警戒避難情報を住民に提供するとともに、被害を最小限にとどめるために応急工事の速やかな実施を県に要請する。

- (1) 村は、必要に応じて避難勧告等の措置をとるものとする。

【住民が実施する対策】

住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

5 崖崩れ応急対策

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。
- (2) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

【住民が実施する対策】

住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第28節 建築物災害応急活動

第1 活動方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。

- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 実施責任者

庁舎、学校教育施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財登録建築物等公共建築物における避難誘導を含む安全確保及び応急活動は、それぞれ総務部資材・施設班、教育部（学校教育班、児童福祉班、生涯学習班）が実施する。

2 建築物

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

- (1) 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、村営住宅、学校教育施設等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとるものとする。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。
また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。
- (3) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

【建築物の所有者等が実施する対策】

- ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。
- イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるものとする。

3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命、身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

【所有者が実施する対策】

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

第29節 道路及び橋梁応急活動

第1 活動方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づいて応援要請を行い、処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被災状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況の情報を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づいて応援要請を行い、処理をする。

第3 活動の内容

1 実施責任者

災害時における道路及び橋梁の応急対策は、建設部建設班が建設業者等の協力を得て実施する。

2 被害状況の把握及び施設点検

風水害等が発生した場合、建設部建設班は早急に道路パトロールを実施し、土砂崩壊、落石等の危険箇所等の被害発生状況、道路施設の被害状況、交通状況等を把握するとともに、駒ヶ根警察署から道路情報を収集する。また、橋梁等の主要な構造物の緊急点検を行う。

被害状況の把握にあたっては、日本郵便(株)宮田郵便局と交わしている「災害時における郵便局と宮田村の協力に関する協定」により、郵便局からの情報の提供によっても行う。

3 県等への報告

(1) 県への報告

パトロール等の巡視の結果、村内の道路・橋梁に被害があった場合には、速やかに県に報告する。また、県道に被害があった場合には、伊那建設事務所に通報する。

(2) 道路占用施設管理者への通報

上・下水道、電気、電話等道路占用施設への被害を発見した場合には、当該施設管理者へ通報するとともに、状況により、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとる。

4 交通規制

被害が発生し、応急措置等のため交通規制の必要が生じたときは、駒ヶ根警察署と連携、調整を図り、道路標識の設置など必要な措置をとる。また、地域住民に対しても周知徹底を図る。

5 道路啓開

倒木、がれき等により道路交通に支障が生じた場合には、障害物の状況及び当該道路の重要

度等を勘案し、建設業者等の協力を得て道路の啓開を行う。なお、啓開にあたっては、有機的な道路交通が確保できるよう、伊那建設事務所等関係機関と連携、協力して重要路線から行う。

6 応急復旧

被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急輸送道路としての機能確保を最優先にして、速やかに応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の情報、通行規制等の情報提供を行う。

7 応援要請

村は、村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

また、被災状況等により、自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

第30節 河川施設等応急活動

第1 活動方針

風水害による被害を軽減するため、村の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門もしくはこう門の適切な操作
- 4 県内各市町村間における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には臨時点検を行い、施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

1 実施責任者

災害時における河川等の応急対策は、建設部建設班が水防団と連携して実施する。

2 河川施設等応急対策

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 地区及び水利組合へ水門の適切な操作について呼びかけを行う。
- (4) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるよう河川管理者に要請する。
- (5) 関係機関は、堤防決壊時のように重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。
- (6) 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。
- (7) 地区及び水利組合は、あらかじめ決められた計画に基づき、水門の適正な操作を実施し、農業用水や中小河川の増水による宅地等への浸水被害を防止する。

3 ダム施設応急対策

ダム施設管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 活動方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。被害を最小限に抑えるため、以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係わる二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係わる二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

構造物及び危険物施設等の二次災害防止活動については、総務部総務班及び建設部建設班が、村内建設業者、上伊那広域消防本部と連携して実施する。

2 構造物に係る二次災害防止対策

道路、橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要があるため、村は、村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

3 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物施設

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から、関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬類関係

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高いことから、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設、あるいは火薬類の搜索等の活動が重要である。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、消防長と協議し、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次の(ア)から(エ)までに掲げる項目について上伊那広域消防本部と連携して指導する。

【関係機関の実施する対策 ー危険物施設の管理者等ー】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた

初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設の管理者は、次の対策を実施する。

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

ウ 高圧ガス関係

(ア) 高圧ガス関係事業所においては、次の応急対策を実施する。

a 災害時に、高圧ガス関係事業所等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。

c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

d 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、ただちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。

e 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。

f 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の手扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。

g 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

(イ) 高圧ガス運送者は、次の応急対策を実施する。

a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。

b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。

c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

エ 液化石油ガス関係

- (ア) (一社)長野県LPガス協会は、災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施する。
- (イ) 液化石油ガス販売事業者等は、自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

オ 毒物劇物関係

- (ア) 村は、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- (イ) 村は、飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

【関係機関が実施する対策 ー毒物劇物営業者及び業務上取扱者ー】

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
- (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
- (ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - b 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

4 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するため次の応急活動を実施する。

(1) 村の実施対策

- ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(2) ダム管理者の実施対策

- ア 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。
- イ 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ、急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。
- ウ この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行う。

- エ 村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
- オ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- カ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

(3) 住民の実施対策

- ア 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

5 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる。

(2) 実施計画

村は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

6 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、県等からの緊急点検の結果に基づき、地域住民等に対して避難勧告等の必要な措置をとる。

第32節 農林水産物災害応急活動

第1 活動方針

被害状況の迅速かつ的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の迅速かつ的確な調査を実施し、関係機関と連携を図りながら、被害の拡大防止と早期復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 実施責任者

農林水産物の災害応急活動は、産業部農政班が上伊那農業協同組合等と連携を図り実施する。

2 農産物災害応急対策

(1) 被害状況の把握

- ア 上伊那農業改良普及センター、上伊那農業協同組合等関係機関と連携を図り、被害状

況の迅速かつ・的確な把握を行い、その結果を上伊那地方事務所に報告する。

- イ 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を上伊那農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに農業者に周知徹底する。

(2) 技術対策の指導

産業部農政班は、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農業等関係機関と連携を図り、指導等を通じて速やかに農業者に周知徹底する。

作目別の主な応急対策は、次のとおりである。

ア 水稲

(ア) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(イ) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合は、土砂を取り除く。

(ウ) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

イ 果樹

(ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

(イ) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(ウ) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。

ウ 野菜及び花き

(ア) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕して、生育の回復を図る。

(イ) べと病、腐敗性病害等の発生を防ぐために薬剤散布を行う。

(ウ) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

(エ) 被害を受けた花きは早急に洗浄、消毒を行う。

エ 畜産

(ア) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗、消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(イ) 家畜の外傷の有無を確認し、外傷あるときは速やかに治療措置を行う。

(3) 施設の復旧支援

住民等が行う被災生産施設、加工施設等の復旧を支援し、速やかな復旧に努める。

3 林産物災害応急対策

(1) 被害状況の把握

上伊那森林組合、林業従事者等と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに県に報告する。

(2) 応急復旧

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

【住民が実施する対策】

住民は、村が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

4 水産物災害応急対策

関係機関と連携を図り、施設に流入した土砂を排出するとともに、斃（へい）死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐよう周知徹底を図る。

5 生産者のとるべき措置

本節第3の2（2）の水害にかかる作目別の主な応急対策に準じる。

第33節 文教活動

第1 活動方針

小学校、中学校は多くの児童生徒を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 活動方針

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

1 実施責任者

災害時における小学校、中学校の応急活動は、教育部学校教育班が実施し、教育現場における避難誘導を含む安全確保については、各学校長が実施する。

保育園については、教育部児童福祉班が実施し、保育現場における避難誘導を含む安全確保については、各保育園長が実施する。

2 児童生徒に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、次の事項に留意して児童生徒の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（1）児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとり、保護者又は児童生徒に周知するとともに、村教育委員会にその旨連絡する。

（2）児童生徒が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校

又は保護者への引き渡しを行う。

- イ 村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒を速やかに指定緊急避難場所・指定避難所へ誘導する。
- ウ 全校の児童生徒の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索、救出にあたる。
また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

(3) 児童生徒の帰宅、引き渡し、保護

- ア 児童生徒を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握したうえで、児童生徒の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- ウ 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。この場合、速やかに避難状況を村教育委員会に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。

3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

- (1) 村教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を図る。

ア 学校施設・設備の確保

- (ア) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

- (イ) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた公共施設の利用を図るための調整を行う。

a 校舎の一部が利用できない場合

学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できる限り休校を避ける。

b 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

- (a) 早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。
- (b) 近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。
- (c) 余裕のある学校がない場合は、公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

イ 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

ウ 学校給食の確保

学校給食用物資(小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳)の補給に支障をきたしているときは、県を通じ(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

(2) 学校において学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会、村及び関係機関へ報告又は連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸かし室等）及び薬品類保管場所（理科教科書、実験室、保健室等）の危険箇所については、速やかに安全点検を実施する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

(ア) 災害の状況に応じ、村教育委員会と連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(イ) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(エ) 授業の再開時には、村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

(ア) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(イ) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

(ア) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の設備復旧に努める。

(ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

<応急教育予定場所>

| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------|-----------|--------------|
| 宮田村体育センター | 宮田村6771-2 | 0265-85-2314 |
| 宮田村民会館 | 宮田村7021 | 0265-85-2314 |

4 教科書の供与及び就学援助等

被災した児童生徒等の学習を支援するために、教科書の提供等を行う。

(1) 教科書の供与

ア 調達方法

(ア) 教科書

教科書の支給は、速やかに県教育委員会義務教育課と連絡をとり、必要冊数を確保し、支給する。

(イ) 学用品

a 品名 教科書及び教材、文房具、通学用品

b 在庫場所 村教育委員会

イ 支給の対象者

(ア) 災害によって住家に被害を受けた児童生徒であること。

(イ) 小学校児童及び中学校生徒に限る。

(ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている場合

ウ 支給の方法

学用品は、原則として村長が一括購入し、被災児童生徒に対する配分は、教育長が実施する。

エ 支給品名

教科書及び教材、文房具、通学用品

(2) 就学援助

村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

(3) 救助の実施要領の基準

災害救助法による学用品の給与については、資料編に掲げるとおりである。

5 保育園における措置

保育園における応急対策は、学校における措置に準ずるほか、次に定めるところによる。

(1) 臨時休園等

ア 教育部児童福祉班長は、必要と認めるときは、臨時休園等の措置を各保育園長に指示する。

イ 臨時休園等の指示を受けた各保育園長は、あらかじめ定められた方法により、保護者に連絡する。

ウ 保育打ち切りの指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、園児を保護者に直接引き渡す。

(2) 避難誘導

ア 教育部児童福祉班長は、各保育園長に園児の避難の指示を行う。

イ 避難の指示等を受けた各保育園長は、あらかじめ定められた方法により、園児を安全な指定避難所へ避難させる。

ウ 地域の災害の状況に応じて、各保育園長の判断で園児を安全な場所に避難させる。こ

の場合、各保育園長は、速やかに教育部児童福祉班長に報告する。

エ 避難終了後、災害の状況により保護者に避難先を連絡し、園児を直接保護者に引き渡す。

(3) 被害状況調査及び復旧

ア 教育部児童福祉班長は、施設の被害状況を把握したうえで安全点検を実施し、応急保育を実施できるよう被災施設の応急復旧を実施する。

イ 各保育園長は、施設の被害状況を速やかに教育部児童福祉班長に報告する。

(4) 保育施設の確保

保育施設が被災した場合は、安全に保育ができるよう、速やかに応急修理を行う。施設が使用できない場合は、公共施設を使用して保育を行うか、休園とするか当該保育園長と教育部児童福祉班で協議する。

(5) 保育士等の確保

補充を要する職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充する。

第34節 飼養動物の保護対策

第1 活動方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

- 1 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。

1 実施責任者

災害時における飼養動物の保護対策については、住民部住民班が実施する。

2 実施計画

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護、収容、救護など適切な処置を講ずるものとする。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとるものとする。
- (3) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとするものとする。

【飼養動物の飼い主が実施する対策】

- ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第35節 ボランティアの受入れ体制

第1 活動方針

災害時には、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速かつ的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。
- 2 ボランティアの活動拠点施設を提供し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

- 1 実施責任者
災害時におけるボランティアの受入れ体制や活動支援対応については、村社会福祉協議会と連携して福祉部福祉班が実施する。
- 2 被災地のニーズの把握と受入体制の確保
 - (1) 村は、県、村社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
 - (2) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。
 - (3) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

【社会福祉協議会が実施する対策】

村社会福祉協議会は、社会福祉協議会を含む次の団体で構成する福祉救援現地本部を設置し、県及び村災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの登録、受付業務を行うとともに、ボ

ランティアの需給調整、ボランティアの登録、受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供、相談指導等を行うものとする。

- ア 民生児童委員協議会
- イ ボランティア団体連絡協議会
- ウ 福祉施設
- エ 障がい者団体等福祉関係団体

3 ボランティア活動拠点の提供支援

福祉部福祉班は、被災地におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保、設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行うものとする。

- (1) 村は、必要に応じ、村社会福祉協議会に、ボランティアセンターの設置を要請する。
- (2) 村は、ボランティアの担当職員を配置する。
- (3) 村は、村社会福祉協議会の福祉救援現地本部と連携し、ボランティアが自由に使用できるスペースの確保、ボランティアセンターで必要となる物資等の提供等、ボランティア活動の支援を行う。

【社会福祉協議会が実施する対策】

- ア 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録、受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。
- イ 広域圏内の市町村が被害を受けた場合、村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。
- ウ 村災害対策本部からの要請に基づき、ボランティアセンターを設置し、福祉救援現地本部等と連携したボランティアの総合的な窓口業務を行う。

第36節 義援物資、義援金の受入れ体制

第1 活動方針

大規模な災害が発生した場合には、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、住民や企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、受け入を希望するもののリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 2 大規模な災害が発生した場合、義援物資及び義援金配分委員会を組織し、寄託された義援物資及び義援金を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。

- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

第3 活動の内容

義援物資及び義援金の募集にあたり、特に義援物資については、被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

- 1 実施責任者

村における義援物資及び義援金の募集、受付けについては、福祉部福祉班が、義援金管理については出納部出納班が実施する。

- 2 義援物資及び義援金の募集、受入れ

県及び日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

また、義援物資については、県等関係機関の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

- 3 義援物資及び義援金の配分

- (1) 義援金の配分

村、県、日本赤十字社県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は、配分委員会に引き継がれ、配分委員会が被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、村を通じ、迅速かつ適正に配分する。

- (2) 義援物資の配分

ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- 4 義援物資及び義援金の管理

- (1) 義援金の管理

出納部出納班は、寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、又は被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

- (2) 義援物資の管理

福祉部福祉班は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第37節 災害救助法の適用

第1 活動方針

被害が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合、速やかに災害救助法の適用を受け、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 4 法適用となった場合、村の役割分担について迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 実施責任者

災害救助法の適用申請は、総務部総務班が行う。

2 被害状況の把握

- (1) 村長は、次に掲げる災害が村内に発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、ただちに上伊那地方事務所長（地域政策課）に報告する。
 - ア 災害救助法による救助が必要と思われる災害
 - イ 他の市町村に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - ウ 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害
 - エ ア～ウ以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害
- (2) 村長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。
- (3) 村長は、被害の認定を別表の基準により行う。

3 災害救助法適用の判定

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流出、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行われる。

災害救助法の適用基準は次のとおりである。

- (1) 災害救助法適用は市町村を単位とすること。
- (2) 原則として同一の原因による災害によるものであること。
- (3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市町村における住家の被害が、次の表に掲げる人口に応じた滅失世帯数（全壊、全焼、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流出等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下に同じ。）に達したとき。（本村の場合は、40世帯以上）

| 市町村の人口 | | 住宅滅失世帯数 |
|-----------|-----------|---------|
| | 5,000人未満 | 30世帯以上 |
| 5,000人以上～ | 15,000 | 40 〃 |
| 15,000 | 〃 30,000 | 〃 50 〃 |
| 30,000 | 〃 50,000 | 〃 60 |
| 50,000 | 〃 100,000 | 〃 80 |
| 100,000 | 〃 300,000 | 〃 100 |
| 300,000 | 〃 | 〃 150 |

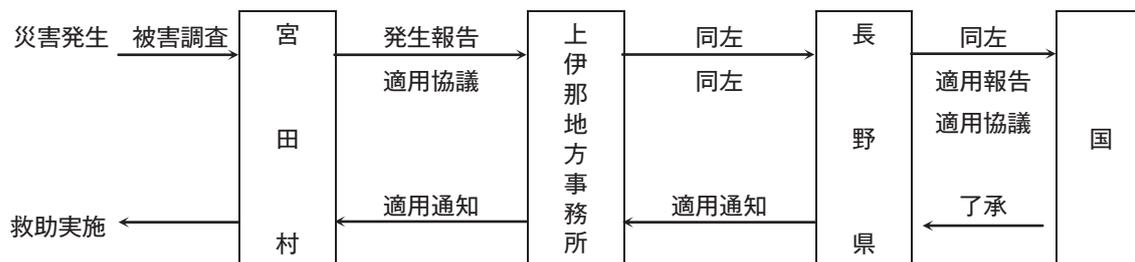
(注) 宮田村の平成22年国勢調査人口は、8,974人である。

- イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の減失世帯数が2,000世帯以上あって、村の減失世帯数が前表の減失世帯数の1/2に達したとき。(本村の場合は、20世帯以上)
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の減失世帯数が9,000世帯以上であって、村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- エ 市町村の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に援助の必要を認めたとき。
 - (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
 - (ウ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの減失世帯数がアに規定する減失世帯数に達しないが、合算すればこれに達するとき。
 - (エ) 当該災害前に(ア)、(イ)及び(ウ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
 - (オ) その被害状況が(ア)から(エ)までに準ずる場合で救助の必要があるとき。

4 適用の手続

災害に際し、村における災害が前記2(3)の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、村長は、ただちにその旨を知事に報告しなければならない。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



5 救助の実施

(1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

(2) 救助の役割分担

村長は県から委任された職権に基づき救助を行う。委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならないものとする。

- ア 収容施設のうち避難所の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 学用品の給与
- オ 埋葬
- カ 遺体の搜索及び処理
- キ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

(3) 救助の実施基準

救助の実施は、資料編に掲げる「災害救助法で実施可能な応急救助基準」により行う。

なお、詳細については、「災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）」によるほか、厚生労働省監修「災害救助の運用と実務」及び県の「災害救助の手引き」を参照すること。

【関係機関が実施する対策 ー日本赤十字社長野県支部ー】

ア 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

イ 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

別表

被害等の認定基準

| 被害等の区分 | 認定基準 |
|-------------------------|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。 |
| 行方不明 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 |
| 負傷・軽傷 | 災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。 重傷とは1か月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは1か月未満で治癒できる見込みのもの。 |
| 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、 |
| 全流失 全埋没 全焼失を含む。 | 流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 |
| 半壊 | 住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものである。 浸水が、その住家の床上以上に達した程度のものである。又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものである。 浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものである。 現実に居住のため使用している建物をいう。 住家以外の建物をいう。 生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。 |
| 一部損壊 床上浸水 | 住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものである。 浸水が、その住家の床上以上に達した程度のものである。又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものである。 浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものである。 現実に居住のため使用している建物をいう。 住家以外の建物をいう。 生活を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。 |
| 床下浸水 住家 非住家 世帯 | 一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。 |
| 棟（むね） | 一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。 |

注1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 活動方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたる。

第2 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

- (1) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県と連携を図り、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害を強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

2 支援体制

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求め、円滑な実施を図る。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 活動方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すため、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理を図る。

第2 活動の内容

1 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン交通、輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

2 がれき処理

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じたがれきの円滑で適切な処理が求められるため、がれきの計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

- (1) がれきの処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、がれきの円滑で適切な処理を行う。
また、がれきの処理にあたっては、次の事項について留意する。
 - ア がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
 - イ がれき処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
 - ウ がれき処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。
- (2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

第3節 計画的な復興

第1 活動方針

風水害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 計画の内容

1 復興計画の作成

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確な復興計画を作成する。

2 防災まちづくり

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
- (2) 防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。
 - ア 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
 - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
 - ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
 - エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、がれきの処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施し、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
 - オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

第4節 資金計画

第1 活動方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講じる。

第2 活動の内容

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- 1 地方債
歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債
- 2 地方交付税
普通交付税の繰上交付、特別交付税
- 3 一時借入金
災害応急融資

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 活動方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

(1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。

(2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは、村区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

(3) 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(4) 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。

(5) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(1) 村は、被災者生活再建支援法を適用し、以下の生活支援を行うものとする。

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告するものとする。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行うものとする。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

(2) 被害状況の把握

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害が、一定の基準に該当するときに被災者生活再建支援法が適用される。

そのため、次の基準に該当するか、該当する見込みがあると認める災害が発生した場合は、被害状況を迅速かつ正確に収集し、ただちに上伊那地方事務所に連絡する。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生していること。

イ 村の区域内において10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。

ウ 県全体で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。

エ 隣接する市町村にア、イ又はウの災害が発生し、村に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生していること。

オ 被災者生活再建支援法を適用したときは、速やかにその旨を公示する。

(3) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

(4) 支援金等の支給

県から被災者生活再建支援法を適用する必要があるとの連絡が入った場合は、ただちに必要の手続を行う。なお、被災者生活再建支援法による支援金は、世帯主の年齢及び世帯の収入合計額等一定の要件に従って支給される。

このため、村は、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分に配慮する。

ア 被災世帯が支援金の申請を行うために必要な次の添付書類を当該被災世帯の請求に基づき発行する。

(ア) 住民票等、世帯の居住地、世帯構成が確認できる書類

(イ) 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前々年）の総所得額が確認できる証明書類

(ウ) 要援護世帯であることが確認できる書類

(エ) 罹災証明書等、住宅の被害状況等が確認できる書類

イ 支援金の支給申請に際し、制度の趣旨及び内容を申請者に十分説明するとともに、申請書記載方法、用途実績報告の時期等、手続きに遺漏の無いようこころがける。

また、被災者の現状の把握や冷暖房器具及び医療器具等に係る要請に十分な注意を払い、必要の都度、県と緊密な連携を図る。

ウ 被災世帯からの申請書類等について、その事実関係、記載事項及び添付書類を十分確認し、次の事項を処理した上で、速やかに県に送付する。

(ア) 支給対象額の算定

(イ) 世帯収入額の算定

(ウ) 要援護世帯の確認

(エ) その他の記載事項に関する確認

エ 概算払いを受けた被災世帯から用途実績報告書及び領収書等の提出を受け、確認するとともに、被災者生活再建支援法人に送付する。

オ 被災者生活再建支援法人からの委託を受け、次の事務を実施する。

(ア) 支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

(イ) 支援金の変換に係る請求書の交付

(ウ) 加算金の納付に係る請求書の交付

(エ) 延滞金の納付に係る請求書の交付

(オ) 返還差額、返還される支援金、加算金、延滞金の受領及び基金への送金

(カ) 前記（ア）から（オ）までに付帯する事務

なお、支援金支給事務についての詳細は、「被災者生活再建支援制度－事務の手引き－」を参照のこと。

被災者生活再建支援法の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 (2. ①に該当) | 解体 (2. ②に該当) | 長期避難 (2. ③に該当) | 大規模半壊 (2. ④に該当) |
|---------|-----------------|-----------------|-------------------|--------------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4. 支援金の支給申請

- （申請窓口） 市町村
- （申請時の添付書面） ①基礎支援金： 災証明書、住民票 等
②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- （申請期間） ①基礎支援金： 災害発生日から13月以内
②加算支援金： 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

被災した低所得者の生活再建を支援するため、県と連携して生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置の充実を長野労働局、ハローワーク、県に要請していく。

5 生活保護

被災により生活に困窮する世帯が、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を受け、最低限度の生活が保障され、生活再建が迅速に行われるよう、県（保健福祉事務所）に要請していく。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障がい見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(1) 災害弔慰金の支給

宮田村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和52年条例第5号）に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行う。

(2) 災害援護資金の貸付

宮田村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

(3) 災害見舞金等の支給

宮田村災害見舞金支給規則（昭和63年規則第5号）に基づき、災害救助法による救助の対象とならない災害の被災者又はその遺族に対し、見舞金及び弔慰金の支給を行う。また、県においても、災害によって住家あるいは人的な被害を受けた世帯又は遺族に対して、災害見舞金が交付される。

7 被災者に対する金融上の措置

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店において被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置を講じるよう指導される。

- (1) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- (2) 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、り災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること。
- (3) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
- (4) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- (5) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、

生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 県税

災害の状況に応じて、県税について次の措置が講じられる。

ア 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は長野県税条例に基づく申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長を行う。

(ア) 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) その他の災害

知事又は上伊那地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

イ 徴収猶予

知事又は上伊那地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

ウ 減免等

知事又は上伊那地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

(2) 村税

地方税法又は宮田村税条例に基づき、被災者の納税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付等を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講じて、被災者の負担の軽減を図る。

10 罹災証明書の交付

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

11 被災者台帳の作成

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(1) 村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

- (1) 村長は必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 住民に対し、掲示板、村防災行政無線、ケーブルテレビ、広報紙等を活用し広報を行う。
- (3) 報道機関に対し、発表を行う。

【関係機関が実施する対策】

- ア 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。
- イ それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。
- ウ 報道機関に対し、発表を行うものとする。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 活動方針

被災中小企業、農林漁業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置、また、事業再開に対する相談体制の整備を行い、各種制度の利用等を指導する。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林漁業事業者に対する支援（県）

(1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた被害農林漁業事業者等に対して次の資金を融資する。

- ア 被災農林漁業事業者の経営安定に必要な資金
- イ 被災農林漁業組合の事業運営資金

(2) 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林事業者等に対し、次の資金を融資する。

- ア 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- イ 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- ウ 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- エ 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- オ 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害に

よって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する。

(4) 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

2 被災中小企業者に対する支援（県）

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。

(1) 次の制度金融の効果的な運用を図る。

中小企業融資制度資金（融資）

- (2) 村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (3) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (4) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (5) 商工会及び村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。